



ひとり親家庭等の支援について

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
平成30年4月

(目 次)

ひとり親家庭の主要統計データ等	3
ひとり親家庭等の自立支援策の体系	10
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行について	11
平成26年度のひとり親家庭支援施策の見直しについて	12
「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)	14
I 子育て・生活支援	19
○ ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業	20
1 母子・父子自立支援員による相談・支援	21
2 ひとり親家庭等日常生活支援事業	23
3 ひとり親家庭等生活向上事業	24
4 母子生活支援施設の概要	27
5 子育て短期支援事業	30
II 就業支援	31
○ ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業	33
1 マザーズハローワーク事業	37
2 母子家庭等就業・自立支援事業	38
3 母子・父子自立支援プログラム策定事業	40
4 自立支援教育訓練給付金	41
5 高等職業訓練促進給付金	42
6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	46
7 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	47
○ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰	48
III 養育費の確保	50
○ ひとり親家庭の養育費確保に関する取り組み	51
・ 養育費相談支援センター事業	53
・ 養育費等支援事業	61
・ 面会交流支援事業	62
IV 経済的支援	63
1 児童扶養手当制度の概要	64
2 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要	71
V 平成30年度ひとり親家庭等自立支援関係予算の概要	79
【参考資料】	99

母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数 [推計値]	1 2 3. 2万世帯 (1 2 3. 8万世帯)	1 8. 7万世帯 (2 2. 3万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9. 5% (8 0. 8%) 死別 8. 0% (7. 5%)	離婚 7 5. 6% (7 4. 3%) 死別 1 9. 0% (1 6. 8%)
3 就業状況	8 1. 8% (8 0. 6%)	8 5. 4% (9 1. 3%)
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 4. 2% (3 9. 4%)	6 8. 2% (6 7. 2%)
うち 自営業	3. 4% (2. 6%)	1 8. 2% (1 5. 6%)
うち パート・アルバイト等	4 3. 8% (4 7. 4%)	6. 4% (8. 0%)
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 4 3万円 (2 2 3万円)	4 2 0万円 (3 8 0万円)
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 0 0万円 (1 8 1万円)	3 9 8万円 (3 6 0万円)
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 4 8万円 (2 9 1万円)	5 7 3万円 (4 5 5万円)

出典：平成28年度全国ひとり親世帯等調査

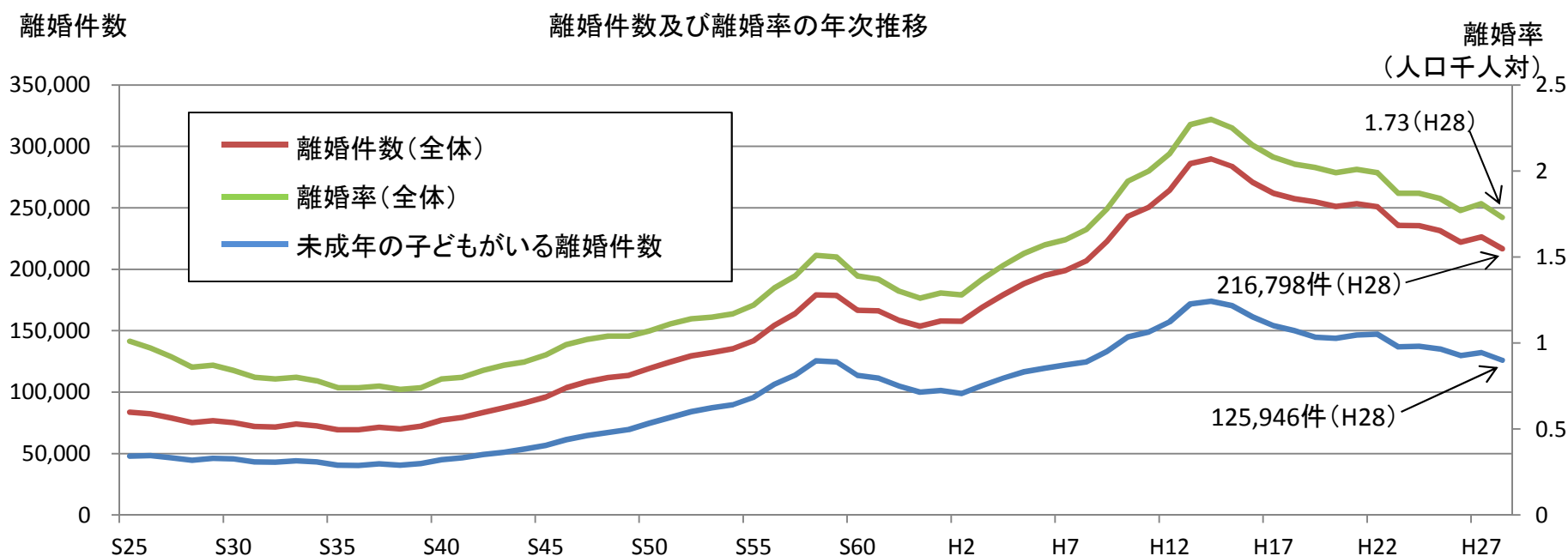
※ () 内の値は、前回(平成23年度)調査結果を表している。

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年(平成22年)の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

母子家庭と父子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約75万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯（平成27年国勢調査）
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約123万世帯、父子世帯数は約19万世帯（平成28年度全国ひとり親世帯等調査による推計）
- 児童扶養手当受給者数は100.6万人（平成28年度末時点、福祉行政報告例）
- 母子世帯になった理由は、離婚が79.5%と最も多く、次いで未婚の母8.7%、死別8.0%となっている。父子世帯になった理由は、離婚が75.6%と最も多く、次いで死別が19.0%となっている。
※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割
- 離婚件数は約21万7千件（平成28年人口動態統計（確定数））
従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
うち、未成年の子どもがいる離婚件数は約12万6千件で、全体の58.1%となっている。
- 離婚率（人口千対）は1.73(2016)。韓国2.1(2016)、アメリカ3.1(2015)、フランス1.91(2013)、ドイツ2.05(2014)、スウェーデン2.70(2014)、イギリス2.05(2011)より低く、イタリア0.86(2014)よりは高い水準。



【就労の状況】（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）

○母子家庭の81.8%、父子家庭の85.4%が就労

（海外のひとり親家庭の就業率）

アメリカ（66.4%）、イギリス（52.7%）、フランス（68.8%）、イタリア（71.6%）、オランダ（74.2%）、ドイツ（64.9%）、日本（85.9%）OECD平均（66.5%）

（出典）OECD Family databaseより（2011年の数値。日本の数値は2007年）

- 就労母子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は44.2%、「パート・アルバイト等」は43.8%
就労父子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は68.2%、「パート・アルバイト等」は6.4%

【収入の状況】（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）

- 母子家庭の母自身の平均年収は243万円（うち就労収入は200万円）
父子家庭の父自身の平均年収は420万円（うち就労収入は398万円）

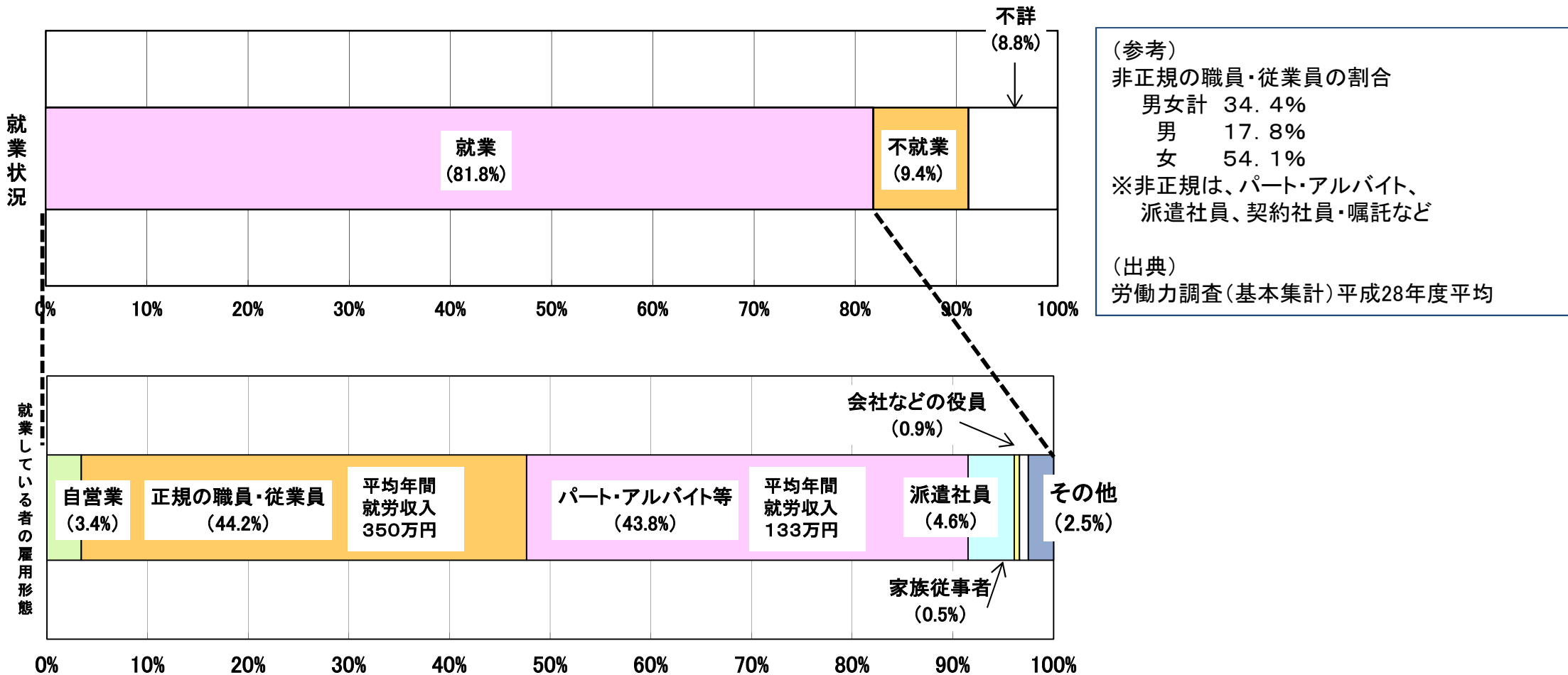
- 生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約1割

【養育費と面会交流の状況】（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）

	（離婚母子家庭）	（離婚父子家庭）
・養育費の取り決めをしている	42.9%	20.8%
・養育費を現在も受給している	24.3%	3.2%
・面会交流の取り決めをしている	24.1%	27.3%
・面会交流を現在も行っている	29.8%	45.5%

母子家庭の就業状況

- 母子家庭の81.8%が就業。「正規の職員・従業員」が44.2%、「パート・アルバイト等」が43.8%（「派遣社員」を含むと48.4%）と、一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高い。
- より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。



(出典)平成28年度全国ひとり親世帯等調査

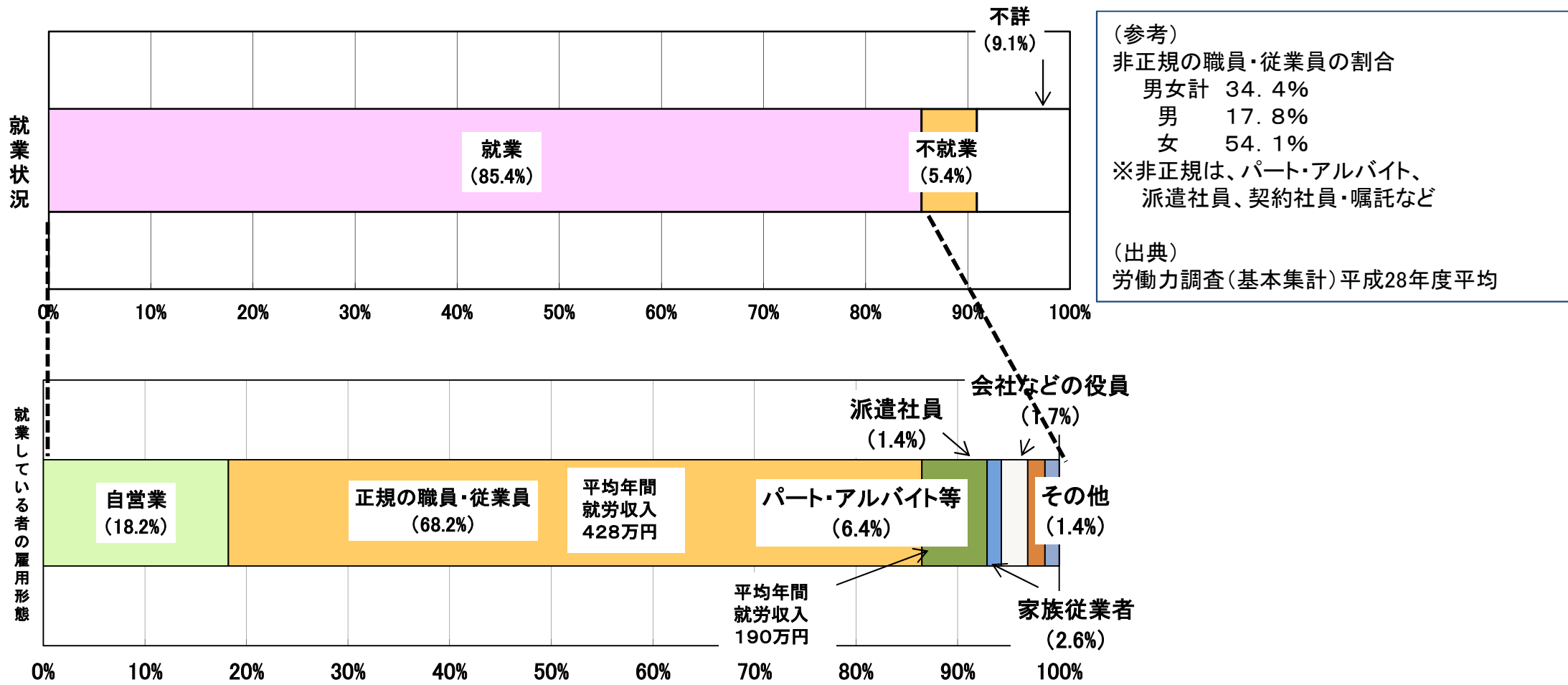
※参考《海外のひとり親家庭の就業率》

アメリカ 66.4%、イギリス 52.7%、フランス 68.8%、イタリア 71.6%、
オランダ 74.2%、ドイツ 64.9%、日本 85.9%
OECD平均 66.5%

(出典) OECD Family databaseより(2011年の数値。日本の数値は2007年)

父子家庭の就業状況

- 父子家庭の85.4%が就業。「正規の職員・従業員」が68.2%、「自営業」が18.2%、「パート・アルバイト等」が6.4%。
- 父子家庭の父の中にも就業が不安定な者がおり、そのような者への就業の支援が必要。

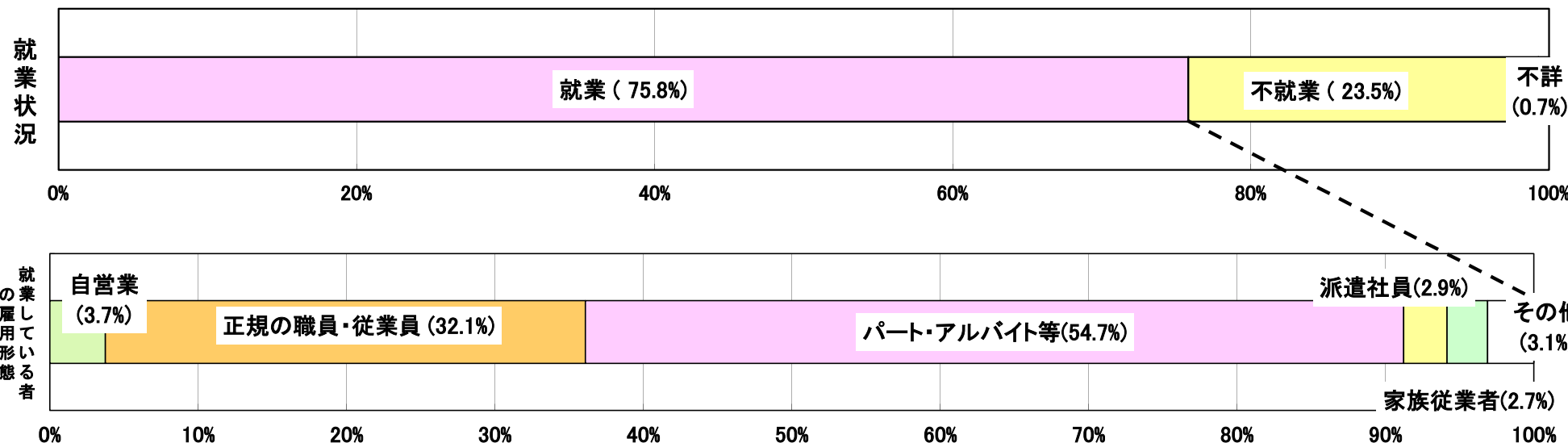


(出典)平成28年度全国ひとり親世帯等調査

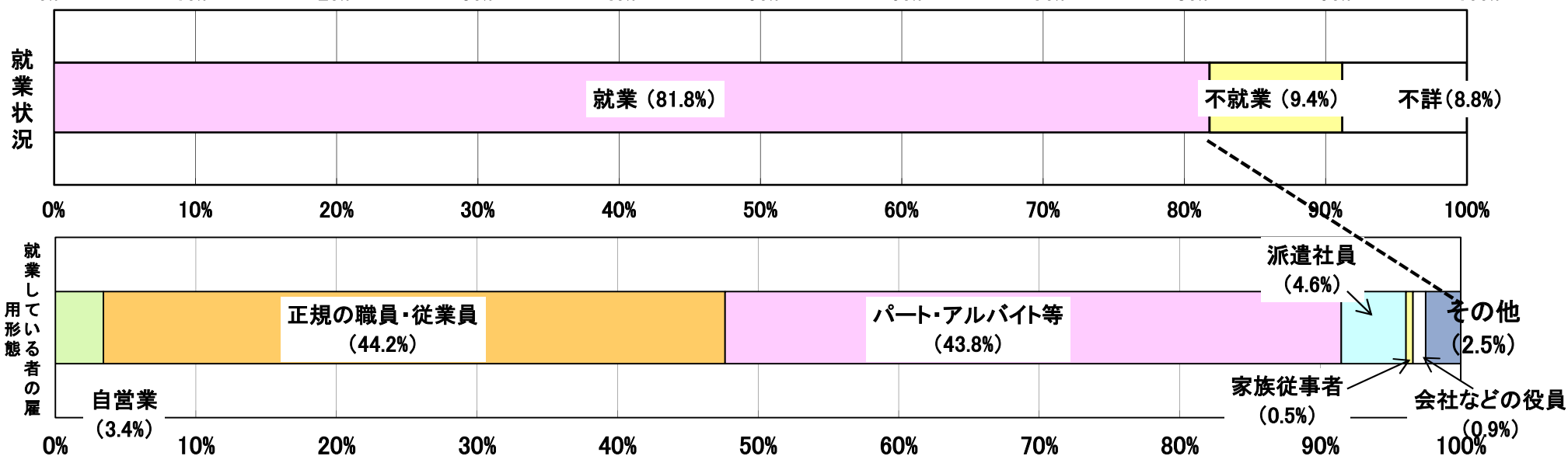
母子家庭になる前後の就業状況・雇用形態

- 母子家庭になる前の不就業は23.5%、現在では9.4%であり、14.1ポイント減。
- 母子家庭になる前の正規は32.1%、現在では44.2%であり、12.1ポイント増。
- 母子家庭になる前の非正規は57.6%、現在では48.4%であり、9.2ポイント減。

母子家庭になる前



現在



(出典) 平成28年度全国ひとり親世帯等調査

母子家庭の現状（所得状況）

○ 母子世帯の総所得は年間270.3万円。「全世帯」の50%、「児童のいる世帯」の38%に留まる。（平成28年国民生活基礎調査）

○ その大きな要因は「稼働所得」が少ないこと。稼働所得は「児童のいる世帯」の33%に留まる。

（参考）「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）のうち、「大人が一人」の世帯員の貧困率は50.8%と、依然として高い水準となっている。

所得の種類別1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得
	1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）					
全世帯	545.8	403.7	104.3	18.4	6.3	13.1
児童のいる世帯	707.8	646.9	27.0	9.7	17.4	6.7
母子世帯	270.3	213.8	7.6	0.5	42.6	5.8
	1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）					
全世帯	100.0	74.0	19.1	3.4	1.2	2.4
児童のいる世帯	100.0	91.4	3.8	1.4	2.5	0.9
母子世帯	100.0	79.1	2.8	0.2	15.7	2.1

（出典）平成28年国民生活基礎調査

※上記の表における母子世帯は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。

自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- 子どもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行について

成立日 平成24年9月7日 施行日 平成25年3月1日

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)を着実に実施するため、母子及び寡婦福祉法等に基づくひとり親家庭への就業支援とあわせて、以下の取組を実施。

項目	国で実施する事項	地方公共団体へ実施を要請する事項
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実(第2条・第3条関係)	○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法の基本方針を特別措置法の施行日(平成25年3月1日)に改正・適用すること。	○ 都道府県等で策定している母子及び父子並びに寡婦福祉法の自立促進計画について、今後、適時、改正後の基本方針を踏まえて改正すること。
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表(第4条関係)	○ 施策の実施状況について、毎年フォローアップを実施するとともに、年に一度厚生労働省ホームページにおいて公表すること。	○ 施策の実施状況に関するフォローアップのために必要な実績の把握等に協力すること。
民間事業者に対する協力の要請(第5条関係)	○ 団体・事業者に対して母子家庭の母等の就業促進に向けた協力を要請すること。 ○ 国が非常勤職員等を公募する場合に、求人情報を都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係)
母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力(第6条関係)	○ 予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品・役務を調達するよう努めなければならない。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係) ※ 地方独立行政法人においても同様の措置を講ずる。(第7条第2項)
財政上の措置(第8条関係)	○ 必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。	—

平成26年度のひとり親家庭支援施策の見直しについて

「中間まとめ※」で指摘された現状と課題

具体的な対応

支援施策全体の現状と課題

- ✓ 各家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が不十分。
- ✓ 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- ✓ 支援施策が知られず、利用が低調。
- ✓ 経済的に厳しい父子家庭も存在。

個別の支援分野の現状と課題

① 就業支援

- ✓ 非正規雇用の者が多く、稼働所得が低い。
- ✓ 就業を希望しても就職できない者も多数。
- ✓ 就業・転職には資格取得が有効。
他方で、訓練と子育てとの両立が困難。

② 子育て・生活支援、子どもへの支援

- ✓ 就業・訓練と子育てとの両立が困難。
- ✓ 子どもへの影響(貧困の連鎖など)も懸念。

③ 養育費確保、④経済的支援

- ✓ 養育費等の取決め・履行は十分に進まず。
- ✓ 児童扶養手当の公的年金との併給制限の見直しや、母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大が検討課題。

I. 相談支援体制の構築

《支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築》

- 支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口の構築【予】
- 支援施策の広報啓発活動の強化【予・法】
- ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備【予・法】
- 父子家庭への支援の推進、施策の周知徹底【予・法】

II. 支援メニューの充実

《安定した雇用による就労自立を実現》

- ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援【予】
- 就業支援関連事業等（就業支援講習会、相談関係職員の研修、自立支援プログラム策定等の拡充）の充実強化【予】
- 資格取得のための給付金の非課税化【税・法】

《就業等と子育ての両立及び子どもの健全育成を実現》

- 就職活動等の際の保育サービス(日常生活支援事業)の拡充等【予・法】
- 児童訪問援助員の派遣、学習支援ボランティア事業の拡充【予・法】

《養育費確保支援を推進、経済的支援の機能を強化》

- 養育費、面会交流に関する周知啓発、連携した相談体制【予】
- 児童扶養手当の公的年金との差額支給【予・法】
- 母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大【予・法】

ひとり親家庭における子育て・就業の両立による就業自立、子どもの健全育成を実現。

※1 社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 中間まとめ(平成25年8月)

※2 【 】内の「予」は平成26年度予算で確保したもの、「税」は平成26年度税制改正が認められたもの、「法」は法律改正事項となるもの。

平成26年度のひとり親家庭支援施策の見直しについて

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。

※ 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく見直し。

母子及び寡婦福祉法の改正

1. ひとり親家庭への支援体制の充実

- 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、①都道府県・市等による支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整、②母子・父子自立支援員（*3(2)参照）等の人材確保・資質向上、③関係機関による相互協力について規定。

2. ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

- (1) 就業支援の強化
高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。 ※母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金。
- (2) 子育て・生活支援の強化
保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。
子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化。
- (3) 施策の周知の強化
就業支援事業、生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。

3. 父子家庭への支援の拡大

- (1) 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。
- (2) 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

児童扶養手当法の改正

4. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

- 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

施行期日

- (1) 1～3については、平成26年10月1日に施行。
- (2) 4については、平成26年12月1日に施行（平成27年4月から支払い）。

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。



平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定



すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。**

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など



平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。

引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

- 昭和63年から平成23年の25年間で
母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍
(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、
父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

- ◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

- ◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

平成28年通常国会において
児童扶養手当法改正法が成立

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方型支援
- 集中相談体制の整備 等

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

2 児童扶養手当の機能の充実

- 第2子・第3子加算額を倍増

3 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討 等

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- 利率の引き下げ

5 保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実
- 大学等奨学金事業の充実 等

2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築 等

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- SSWの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進 等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの準備 等

2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

- 「地域応援子供の未来応援交付金」創設

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の充実
- 高等職業訓練促進資金貸付事業創設
- 自立支援教育訓練給付金の充実 等

2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張ハローワークの実施
- マザーズハローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充 等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コース等の創設
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進 等

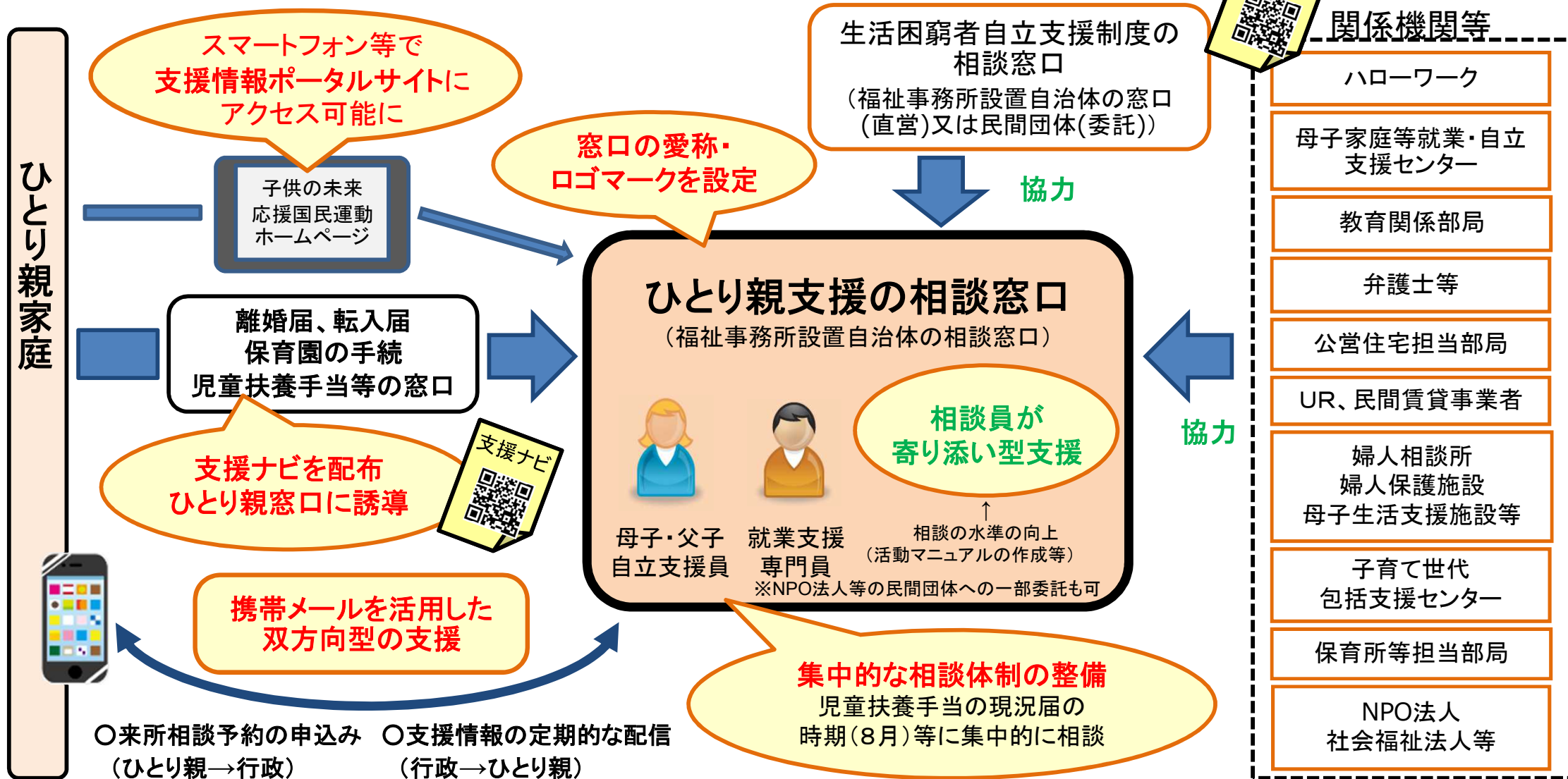
住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援 等

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



※平成27年度補正予算で相談窓口の充実等に必要な備品購入等を補助。

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」

愛称・ロゴマーク

困難な状況にある親を含め、誰から見てもわかりやすく、相談に行けば支援につながるという共通イメージにより、支援を必要とするひとり親家庭等に対する支援に確実につなげていくことができるよう、プロジェクトの愛称・ロゴマークを、以下のとおり定めた。

通称

親と子どもたち一人ひとりのための
「こどもの成長支援プロジェクト」

愛称

親と子どもたち一人ひとりのための
「すくすくサポート・プロジェクト」
(略称: **すくサポ**)

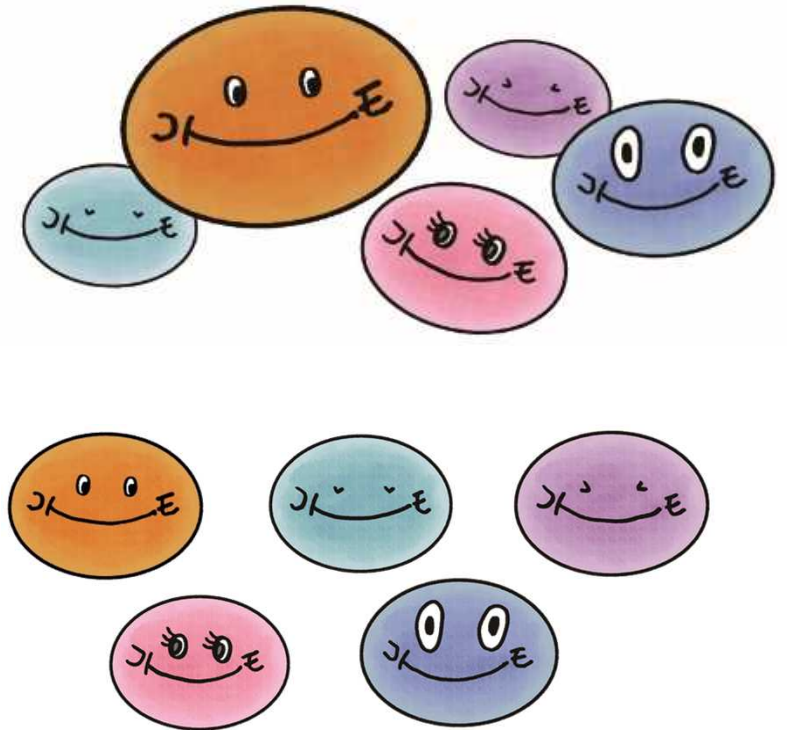
相談窓口名

親と子どもの住む 暮らす 学ぶ 働くを総合支援
「こどもすくすくスクエア」

相談員名

気づく 寄りそう つなげていく
「こどもすくすくサポーター」

ロゴマーク



※複数のマークのうち、1つのマークを単独で使うことも可能。

I 子育て・生活支援

ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

事業名		支援内容	実績等
母子・父子自立支援員による相談・支援		ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,712人 (常勤470人 非常勤1,242人) (相談件数) 746,253件
ひとり親家庭等日常生活支援事業		修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 33,889件
ひとり親家庭等生活向上事業	相談支援事業	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。	(相談延件数) 24,746件
	家計管理・生活支援講習会等事業	家計管理、子どものしつけ・育児や健康管理などの様々な支援に関する講習会を開催する。	(受講延件数) 11,956件
	学習支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施する。	(利用延件数) 11,963件
	情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを相談しあう場を設ける。	(開催回数) 396回
	子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。	(利用延人数) 69,753人
母子生活支援施設		配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	施設数: 232か所 定員: 4,779世帯 現員: 3,330世帯 (児童 5,479人)
子育て短期支援事業		児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。	ショートステイ実施 : 764箇所 トワイライトステイ実施 : 386箇所

(注)実績等について 母子・父子自立支援員:平成28年度末現在、母子生活支援施設:平成28年10月1日現在、
子育て短期支援事業:平成28年度変更交付決定ベース、ひとり親家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭等生活向上事業:平成28年度実績

1 母子・父子自立支援員による相談・支援

設 置

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所設置町村長が、社会的信望があり、かつ、その職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、母子・父子自立支援員を委嘱。
 - ・ 勤務場所 原則、福祉事務所
 - ・ 設置状況 1, 712人（常勤470人、非常勤1, 242人）【平成28年度末】



【参 考】

- 平成26年母子及び父子並びに寡婦福祉法改正において、都道府県及び市等に、母子・父子自立支援員を始めとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材の確保や資質の向上を図るための研修を行う等の措置を講ずることの努力義務化。
- 平成28年児童福祉法等改正法において、母子・父子自立支援員の非常勤規定を削除。

職 務

- ひとり親家庭及び寡婦に対し、
 - ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法及び生活一般についての相談指導等
 - ② 職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談指導等
 - ③ その他自立に必要な相談支援
 - ④ 母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関する相談・指導などの業務を実施。

《研修実践例》

- 埼玉県の自立支援員研修（年3回、半日で実施）の内容
 - ・ 専門家による講演
 - ・ 県の施策の説明（年度当初には新規事業を含む）
 - ・ 県外で実施されている全国やブロック単位での研修会の参加報告（県内から2名程度が参加）
 - ・ 施設見学又は施設紹介（DVを対象としたシェルターやステップハウス など）

相談件数《平成28年度》

		生活 一般	再掲			児童	経済的 支援・ 生活援護	再掲		その他	合計
			うち 就労	うち配偶者 等の暴力	うち養育費			うち福祉 資金	うち児童 扶養手当		
母子・ 寡婦	件数	195,327	70,531	13,508	7,736	69,520	441,498	258,171	123,716	21,171	727,516
	割合	26.8%	9.7%	1.9%	1.1%	9.6%	60.7%	35.5%	17.0%	2.9%	100.0%
父子	件数	4,896	1,147	111	213	3,387	10,135	4,368	3,897	319	18,737
	割合	26.1%	6.1%	0.6%	1.1%	18.1%	54.1%	23.3%	20.8%	1.7%	100.0%
合計	件数	200,223	71,678	13,619	7,949	72,907	451,633	262,539	127,613	21,490	746,253
	割合	26.8%	9.6%	1.8%	1.1%	9.8%	60.5%	35.2%	17.1%	2.9%	100.0%

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

※平成26年度から実施

目的

- ひとり親家庭に対する総合的な支援体制を構築・強化するため、地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制の確保や、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実に努めるとともに、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談事業を実施し、適切な支援メニューにつなげられるような体制の整備を図ることを目的とする。

事業内容

- 就業支援に関する専門的な知識を有する専任の「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、①自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。
- 児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口にて配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

実施体制・実施方法

- 就業支援専門員には、ハローワークや民間の職業紹介会社において職業紹介、キャリアコンサルティングなどの実務経験を有する者、若者の自立支援を行う団体での支援経験者などを選定する。
- ひとり親家庭の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日における窓口での相談やメールでの双方向型の支援の実施を可能とする相談体制の構築に努める。

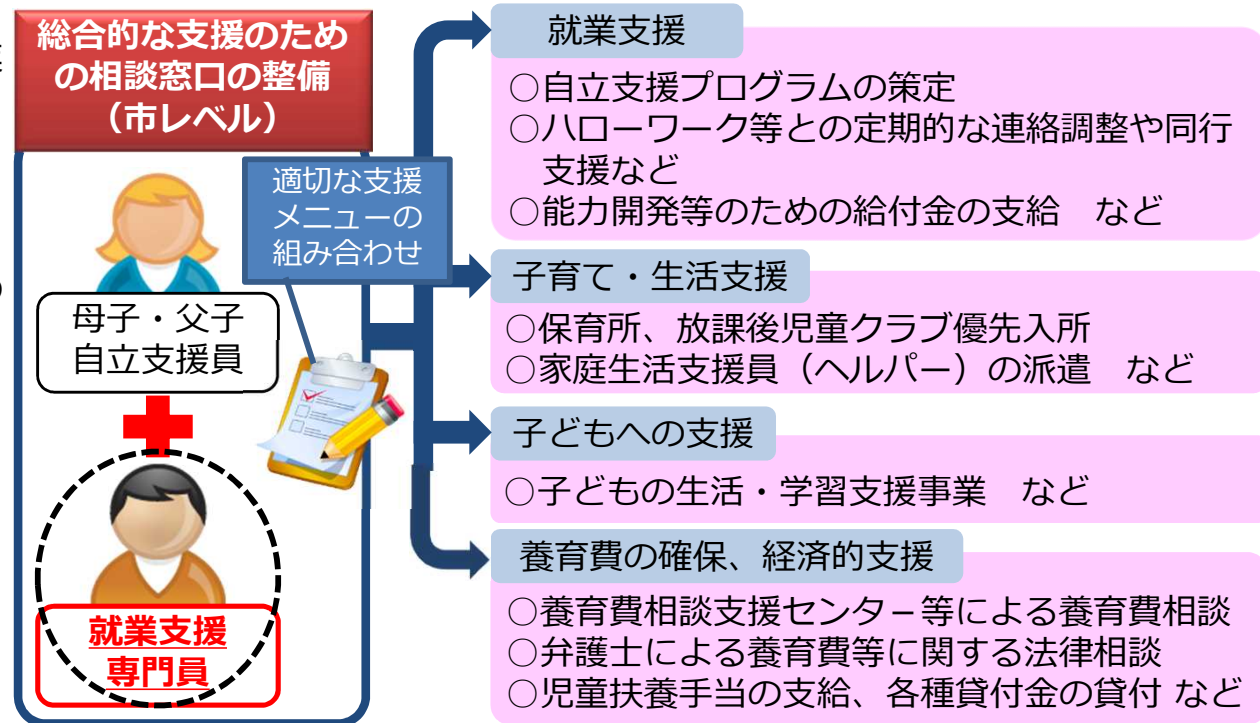
【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等
(事業の全部又は一部を委託可)

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数

【参考：就労支援専門員の配置状況等《28年度》】

○配置状況：52名 ○相談延べ件数：12,553件



2 ひとり親家庭等日常生活支援事業

※昭和50年度から実施

目的

- 母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

事業内容

- 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話などを行う。
 - (1) 一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
 - ・ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由
 - (2) 定期的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（未就学児を養育しているひとり親家庭に限る。）
- 実施場所：生活援助…ひとり親家庭等の居宅
保育等のサービス…家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など



- 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物）を行う
- 保育等のサービスは、乳幼児の保育、子どもの生活指導などを行う



実施体制・実施方法

- 家庭生活支援員には、支援の内容を十分実行できる者、特に母子家庭の母等の当事者を積極的に選定するよう努める。
また、保育等のサービスを行う者は、国が示した基準に基づく一定の研修（合計27時間）を修了した者等から選定する。
- 派遣等を受けた世帯は、派遣等に要した費用の一部を負担する。

<利用料（1時間当たり）>

	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村
（事業の一部を民間団体等に委託可）

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【30予算】母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数

【参考：派遣等実績】

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実件数	4,455件	4,608件	4,142件	3,515件	3,562件
延べ件数	51,850件	53,602件	44,163件	33,889件	36,841件

3 ひとり親家庭等生活向上事業

目 的

○ ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児又は自身や子どもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。

また、ひとり親家庭の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

事業内容

1. ひとり親家庭等生活支援事業

① 相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。

② 家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。

③ 学習支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭の親に対して学習支援を実施する。

④ 情報交換事業

ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

2. 子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業（122億円）の内数

【実施自治体数】 852か所《平成28年度》

家計管理・生活支援講習会等事業

※平成28年度から一部事業を組み替えて実施

目的

- ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児や自身の健康管理など様々な面において困難に直面することがあるため、家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催や個別相談を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

事業内容

- 講習会の内容は、講習を受講することによって受講者の家計管理能力の向上や自立につながると考えられるものとする。
- 各種講習会終了後、必要に応じて、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有し、適切な助言・指導を行うことができる者による個別相談を実施する。



実施体制・実施方法

- 講習会の講師には、テーマに応じて、ファイナンシャルプランナー、弁護士等の専門的な知識・経験を有し、分野に精通する者を選定する。
- 個別相談を実施した場合には、相談記録を整備し、必要に応じて、本人の承諾を得て母子・父子自立支援員やより専門的な相談機関等に情報提供や取り次ぎを行う。
- 知り得た情報の取扱いについては、秘密の保持に十分配慮する。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【30予算】母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数

【参考：28受講延べ件数】11,956件

《福岡市：養育費・面会交流セミナー》

平成28年度

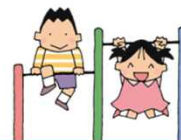
養育費・面会交流セミナーⅣ

日時：2月25日(土) 13:30~15:30

- ◆場 所：福岡市立ひとり親家庭支援センター 3階 技能習得室
- ◆講 師：相原 わかばさん (女性協同法律事務所 弁護士)
- ◆内 容：養育費の取り決め方、養育費の額、公正証書の作成方法、面会交流、調停、強制執行の手続きなど、質疑応答
- ◆対 象：ひとり親家庭及びお子さんがいて離婚を考えている方
- ◆定 員：15名 月曜日休館
- ◆託 児：あり (無料・要予約)

養育費を

もらいましょう!



【申込み・問い合わせ先】

ひとり親家庭支援センター

福岡市中央区大手門 2丁目 5-15

電話での申し込み可 ☎715-8805

http://www.fukspc.com



《沖縄県：子育て世代のくらしとお金の教室》

「子育て世代のくらしとお金の教室」実施概要

【那覇会場】 日程：第1回：2016年11月26日(土) 第2回：12月10日(土)
会場：沖縄県総合福祉センター

＜第1回＞ 11月26日(土)			
日時	内容	講師	
10:00~	受付		
10:20~	開会挨拶		
10:30~12:00	セッション1 知っておこう! 子供の教育費と社会保険・公的支援の活用法 子供の教育に必要なお金とその貯め方、社会保険の仕組みと役立たい公的支援制度について学びます。	青山 喜佐子 (特定社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー)	
12:00~12:45	休憩		
12:45~14:15	セッション2 やりくり上手になるための家計の見直し・節約のポイント 家計の見直しのポイントや節約術について、ファイルやレシートを使った簡単な管理・把握方法について学びます。	佐々木 かおり (ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー) 名城 佳枝 (ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー)	
14:15~14:30	閉会		

＜第2回＞ 12月10日(土)			
日時	内容	講師	
10:00~	受付		
10:30~12:00	セッション3 気をつけて! スマホ、クレジットカード、ローンの契約・利用でのトラブル 最近の情報通信の契約や課金の仕組みとトラブル、クレジットカードやローンを利用する際の注意点について学びます。	仲宗根 京子 (消費生活専門相談員、NPO法人消費者センター沖縄理事長) 二宮 哲夫 (総務省沖縄総合通信事務所情報通信課長)	
12:00~12:45	休憩		
12:45~14:15	セッション4 子育て世代のためのライフプランニング 家計管理・節約法の実践について振り返り、今後の子供の成長にあわせて必要となるライフプランの立て方について学びます。	佐々木 かおり (ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー) 名城 佳枝 (ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー)	
14:15~14:30	記念品の贈呈、閉会		

子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

※平成28年度から実施

目的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
 - ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。
(食材費は、実費徴収可)
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)
【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数
【28実績(延べ利用人数)】 69,753人

＜実施場所＞
児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者



地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)

＜支援の内容(例)＞

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



4 母子生活支援施設の概要

目的

- 母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」（児童福祉法第38条）である。児童（18歳未満）及びその保護者（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子）が対象であるが、児童が満20歳に達するまで在所させることができる。

入所手続

- 施設への入所は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が児童福祉法に基づいて行う入所契約により行われる。

【参考】児童福祉法第23条

- ① 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。（後略）
- ② 前項に規定する保護者であって母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。（後略）

職員配置等

- 母子生活支援施設には、各母子世帯の居室のほか集会・学習室等があり、母子支援員、保育士（保育所に準ずる設備のある場合）、少年指導員兼事務員、調理員等、嘱託医を配置。
- その他加算等：①小規模分園型（サテライト）母子生活支援施設、②特別生活指導費加算、③被虐待児受入加算
 - ① 入所する母子家庭のうち、早期の自立が見込まれる者について地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進。
 - ② 障害のある親等処遇が困難な母子については、手厚い保護・指導が必要であるため、母子支援員を加配。
 - ③ 虐待を受けた子どもについては、入所当初の関わりが特に重要なことから、職員との信頼関係の構築及び愛着の形成などのため、虐待を受けた子どもへの支援の充実を図るため、その受入児童数（入所後1年間）に応じて、職員の雇上や日常諸費等を支弁。

施設数等

施設数	定員	現員（充足率）
232か所	4,779世帯	3,330世帯（69.7%）

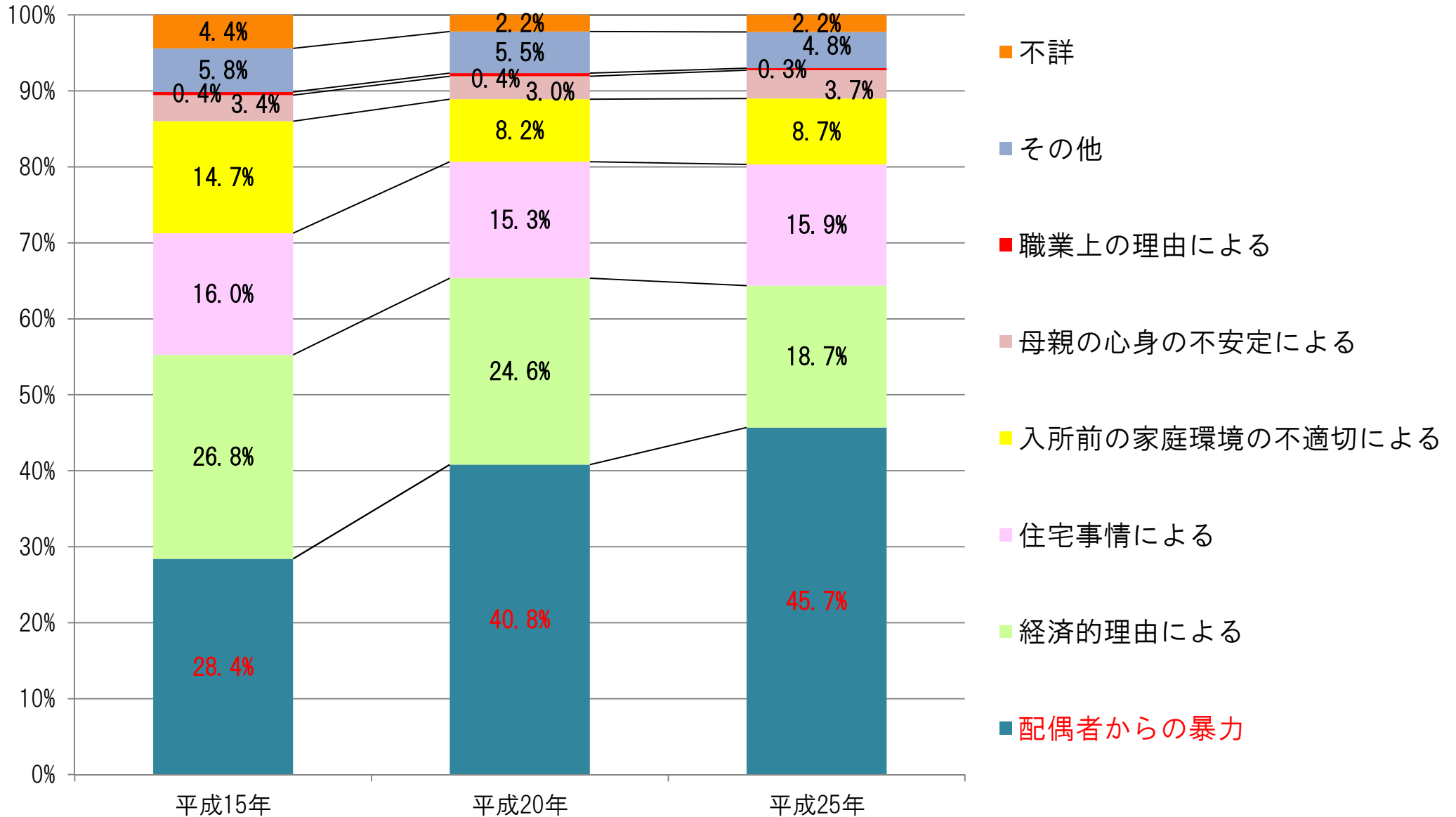
（※）厚生労働省子ども家庭局家庭福祉調べ（28.10.1現在）

費用補助

- 施設整備費：次世代育成支援対策施設整備交付金により補助（次世代育成支援対策推進法第11条第1項）
- 運営費：児童入所施設措置費等国庫負担金により費用負担（児童福祉法第53条）

母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移

母子生活支援施設の入所理由について、「配偶者からの暴力」を理由とするものが増加しており、平成25年には5割近くを占めている。



母子生活支援施設の入所者等の状況

(1) 在籍児童の在籍時及び入所時の年齢別児童数（平成25年2月1日現在在籍児童の状況）

（単位：人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	総数
在籍時	222	366	428	461	476	476	452	413	378	363	336	330	296	233	238	200	138	114	84	6,006
割合	3.7%	6.1%	7.1%	7.7%	7.9%	7.9%	7.5%	6.9%	6.3%	6.0%	5.6%	5.5%	4.9%	3.9%	4.0%	3.3%	2.3%	1.9%	1.4%	100.0%
入所時	812	642	608	544	531	437	382	344	308	297	268	223	179	152	113	80	45	27	7	6,006
割合	13.5%	10.7%	10.1%	9.1%	8.8%	7.3%	6.4%	5.7%	5.1%	4.9%	4.5%	3.7%	3.0%	2.5%	1.9%	1.3%	0.7%	0.4%	0.1%	100.0%

(2) 保護者の年齢別在籍人員（平成28年3月1日現在）

出典：(1) 「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」

母等の年齢	20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満	40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65～70歳未満	70歳以上	合計
人数	35	264	469	729	791	662	328	130	24	6	1	1	3,440
割合	1.0%	7.7%	13.6%	21.2%	23.0%	19.2%	9.5%	3.8%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%	100.0%

(3) 在所期間別世帯数（平成27年度）

在所期間	6月未満	6月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	合計
世帯数	248	183	396	270	123	77	110	41	1,448
割合	17.1%	12.6%	27.4%	18.7%	8.5%	5.3%	7.6%	2.8%	100.0%

(4) 退所世帯の退所後居住形態（平成27年度）

区分	親・親戚との同居	成人した子との同居	復縁又は再婚	配偶者以外との結婚	単独の母子世帯				その他の社会福祉施設	不明・その他	合計	
					公営住宅	民間アパート	社宅	本人宅				
世帯数	125	1	113	51	1,022	347	656	8	11	65	71	1,448
割合	8.6%	0.1%	7.8%	3.5%	70.6%	24.0%	45.3%	0.5%	0.8%	4.5%	4.9%	100.0%

出典：(2)～(4) 「社会的養護の現況に関する調査」（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ） 29

5 子育て短期支援事業の概要

目的

- 保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則7日以内：必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。

【対象者】 次の事由に該当する家庭の子ども又は母子等

- 子どもの保護者の疾病
- 育児不安、育児疲れなど身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の子ども

実施か所の約6割が児童養護施設で実施



実施体制・実施方法

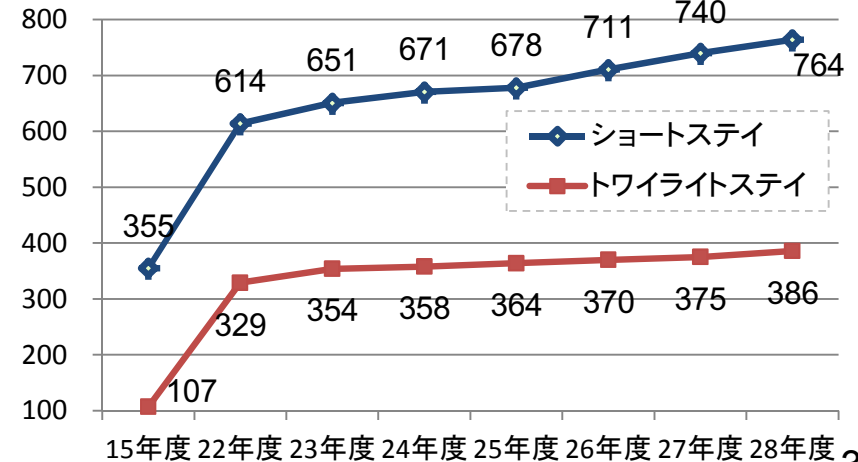
- 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護できる施設で実施する。
- 近隣に実施施設がない等の場合には、保育士、里親等に委託し、当該者の居宅において又は子ども、母子等の居宅に派遣して養育・保護を行う。
- ひとり親家庭は、利用の必要性が高いものとして優先的に対応するなど特別な配慮を行う。

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者に委託可）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※国、地方ともに消費税財源

【30予算】 子ども・子育て支援交付金(1,188億円)[内閣府所管]の内数

(実施か所数)



Ⅱ 就業支援

ひとり親家庭に対する主な就業支援について(平成30年度)

就業相談・職業紹介等

ハローワークにおける職業紹介等

- 就業支援ナビゲーター等による個別支援
- トライアル雇用の活用
- 公的職業訓練の受講あっせん

マザーズハローワーク事業 (199箇所※30年度新設箇所含む。)

- 母子家庭の母等の支援機関へ出張相談、託児付きセミナーの開催
- 公的職業訓練の受講あっせん

ハローワークに人材確保対策コーナーを設置 (84箇所※30年度新設箇所含む。)

- 福祉分野(介護・医療・保育)等を含めた人材不足分野について担当者制も活用した職業相談・職業紹介
- 同コーナーを設置していないハローワークにおいても、求人情報の提供や必要に応じて人材確保対策コーナーの利用勧奨等を実施。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施
- 就業準備に関するセミナー等の開催
- 養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供
- 自営型の在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるよう、在宅就業コーディネーターによる支援を実施

被保護者就労支援事業

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施。

被保護者就労準備支援事業

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

- 個々の母子家庭及び父子家庭の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定、また、必要に応じてプログラムで策定した目標を達成した後もアフターケアを実施することにより、きめ細やかな自立支援を行う。

職業訓練等

国及び都道府県が行う公共職業訓練

- 託児サービスを付加した訓練コースを実施。
- 訓練受講生のうち、自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した訓練コースを実施。
- 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施。
- 短時間訓練コースやeラーニングコースを実施

給付金等

職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

- 母子家庭の母等になって3年以内に安定所に出頭して求職の申込みをした場合に、その求職期間中に安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給

高等職業訓練促進給付金等事業

- 1年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給
 - ・支給額
市町村民非課税世帯月額：100,000円
// 課税世帯月額：70,500円
 - ・支給期間
修学する期間の全期間(上限3年)

高等職業訓練促進資金貸付事業

- 高等職業訓練促進給付金を受給する者に対して、入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)を貸付。5年間就業を継続した場合、返還免除とする。

自立支援教育訓練給付金事業

- 教育訓練講座修了後に受講費用の60%を支給

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- 高卒認定試験合格のための講座修了後に受講費用の20%を支給
- 高卒認定試験に合格した場合に受講費用の40%を支給(最大、受講費用の6割を支給(上限15万円))

母子父子寡婦福祉貸付金

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け(平成26年10月1日から父子家庭を対象)

求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施
- 求職者支援訓練において、託児サービスを付加した訓練コースや短時間訓練コースを実施
- 職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】
(受講手当月10万円、通所手当、寄宿手当)※一定の支給要件あり

雇用保険給付(被保険者)

基本手当

- 雇止めにより離職した有期労働者等について、受給資格要件の緩和(被保険者期間12月→6月)及び解雇等と同様の手厚い給付を行う
- 倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、基本手当が60日間延長される。

再就職手当

- 早期に安定した職業に再就職した場合は支給残日数の60%~70%を支給
給付額：基本手当日額×支給残日数×60%~70%

教育訓練給付制度

- 一般教育訓練を受講修了した場合に訓練経費の20%を支給
- 専門実践教育訓練を受講した場合に、修了する見込みで受講している方と修了した方に、6か月ごとに訓練経費の50%を支給
受講修了し、資格取得等を行い、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合等に、訓練経費の20%を追加支給

母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援 (助成金)

特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して、賞金相当額の一部を助成

トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により試用雇用(原則3か月)した事業主に対して月額最大5万円を支給

キャリアアップ助成金

- 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。)の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成
 - ①正社員化コース
 - ②賞金規定等改定コース
 - ③健康診断制度コース
 - ④賞金規定等共通化コース
 - ⑤諸手当制度共通化コース
 - ⑥選択的適用拡大導入時処遇改善コース
 - ⑦短時間労働者労働時間延長コース
- ※事業主が母子家庭の母等又は父子家庭の父の有期契約労働者等に対して、①の取組を実施した場合、一定額を支給額に上乗せする

両立支援等助成金

- 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給
 - 事業所内保育施設コース
 - 出生時両立支援コース
 - 介護離職防止支援コース
 - 育児休業等支援コース
 - 再雇用者評価処遇コース

※黒地に白抜の事項が母子家庭等に係る特別対策

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業名	支援内容
1 ハローワークによる支援 <ul style="list-style-type: none"> ・マザーズハローワーク事業 ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援制度 など 	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援センター事業（H15年度創設） <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度自治体実施率：97.4%（112／115） ・相談件数：7万8,848件 ・就職実人数：5,443人 	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
3 母子・父子自立支援プログラム策定事業（H17年度創設） <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度自治体実施率：64.0%（579／904） ・プログラム策定数：6,970件 	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金（H15年度創設） <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度自治体実施率：94.2%（852／904） ・支給件数：816件 ・就職件数：637件 	地方公共団体が指定する教育訓練講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など）を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円）を支給する。
5 高等職業訓練促進給付金（H15年度創設） <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度自治体実施率：95.9%（867／904） ・総支給件数：7,110件（全ての修学年次を合計） ・資格取得者数：2,475人 （看護師 934人、准看護師 1,161人、保育士 142人、介護福祉士 61人等） ・就職者数：1,920人 （看護師 823人、准看護師 782人、保育士 119人、介護福祉士 53人等） 	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金（月額10万円（住民税課税世帯は月額7万500円）、上限3年）を支給する。
6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（H27年度創設（補正）） <ul style="list-style-type: none"> ・貸付件数 入学準備金：787件 就職準備金：362件 	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金（入学準備金50万円、就職準備金20万円）を貸し付ける。
7 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（H27年度創設） <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度自治体実施率：22.6%（204／904） ・事前相談：164件 支給件数：28件 	ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部（最大6割、上限15万円）を支給する。

（※）115自治体（都道府県、政令市、中核市の合計）、904自治体（都道府県、市、福祉事務所設置町村の合計）

ひとり親家庭に対する就業支援関係の実績（1）

1 ハローワークによる支援

○ 母子家庭の母の職業紹介状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
紹介件数	491,240件	487,183件	448,379件	396,341件	361,077件	317,449件
就職件数	93,613件	98,077件	98,597件	94,316件	90,018件	83,100件

○ マザーズハローワーク事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
就職件数	69,137件	69,413件	72,050件	76,119件	75,297件	73,776件

2 母子家庭等就業・自立支援センター事業

○ 実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成28年度	47か所（100.0%）	20か所（100.0%）	45か所（93.8%）	112か所（97.4%）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談件数	101,575件	99,085件	83,581件	77,568件	79,852件	78,848件
就職件数	6,366件	6,097件	5,575件	5,489件	5,523件	4,951件

ひとり親家庭に対する就業支援関係の実績（2）

3 母子・父子自立支援プログラム策定事業

○ 実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成28年度	42か所 (89.4%)	20か所 (100.0%)	41か所 (85.4%)	476か所 (60.3%)	579か所 (64.0%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
策定件数	7,179件	7,590件	7,175件	7,104件	7,179件	6,970件
就職件数	4,441件	4,462件	4,437件	4,250件	4,127件	3,658件

4 自立支援教育訓練給付金（※）

○ 実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	48か所 (100.0%)	737か所 (93.4%)	852か所 (94.2%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支給件数	1,159件	1,234件	1,004件	647件	641件	816件
就職件数	682件	880件	675件	488件	513件	637件

ひとり親家庭に対する就業支援関係の実績（3）

5 高等職業訓練促進給付金（※）

○ 実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	48か所 (100.0%)	752か所 (95.3%)	867か所 (95.9%)

○ 総支給件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総支給件数	10,287件	9,582件	7,875件	6,961件	5,768件	7,110件

○ 資格取得者数及び就職件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資格取得者数	3,016件	3,821件	3,212件	2,804件	2,256件	2,475件
就職件数	2,442件	3,079件	2,631件	2,217件	1,785件	1,920件

（※）「4 自立支援教育訓練給付金」及び「5 高等職業訓練促進給付金」は、平成28年度より、すくすくサポート・プロジェクトに基づき、支援を拡充。

1 マザーズハローワーク事業

拠点

マザーズハローワーク(21箇所 [平成18年度より設置])

- ・ 子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施する専門のハローワーク。
- ・ 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市に設置。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

【マザーズハローワークでの相談の様子】



マザーズコーナー(178箇所※30年度新設箇所含む [平成19年度より設置])

- ・ マザーズハローワーク未設置地域であって、県庁所在地等中核的な都市のハローワーク内に設置する専門窓口。

支援サービスの特徴

求職活動の準備が整い、具体的な就職希望を有する子育て女性等を対象に、利用しやすい環境を整備の上、きめ細かい就職支援サービスを提供。

○ 総合的かつ一貫した就職支援

- ・ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ・ 再就職に資する各種セミナー（パソコン技能講習など）の実施、公的職業訓練へのあっせん
- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供
- ・ 求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓、事業所情報の提供
- ・ マザーズハローワーク等にひとり親専門の相談員を配置し、プライバシーに配慮した専門的な相談支援を実施

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ 職業相談中の子どもの安全面への配慮を施したキッズコーナーの設置や授乳スペースの確保
- ・ 職業相談窓口へのベビーチェアの配置

【キッズコーナー】



【授乳スペースのベビーベッド】



【保育所情報】



2 母子家庭等就業・自立支援事業

事業内容

※平成15年度から実施

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。

《平成28年度》
 ○実施か所：137か所
 ○相談件数：78,848件
 ○就職件数：5,443件

都道府県・指定都市・中核市

一般市・福祉事務所設置町村

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

支援メニュー

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供
・電子メール相談等

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施
・養育費相談の実施等

在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等

面会交流支援事業

- ・面会交流援助の実施等

相談関係職員研修支援事業

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

(2) 一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の8つの支援メニューの中から、地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択して実施

※ 面会交流支援事業については、平成28年度から一般市等就業・自立支援事業のメニューに追加。

- ・「地域生活支援事業」を「養育費等支援事業」と改称し、弁護士による離婚前を含めた養育費確保のための法律相談などを実施する。（平成28年度から）
- ・「管内自治体・福祉事務所支援事業」を「相談関係職員研修支援事業」と改称。（平成28年度から）

【実施主体】 (1) 都道府県・指定都市・中核市
 (2) 一般市・特別区・福祉事務所設置町村
 (事業の全部又は一部を委託可)
 【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2
 【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数

ひとり親家庭の在宅就業推進事業

※平成27年度から実施

目的

- 在宅での就業を希望するひとり親に対し、在宅業務を適切に行うために必要なノウハウ等を習得するための在宅就業コーディネーターによる支援を通じ、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援する。
（在宅就業に必要な基本的なスキルの習得が必要な場合には、母子家庭等就業・自立支援センター事業で行われている訓練等を活用）

事業内容

- 実施主体又は委託を受けた事業実施者は、在宅就業希望者等を対象としたセミナーや在宅就業者同士の情報共有に資するサロンの開催、在宅就業に係る業務の調達、在宅就業者への業務発注、在宅就業者が納入した業務の検収と納品等を行う。
- 在宅就業コーディネーター（在宅就業に関する知識やひとり親家庭への自立支援に理解を有する者等）を配置し、発注業者との契約締結の方法や業務スケジュールの管理等在宅就業者へのサポートを行う。

実施体制・実施方法

- 事前に在宅就業希望者等からの相談に応じ、その者が望む在宅就業の形態等を聞き取り、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、一定の知識や技術等を有することを確認する。
- 在宅就業希望者等と請負契約を結んだ上で、発注、報酬の支払いを行う。その際、在宅業務の内容、実施方法（業務の作業手順等）等の説明を行う。
- 事業実施者及び発注企業のインセンティブを高めるため、支援対象者数等に連動した委託費の支払や多数の業務を発注した企業の公表を行う。

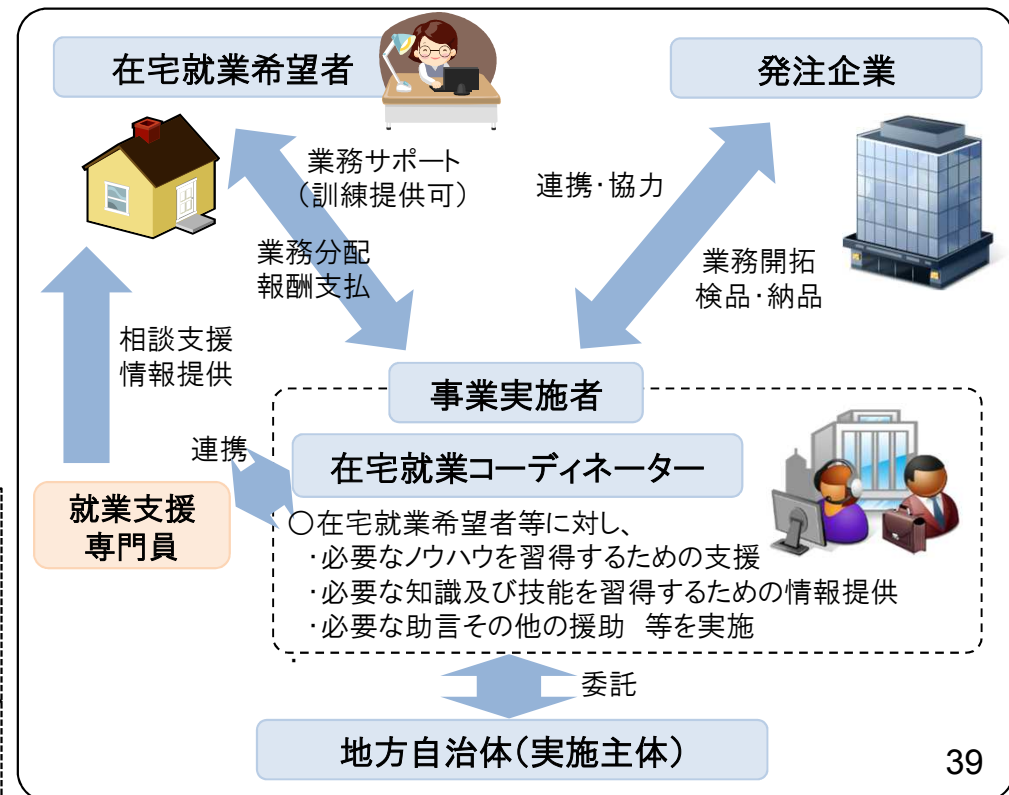
【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等
（事業の全部又は一部を委託可）

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数

【29実施か所】 7都県市区（青森県、東京都、岐阜県、名古屋市、大阪市、八王子市、練馬区）

（注）下線の都県区は、在宅就業コーディネーターを配置

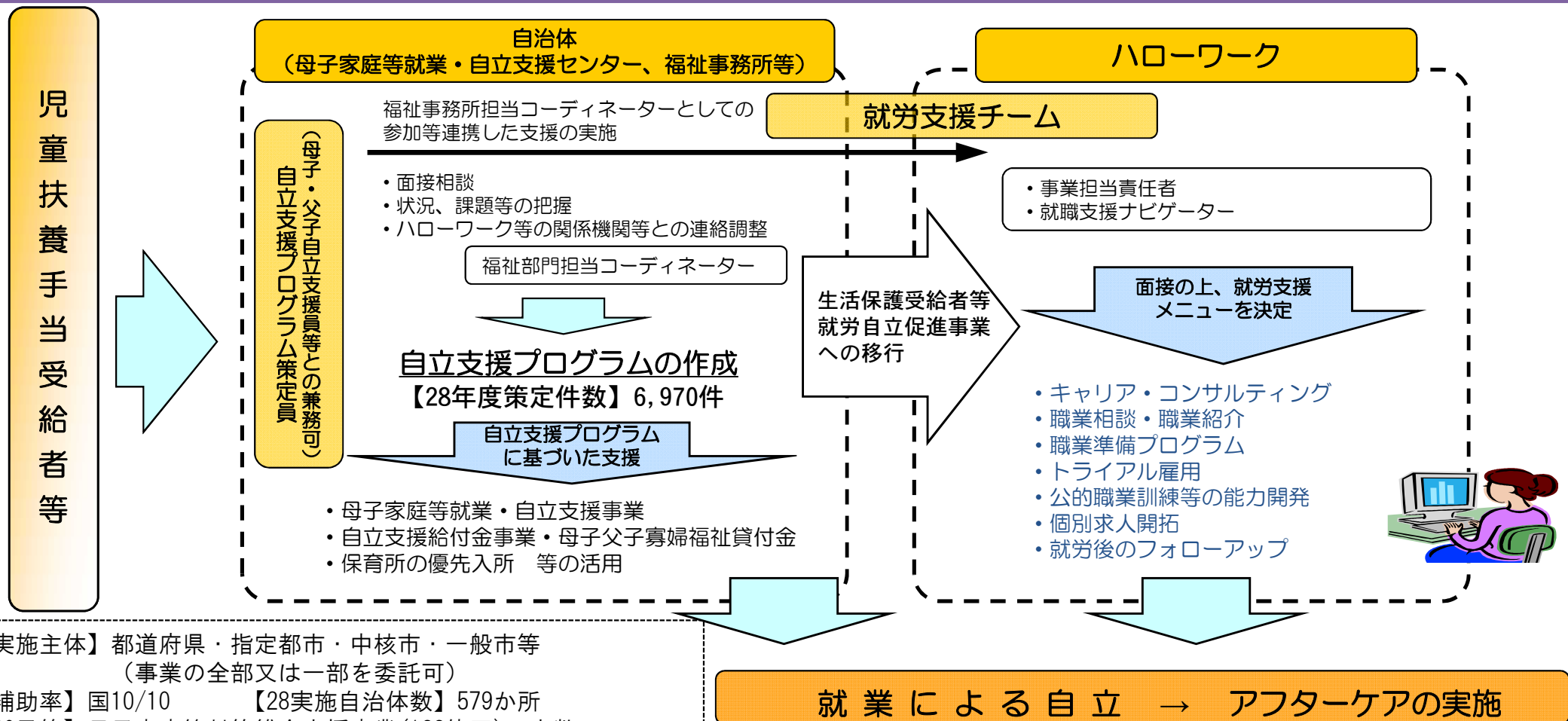


3 母子・父子自立支援プログラム策定事業

※平成17年度から実施

事業内容

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるように支援を行う。
- また、母子・父子自立支援プログラムと連携して就労支援を行うため、ハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業を実施する。



【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等
(事業の全部又は一部を委託可)

【補助率】 国10/10 【28実施自治体数】 579か所

【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数

【28実績】 自立支援計画書策定件数：6,970件 就業実績：3,658件

4 自立支援教育訓練給付金

※平成15年度に創設

目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

対象者

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

対象となる講座

- 実施主体の自治体の長が指定。
 - ① 雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座
 - ② 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座《対象講座の例》 簿記検定試験、介護職員初任者研修、医療事務検定試験、Word文書処理技能検定試験 等

支給内容

- ① 雇用保険法の規定による一般教育訓練給付金の支給を受けることができない者
対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円）（ただし、6割相当額が12,000円を超えない場合は支給しない。）
- ② 雇用保険法の規定による一般教育訓練給付金の支給を受けることができる者（平成29年度より追加）
 - ①に定める額から一般教育訓練給付金の額（受講料の2割相当額 上限10万円）を差し引いた額

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 3 / 4、都道府県等 1 / 4

【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業（122億円）の内数

支給実績《平成28年度》

【支給件数】 816件 【就職件数】 637件

5 高等職業訓練促進給付金

※平成15年度に創設

目 的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

対象者

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

対象資格

- 就職の際に有利となる資格であって、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県知事等が地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

支給内容

【支給対象期間】 修業する全期間（上限3年）

【支給額】 月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

※ 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大。（平成30年度より）

実施主体等

【創 設】 平成15年度

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国3/4、都道府県等1/4

【30予算額】 母子家庭等対策総合支援事業（122億円）の内数

支給実績《平成28年度》

【総支給件数】 7,110件（全ての修学年次を合計）

【資格取得者数】 2,475人（看護師 934人、准看護師 1,161人、保育士 142人、介護福祉士 61人など）

【就 職 者数】 1,920人（看護師 823人、准看護師 782人、保育士 119人、介護福祉士 53人など）

高等職業訓練促進給付金 事業実績

○総支給件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総支給件数	10,287件	9,582件	7,875件	6,961件	5,768件	7,110件

○資格取得者数及び就職件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資格取得者数	3,016件	3,821件	3,212件	2,804件	2,256件	2,475件
就職件数	2,442件	3,079件	2,631件	2,217件	1,785件	1,920件

○資格取得の状況(平成28年度実績)

	資格取得者数 (カッコ内は割合)	資格取得者のうち就業に結びついた人数			
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
看護師	934人 (37.7)	823人	806人	16人	1人
准看護師	1,161人 (46.9)	782人	678人	101人	3人
保育士	142人 (5.7)	119人	94人	23人	2人
介護福祉士	61人 (2.5)	53人	46人	7人	0人
作業療法士	30人 (1.2)	28人	28人	0人	0人
理学療法士	23人 (0.9)	19人	16人	2人	1人
歯科衛生士	32人 (1.3)	26人	24人	2人	0人
美容師	19人 (0.8)	16人	13人	2人	1人
社会福祉士	10人 (0.4)	4人	3人	0人	1人
その他	63人 (2.5)	50人	41人	5人	4人
合計	2,475人 (100.0)	1,920人	1,749人	158人	13人

(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)

専門実践教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金

専門実践教育訓練給付金の概要

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内(注1)にある者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給するもの

(注1) 妊娠、出産、育児等により教育訓練を開始することができない者については、最大20年に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算することができる。

支給要件

- 支給要件期間(注2)3年以上(初回の場合は2年以上)
- 当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給していないこと

(注2) 教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日以前の期間は、支給要件期間には算入されない。

給付の内容

- 教育訓練に要した費用の50%相当額(上限年間40万円)を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給
- 加えて、訓練修了後1年以内に、資格取得等し、被保険者として雇用された者(注3)又は雇用されている者には、教育訓練に要した費用の20%相当額(上限年間16万円)を追加支給

(注3) 一年以内に雇用されることが困難な者として職業安定局長が定める者を含める。

教育訓練支援給付金の概要

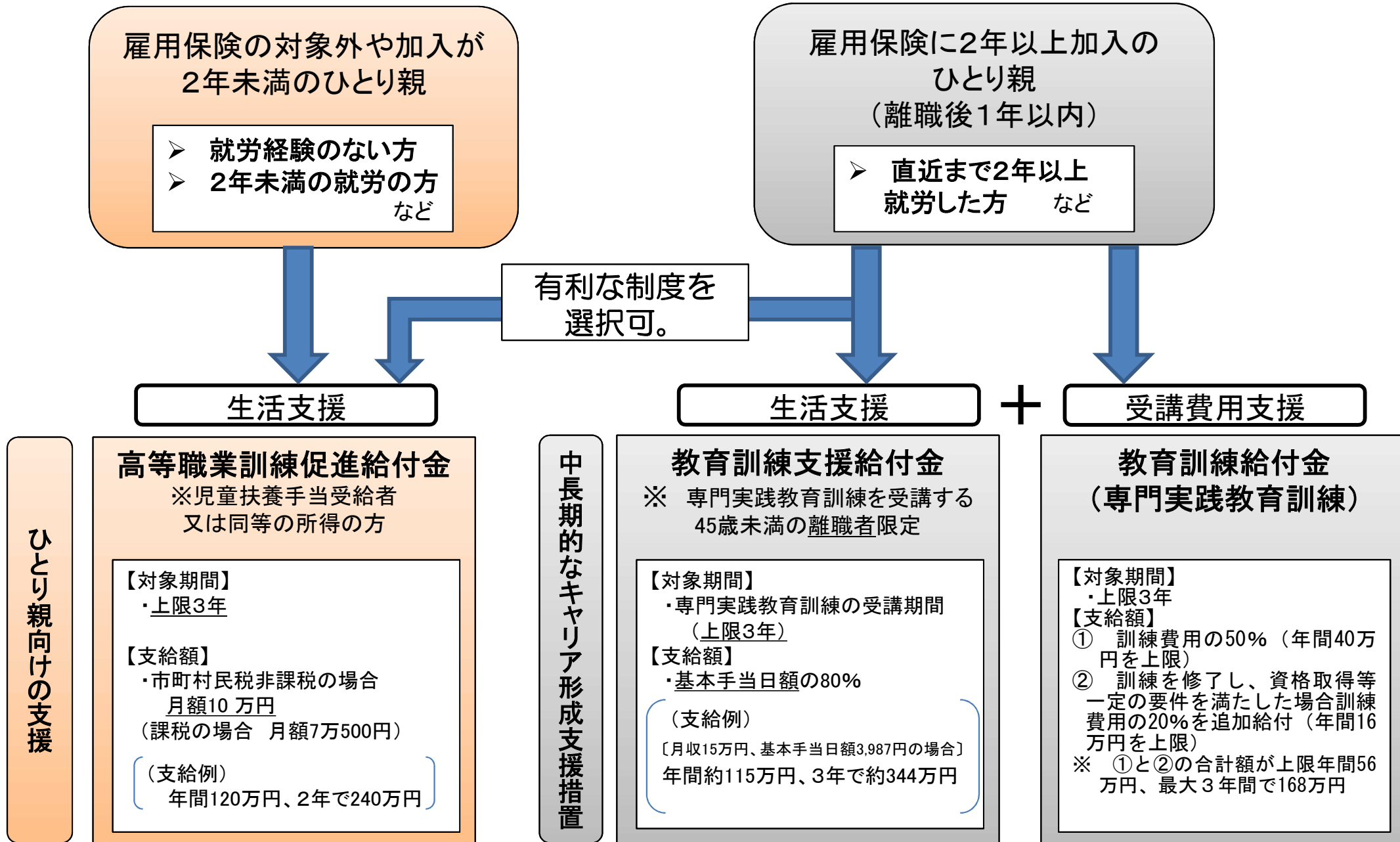
専門実践教育訓練を受講する若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%相当額を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成33年度末までの暫定措置)

支給要件

次の全てに該当する場合に教育訓練支援給付金を支給する。

- (1) 45歳未満の離職者
- (2) 訓練開始前に教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと
- (3) 当該専門実践教育訓練の修了が見込まれない者等でないこと

看護師・保育士等の資格取得を目指す母子家庭の母等への支援



(注1) 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金を2回目以降に受ける場合は、3年の被保険者期間が必要
 (注2) 雇用保険に加入していた者については、失業給付を受けられる場合がある。
 (注3) このほか、働いていない方については、公共職業訓練や求職者支援制度を受けられる場合がある。

6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

※平成27年度から実施

目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

対象者

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者。

貸付額

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付。
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付。
※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

貸付金の返済免除

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

実施主体等

- 【実施主体】 ①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）
- 【補助率】 ①の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）
②の場合：定額（9/10相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

貸付実績《平成28年度》

- 【入学準備金】 787件
【就職準備金】 362件

7 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

※平成27年度から実施

目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

対象者

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること

対象講座

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

支給内容・実施主体等

- ① 受講修了時給付金
受講費用の2割（上限10万円）
- ② 合格時給付金
受講費用の4割（受講修了時給付金と合わせて上限15万円）
※受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村
【補助率】 国3/4、都道府県等1/4
【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数
【28事業実施自治体数】 204自治体
【28支給実績】 事前相談：164人 支給者数：28人

(イメージ図)



母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18（2006）年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し（平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象）、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、平成29（2017）年度には母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる1社を表彰した。

【平成29年度表彰企業】

株式会社ヨシケイ富山（富山県高岡市）

【厚生労働省ホームページより】

ホームページアドレス：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000195741.html>

平成29年度 はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰 受賞企業等の紹介

株式会社ヨシケイ富山(富山県高岡市)

企業等の概要

ヨシケイでは、「つくる人から笑顔に。」を合言葉に、食卓が笑顔であふれるような、明るく幸せな家庭像を守りたいと考えています。「楽しい食卓・明るい家庭」を一軒でも多くのご家庭に実感して頂くことを目指して、日々活動しています。

- *全従業員に占めるひとり親の割合18.2%
- *全従業員に占める正社員であるひとり親の割合 18.2%
- *ひとり親家庭の親の平均勤続年数 7年7ヶ月

具体的な取り組み

- 多くの女性が活躍しており、母子家庭の社員が多数就労しています。
- ひとり親家庭の方も、ワークライフバランスのとれた働き方ができるよう、家庭(子育て)と仕事を両立させ、安心して働ける職場づくりを大切にしています。
 - ①定時退社の推奨し、ひとり親家庭の社員も安心して働ける環境づくり
 - ②家庭の都合による急な休みでもバックアップできる体制の充実
 - ③家事や育児など家庭の不安や問題にも相談に応じることのできる職場づくり
 - ④有給休暇を取得しやすい環境づくりによる、仕事とプライベートの充実
 - ⑤キャリアアップに向けた支援制度の充実



企業からのメッセージ

笑顔で商品の受け渡し。毎日の配達を楽しみに待っているお客様も多く、お客様との会話で学ぶことが沢山あります。人の温かさや優しさを感じることができる職場を作り、働く母子家庭のみなさんを応援しています。

Ⅲ 養育費の確保

ひとり親家庭の養育費確保に関する取り組み

1. 養育費に関する規定の創設（15年4月施行）

母子及び寡婦福祉法を改正し、養育費支払いの責務等を明記した。

2. 強制執行手続の改善

(1)平成15年の民事執行法改正（16年4月施行）

養育費等の強制執行について、より利用しやすくした（一度の申し立てで、将来の分についても給料等の債権を差し押さえることができるようにした。）。

(2)平成16年の民事執行法改正（17年4月施行）

養育費等の強制執行について、直接強制（債務者の財産を換価して、そこから弁済を受ける方法）のほか、間接強制（不履行の場合には養育費債務とは別に上乗せの金銭（間接強制金）を支払うよう債務者に命じて、自ら履行することを心理的に強制する方法）も可能とした。

3. 養育費の取得に係る裁判費用の貸付（15年4月）

母子寡婦福祉資金の一環として、養育費の確保に係る裁判費用については、特例として生活資金を12か月分（約123万円）を一括して貸付けできるようにした。

4. 養育費算定基準の周知等（16年3月）

養育費の相場を知るための養育費算定表や、養育費の取得手続の概要等を示した「養育費の手引き」を作成(8千部)。母子家庭等に対する相談において活用してもらうべく各自治体に配布。

5. 離婚届出時等における養育費取り決めの促進策の実施（17年8月）

離婚する時などをとらえて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すことが有効であると考えられることから、「養育費に関するリーフレット」を作成（40万部）し、市町村へ配布。

（活用方法）

母子家庭等対策部署と戸籍事務等関係部署と連携の上、

- ① 離婚届用紙交付時に、養育費に関するリーフレットの配布
- ② 関係部署の窓口へのリーフレットの設置
- ③ 養育費の確保の促進に向けた広報活動

など、リーフレットを活用し、養育費の確保の促進策を実施。

6. 養育費相談機関の創設・拡充

(1) 「養育費相談支援センター」の創設（19年度）

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて受け付けられた養育費の取り決め等に関する相談中の困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設。
- ・養育費の意義や取り決め方法、養育費の支払いの確保の手続き、養育費相談支援センターの業務内容をまとめたパンフレットを作成し（21万部）、地方自治体に配布。

(2) 養育費専門相談員を設置

- ・母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を新たに設置。（平成19年10月）
- ・養育費専門相談員の業務に、母子家庭の母が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を追加。（平成22年度）
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業において、弁護士による養育費の法律相談も実施（平成28年度）

7. 民法等の一部改正（平成24年4月1日施行）

- ・改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、①親子の面会交流、②子の監護に要する費用の分担等について条文上に明示。
- ・離婚届に取り決めの有無のチェック欄を設ける。
- ・法務省、最高裁判所と連携して、養育費の取り決めを促すためのリーフレットを作成。市町村の戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口、裁判所などで配付。

（参考）

○母子及び父子並びに寡婦福祉法

（扶養義務の履行）

第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならない。

○民法

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

（扶養義務者）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2・3 （略）

養育費相談支援センター事業

目指すべき方向

- | | | | |
|-------------|--------|--------|---|
| | (母子家庭) | (父子家庭) | |
| ○養育費の取決め率の増 | 約43% | 約21% | ➔ |
| ○養育費の受給率の増 | 約24% | 約3% | |
- (平成28年度全国ひとり親世帯等調査)
- ひとり親家庭の生活の安定
 - ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

養育費の相談支援の仕組み

国（厚生労働省）が養育費相談支援センターに委託して実施（平成19年度創設）

【委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
- 地方公共団体等において養育費相談に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
- 母子家庭等からの電話、メールによる相談対応
 - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
 - ・メール相談：info@youikuhj.or.jp
 - 〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕

(参考) 平成28年度実績：・相談延べ件数：7,984件、・研修等の実施：83回

・研修
・サポート

・困難事例
の相談

地方自治体（都道府県等）が直営又は委託して実施

母子家庭等就業・自立支援センター

- リーフレット等による情報提供
 - 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
 - 母子家庭等への講習会の開催
 - 弁護士による法律相談（平成28年度から）
- (参考) 平成28年度実績

都道府県	指定都市	中核市	合計
47か所	20か所	45か所	112か所

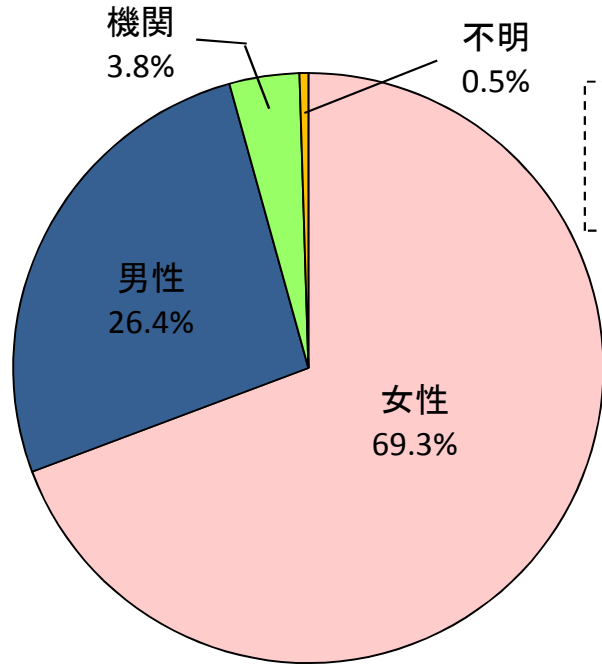
- ・うち養育費相談実施か所数：83か所
- 養育費専門相談員による相談延べ件数：5,716件
- 養育費専門相談員の設置：45か所、99人

養育費相談支援センターにおける相談実績等（平成28年度）

相談支援

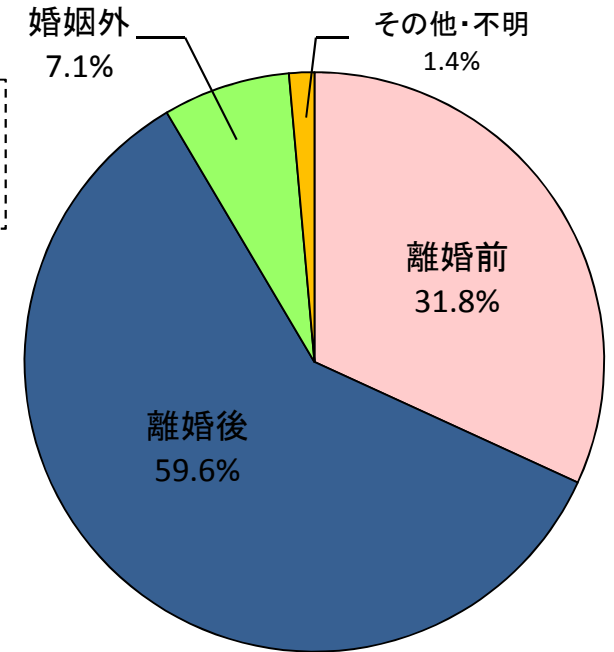
相談者別内訳（N = 6,592）

○女性が69.3%、男性が26.4%と女性からの相談が多くを占める。



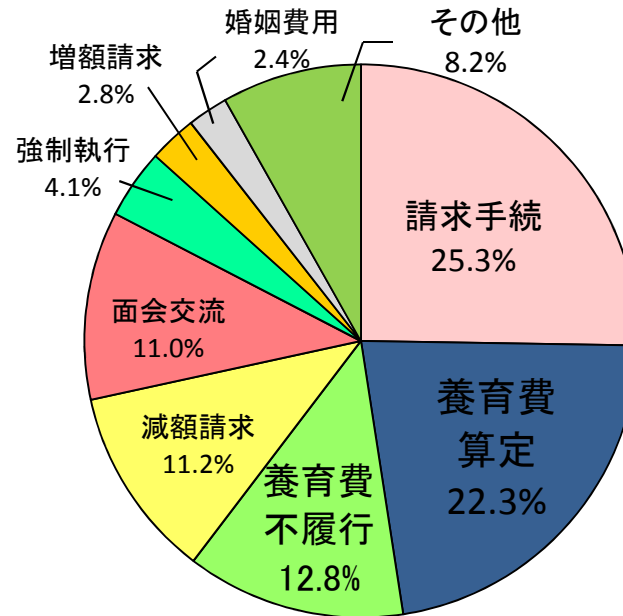
相談時期内訳（N = 6,592）

○離婚後が59.6%、離婚前が31.8%と離婚後の段階での相談が多くを占める。



相談内容内訳（N = 7,984）※複数選択有

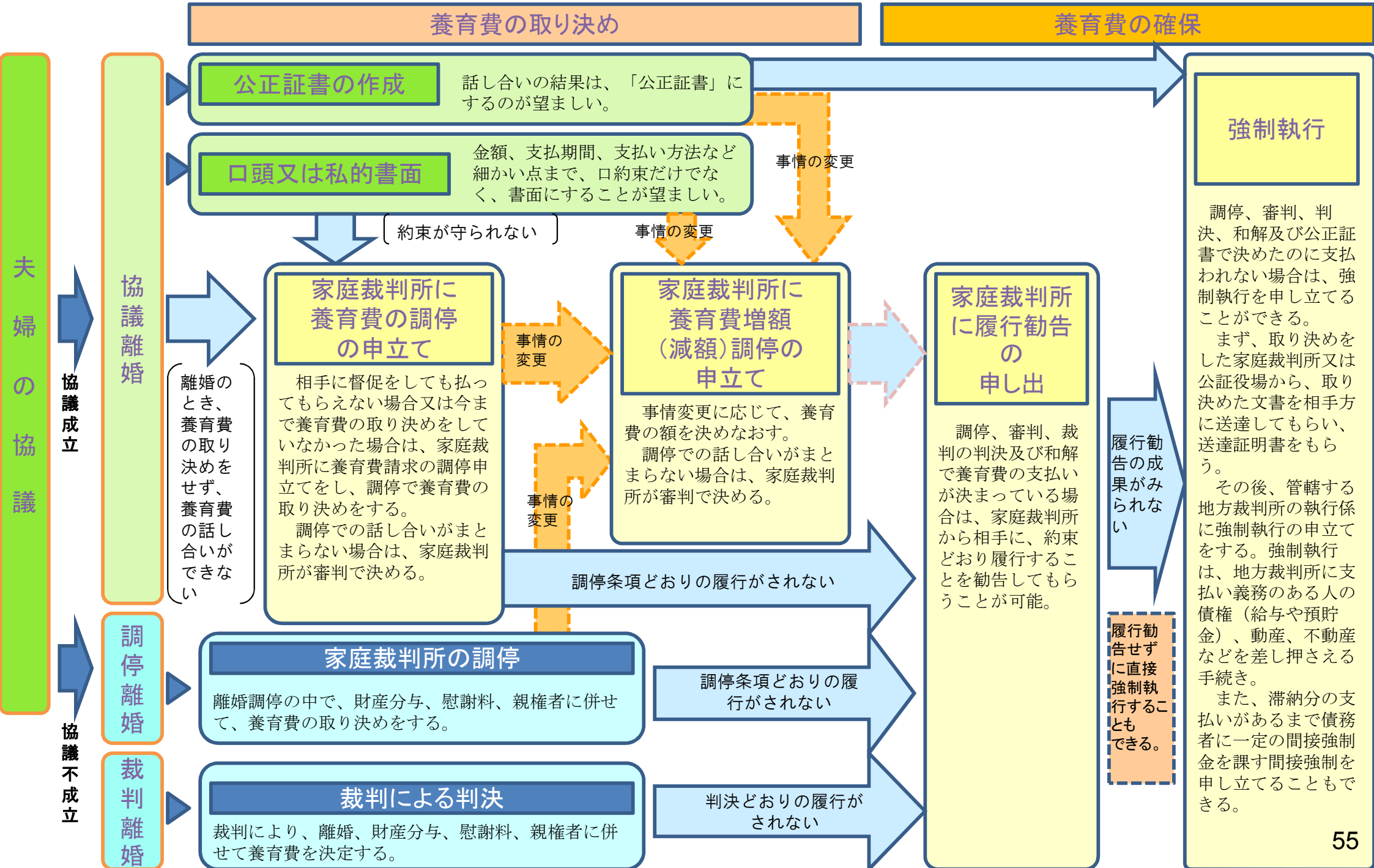
○請求手続が25.3%と最も多く、養育費の算定が22.3%、養育費の不履行が12.8%と続いている。



研修実施

- 母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子・父子自立支援員を対象とした全国研修会の実施
・ 7月、9月に開催
- 地方公共団体の行う研修に対する研修講師の派遣等：83か所

養育費の取り決めと確保に関する司法手続



養育費の相談内容(Q&A)

養育費の請求

【質問】

養育費は要らないと言って協議離婚しましたが、今からでも請求できますか？

【回答】

養育費は子どものためのものですから、約束した当時と事情が変わって養育費が必要になれば請求することができます。

まずは、相手とよく話し合ってください。

ただし、相手も養育費は要らないものとして生活設計を立てているということも考えられますから、養育費の協議は難航するかもしれません。

養育費を必要とするようになった事情をよく相手に理解してもらうことが大切です。

話し合いがつかないときは調停を申立てることができます。

養育費の不履行

【質問】

書面で約束した養育費が支払われなくなりましたが？

【回答】

私的な書面の場合、相手に督促しても支払われないときは、その書面では強制執行はできません。

私的書面の内容を根拠に簡易裁判所や地方裁判所の民事訴訟等の手続によって請求することも可能ですが、実際には将来分の養育費と併せて、改めて家庭裁判所に調停を申立てて請求することが多いようです。相手と話し合いができるようなら、公正証書を作成するとよいでしょう。

その場合は、約束を守らなかった場合には強制執行ができるという認諾条項の付いた公正証書を作成することをおすすめします。

面会交流と養育費

【質問】

子どもと会わせずに養育費をもらいたいのですが？

【回答】

養育費と子どもに会うこと（「面会交流」と呼んでいます）とは別の問題です。

面会交流を実施しなくても養育費を請求することはできます。

しかし、子どもに会うことは養育費を支払う励みになることでしょうし、別れた親と子が良い関係を持つようにすることは子どもの成長にとっても大事なことです。

会わせることが難しいような事情がある場合には、最近の子どもの様子を知らせたり、写真などを送ってあげるという方法もあります。

相手の所在がわからないとき

【質問】

養育費の請求の調停を申し立てようと考えていますが、離婚後連絡が取れなくなり、困っています。どうしたらよいでしょうか。

【回答】

調停を進めるには、相手に調停などの通知をする必要がありますから、調停の申立時には、相手の住所（郵便の届く住所）を記載する必要があります。

相手の住所を調べるには、相手の「戸籍の附票」を取り寄せる方法と、元の「住民票」から転居先を調べる方法があります。連絡先が分からなくなって何年も経っているような場合には、相手の本籍地の市役所等から「戸籍の附票」を取り寄せるとよいでしょう。「戸籍の附票」には相手が届け出た「住民票」上の住所が載っています。

相手が比較的最近、転居したが転居先がわからないという場合には、それまで「住民票」があった住所の市役所等で「除かれた住民票」を請求することができます。

「戸籍の附票」も、「除かれた住民票」も、請求するときは、請求する側の戸籍謄本や本人確認のための資料を示して、子どもの親であることを明確にし、「裁判所に提出する必要がある」という理由を示すことが必要です。

民法における面会交流、養育費等の取決めの明確化

【「民法等の一部を改正する法律」（平成23年6月3日公布）における民法の改正内容】

（平成24年4月1日施行）

改正後

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

- 第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。
- 2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。
- 3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができる。
- 4 前三項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

改正前

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

- 第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。
- （新設）
- 2 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。
- 3 前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

(参考) 離婚届の様式(記載例)

離婚届		受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日					
		第 号	第 号					
平成24年4月10日届出		送付 平成 年 月 日	長印					
東京都千代田区長 殿		第 号						
		書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知
(1) 氏名	夫 氏名 氏 太郎	妻 氏名 氏 花子						
生年月日	昭和54年1月1日	昭和55年2月3日						
住所	東京都千代田区霞が関 1丁目1番地1号	千葉県那覇市樋川 1丁目1番地1号						
(2) 本籍	東京都千代田区丸の内 1丁目1番地	東京都千代田区永田町 1丁目1番地						
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解	<input type="checkbox"/> 請求の認諾	<input type="checkbox"/> 判決		
婚姻前の氏に	夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる						
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 氏名 洋	妻が親権を行う子						
(7) 同居の期間	平成19年1月から	平成24年2月まで						
(8) 別居する前の住所	東京都千代田区霞が関 1丁目1番地1号							
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年...年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>							
(10) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業						
その他								
届出人署名押印	夫 氏名 太郎	妻 氏名 花子						
事件簿番号								

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 本籍地でない役場に出すときは、2通または3通出してください(役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります)。また、そのさい戸籍謄本も必要です。
 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本
 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき→和解調書の謄本
 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)			
署名押印	甲山 存助	印	2川 竹子
生年月日	昭和13年6月10日		昭和15年8月30日
住所	東京都中野区野方 1丁目34番地1号		東京都世田谷区若林 4丁目31番地18号
本籍	東京都杉並区合川 2丁目1番地		東京都千代田区永田町 1丁目1番地

→ 父母がいまだ婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
 養父母についても同じように書いてください。
には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

(面会交流)
取決めをしている。
まだ決めていない。

(養育費の分担)
取決めをしている。
まだ決めていない。

(未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。)

民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院 平成23年5月26日

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 ～ 十 (略)

十一 離婚後の面会交流及び養育費の支払い等について、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるように明文化された趣旨の周知に努めるとともに、面会交流の円滑な実現及び継続的な養育費支払い等の履行を確保するための制度の検討、履行状況に関する統計・調査研究の実施等、必要な措置を講ずること。

十二(略)

衆議院 平成23年4月26日

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 ～ 四 (略)

五 離婚後の面会交流及び養育費の支払い等について、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるよう、明文化された趣旨の周知に努めること。また、その継続的な履行を確保するため、面会交流の場の確保、仲介支援団体等の関係者に対する支援、履行状況に関する統計・調査研究の実施など、必要な措置を講ずること。

六 ～ 十一(略)

養育費等支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

目的

- 母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を総合的に行うことにより、母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

事業内容

- 養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、①養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行の手続に関する相談や、②リーフレット等による情報提供、③養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援、④講演会の開催等を実施する。
- 弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。
- 地域の母子生活支援施設等の相談・支援機能を活用して、そのノウハウを活かした相談等の生活支援を継続的に行う。

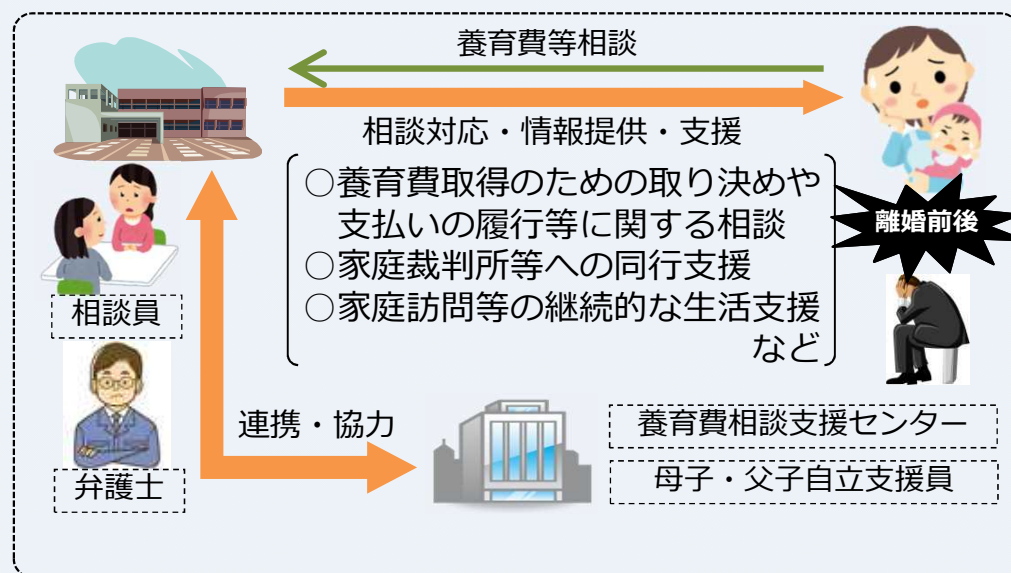
実施体制・実施方法

- 養育費相談においては、養育費の取り決めを促進する観点から、養育費相談支援センターや市区町村の相談窓口等の関係機関との連携を図り、積極的に離婚前の者に対して実施する。
また、平日夜間・土日祝日や、DV被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえて実施する。
- 弁護士相談は、養育費のほか、離婚、親権、面会交流、慰謝料や財産分与などの法律問題にも応じる。
- 生活支援においては、母子家庭の母等の職場や家庭を訪問する巡回相談などの継続的な生活支援を行うとともに、地域の母子・父子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図る。

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村
（事業の全部又は一部を委託可）

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

【30予算案】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数



面会交流支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

※平成24年度から実施

目的

- 平成23年6月に公布された民法改正法において協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

事業内容

- 事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等を適切に実施できる面会交流支援員を配置
- 支援の対象
 - ・ 面会交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、原則として児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある、概ね15歳未満の子どもとの面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親
- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した面会交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、面会交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施



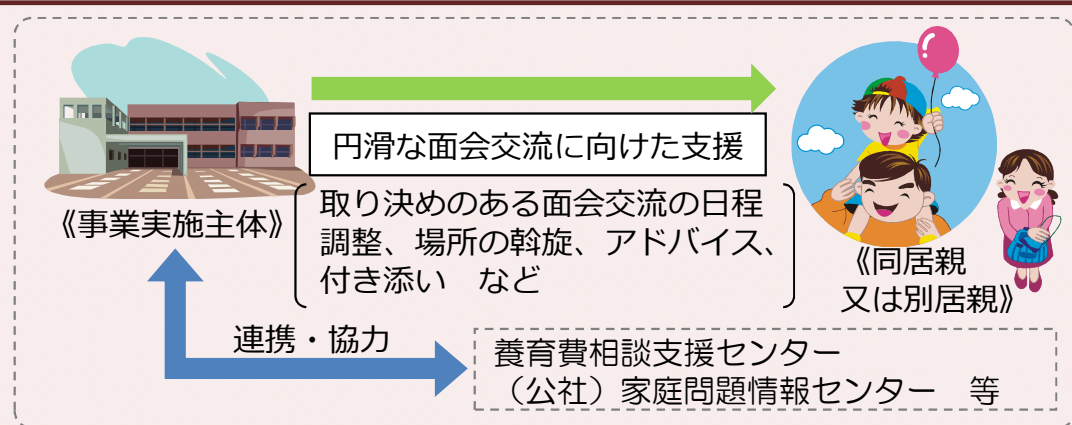
実施体制・実施方法

- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間
- 支援員は、子どもの受け渡しや付き添いの際には、子どもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村
（事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可）

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

【30予算案】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数



	26年度	27年度	28年度
実施自治体数	3自治体	5自治体	8自治体（*）
相談件数	300件	602件	742件
支援実世帯数	23世帯	21世帯	55世帯

*千葉県、東京都、熊本県、静岡市、浜松市、北九州市、高松市、明石市

IV 經濟的支援

1 児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。
平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

4. 手当月額（平成30年4月～）

・児童1人の場合	全部支給：42,500円	一部支給：42,490円から10,030円まで
・児童2人以上の加算額 [2人目]	全部支給：10,040円	一部支給：10,030円から5,020円まで
[3人目以降1人につき]	全部支給：6,020円	一部支給：6,010円から3,010円まで

5. 所得制限限度額（収入ベース）

- ・全部支給（2人世帯） 130万円 → 160万円（平成30年8月分から実施予定）
- ・一部支給（2人世帯） 365万円 → 据え置き

6. 受給状況

- ・平成29年3月末現在の受給者数 1,006,332人（母：943,917人、父：57,484人、養育者：4,931人）

7. 予算額（国庫負担分） [30年度予算案] 1,710.9億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

児童扶養手当制度の主な改正経緯

【昭和36年】 児童扶養手当制度創設（母子福祉年金の補完的制度として発足、全額国庫負担） [施行は昭和37年1月1日]

【昭和60年8月～】

- 母子福祉年金の補完的制度から、母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図る福祉制度に改正
- 手当額の2段階制（所得による手当額の一部支給停止）を導入
- 支給主体を国から都道府県知事に移行、地方負担の導入 等

【平成10年8月～】

- 所得制限の見直しによる給付の重点化 等
 - ・受給者本人（2人世帯：収入ベース）全部支給：204.8万円 → 従来どおり、一部支給：407.8万円 → 300.0万円
 - ・扶養義務者等（6人世帯：収入ベース）946.3万円 → 600.0万円

【平成14年8月～】

- 就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係の見直し 等
 - ・所得制限の見直し 受給者本人 全部支給：204.8万円 → 130.0万円、一部支給：300.0万円 → 365.0万円
 - ・手当額の見直し 全部支給：42,370円 → 従来どおり、一部支給：28,350円 → 42,360円～10,000円

【平成15年】

- 支給期間と手当額の関係の見直し 等
 - ・支給期間が5年等を経過したときは、政令で定めるところ（一定の事由に該当する場合は適用除外あり）により手当の一部支給停止措置の導入（平成20年4月から適用）

【平成22年8月～】

- 父子家庭への児童扶養手当の支給拡大

【平成26年12月～】

- 公的年金給付等との併給制限の見直し（手当よりも低額の公的年金等を受給する場合に、その差額分の手当を支給）

【平成28年8月～】

- 第2子加算額及び第3子以降加算額を最大倍増
第2子加算額：5,000円 → 10,000円～5,000円、第3子以降加算額：3,000円 → 6,000円～3,000円

児童扶養手当受給者数の推移

○平成28年度末受給者数

(単位:人)

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯	父又は母がDV保護命令を受けた世帯
		離婚	その他					
母子世帯	916,589 (100.0%)	801,072 (87.4%)	757 (0.1%)	6,585 (0.7%)	100,192 (10.9%)	4,994 (0.5%)	2,045 (0.2%)	944 (0.1%)
父子世帯	57,030 (100.0%)	50,059 (87.8%)	28 (0.05%)	4,568 (8.0%)	647 (1.1%)	1,577 (2.8%)	149 (0.3%)	2 (0.004%)
その他の世帯※	32,713							
計	1,006,332							

※その他世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

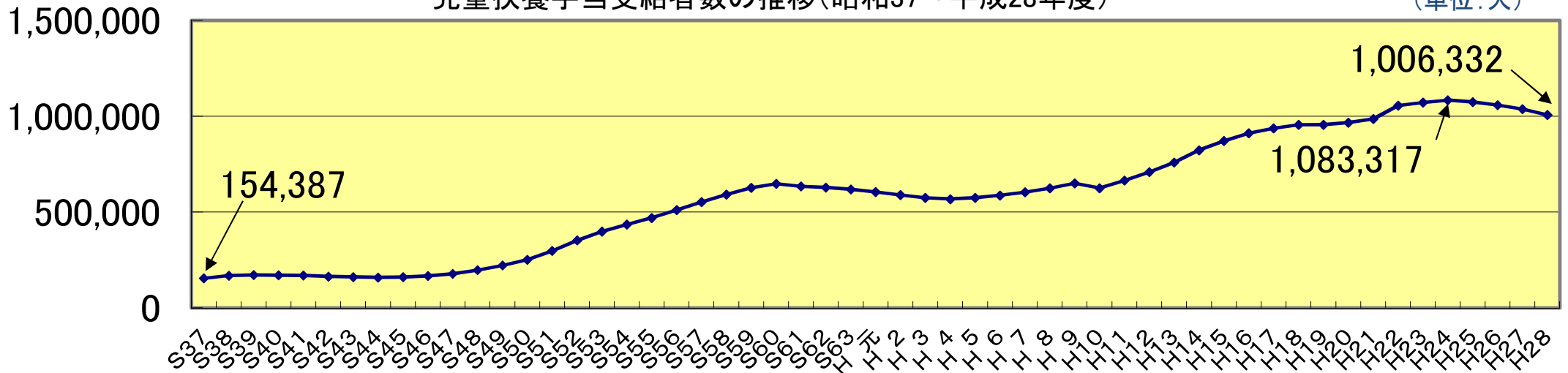
○ 先般、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加していたが、平成24年度末を境に減少に転じている(平成24年度末から平成28年度末▲76,985人)。

※ 平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大

○ 平成28年度末において、全部支給者は522,438人(51.9%)、一部支給者は483,894人(48.1%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成28年度)

(単位:人)



児童扶養手当支給額の計算方法

○児童扶養手当の額は、受給資格者の所得額を下表の扶養親族等の数に応じた所得制限限度額（所得ベースの額）に照らし合わせて全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定するが、受給資格者と生計を同じくする扶養義務者がいる場合には、その者の所得額が扶養親族等の数に応じた所得制限限度額以上の場合には全部支給停止となる。

○所得制限限度額表（平成30年度）

（単位：円）

扶養親族等の数	受給資格者本人				孤児等の養育者／配偶者／扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入ベース	所得ベース
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース		
0	920,000	190,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,300,000	570,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	1,717,000	950,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,271,000	1,330,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	2,814,000	1,710,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,357,000	2,090,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

- ※1. 児童扶養手当の算定対象となる所得の範囲は地方税法の道府県民税についての非課税所得以外の所得等。
 ※2. 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額。

○一部支給額の計算方法（平成30年度）

$$\text{手当額} = 42,500\text{円} - \left[(\text{受給資格者の所得額} - \text{所得制限限度額(全部支給所得額ベース)}) \times 0.0187630 + 10\text{円} \right]$$

↑ 10円未満四捨五入

（例）親1人子ども1人 就労収入181万円（年額）、養育費30万円（年額）の場合

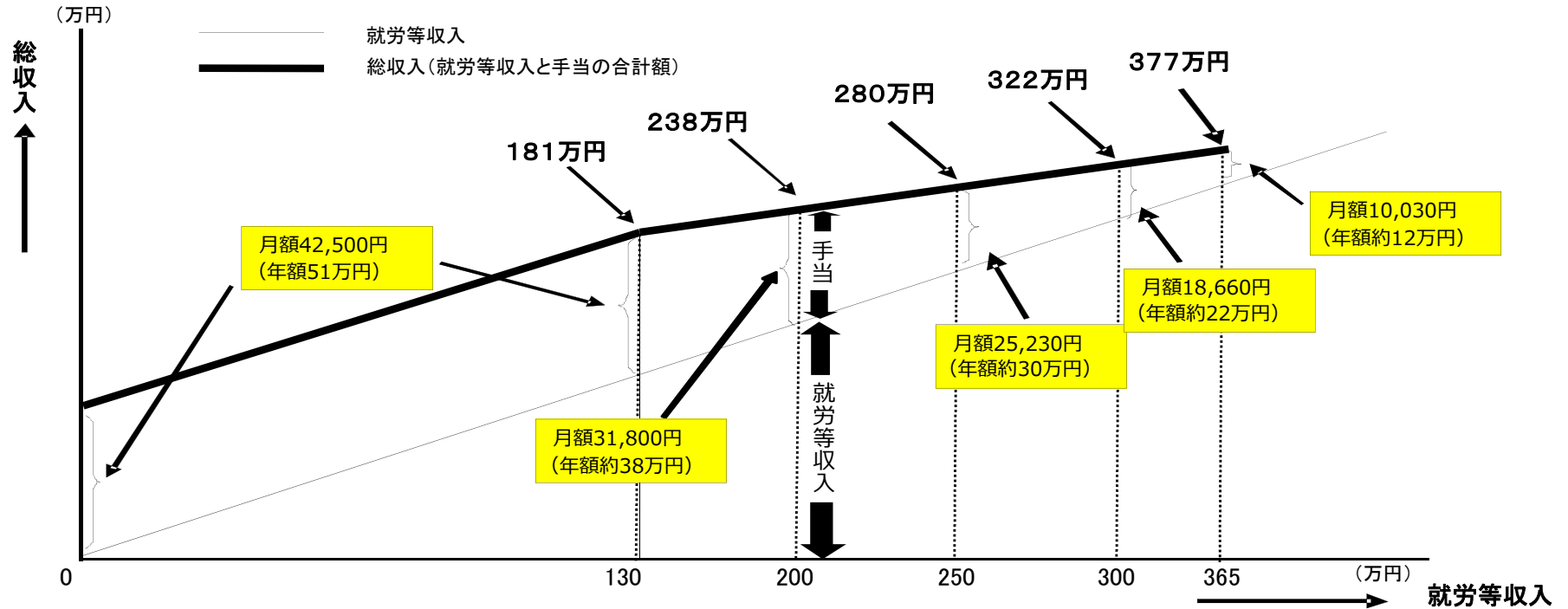
$$42,500\text{円} - [(125\text{万円}(\text{※}) - 57\text{万円}) \times 0.0187630 + 10\text{円}] = 29,730\text{円}$$

※ 125万円 = 109万円(就労収入181万円の給与所得控除後) - 8万円(社会保険料相当) + 24万円(養育費の8割)

児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得（収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出）と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○平成30年度手当額の例（手当受給者と子1人の家庭の場合）



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円（92万円）	192万円（311.4万円）
1人	57万円（130万円）	230万円（365万円）
2人	95万円（171.7万円）	268万円（412.5万円）
3人	133万円（227.1万円）	306万円（460万円）
4人	171万円（281.4万円）	344万円（507.5万円）
5人	209万円（335.7万円）	382万円（555万円）

※（ ）内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

児童扶養手当の受給期間が5年を超える場合等の一部支給停止について

概要

- 児童扶養手当については、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、受給期間が5年を超える場合に、平成20年4月から、その一部を支給停止することとされた。

- ・児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年(又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年)を経過したときは手当の額の1/2を支給停止する。
- ・3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱いとする。

- ただし、平成20年2月に政令を制定し、一定の事由に該当する場合は一部支給停止の適用を除外している。

具体的な内容

(1) 手当の一部支給停止の適用除外となる事由

- ① 就業している。
- ② 求職活動等自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上又は精神上的の障害がある。
- ④ 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
- ⑤ 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である。

(2) 一部支給停止の適用除外となるための手続

- 手当の支給開始後5年等を経過する月(以下「5年等満了月」という。)の直前の時期の現況届(8月)と併せて、(1)①～⑤のいずれかに該当する旨を明らかにできる書類を自治体に提出。5年等満了月以降の現況届時も同様。

※平成22年の児童扶養手当法の一部を改正する法律の附帯決議を踏まえ、24年6月に省令を改正し、本手続を現況届の手続と同時に行うことで一体化させる運用改善を実施

一部支給停止者の状況(平成29年3月末現在)

- ・全受給者(約101万人)に占める割合:0.3%(約3千人)

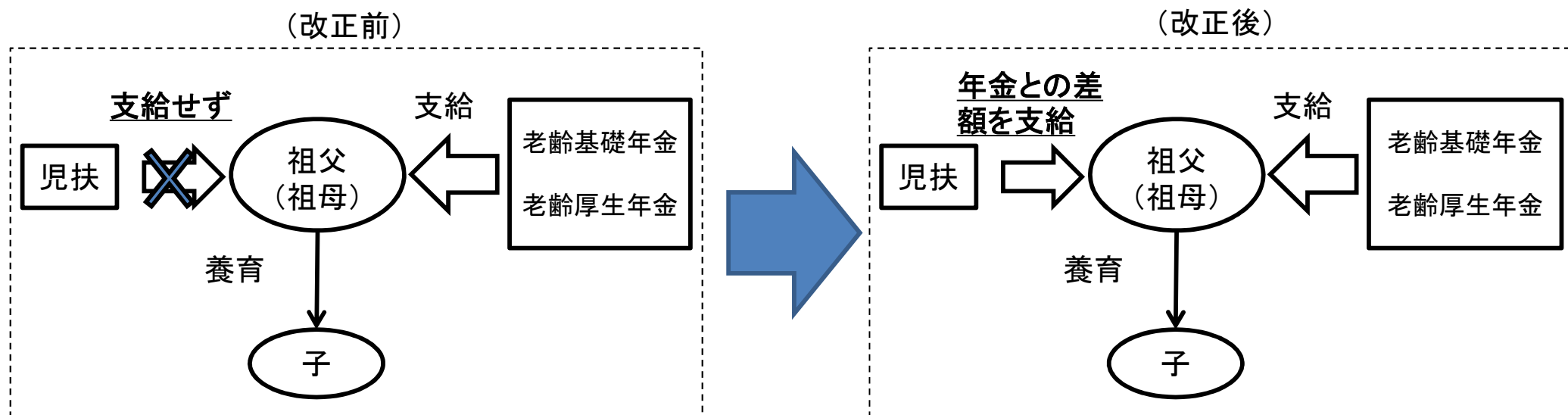
児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

- 児童扶養手当と公的年金は、稼得能力の低下に対する所得保障という同一の性格を有しているため、公的年金を受給できる場合は、児童扶養手当を支給しないこととされていた。
- このため、児童扶養手当よりも低額の年金を受給できるために児童扶養手当を受給できないケースが生じていた。
- 今般、同一の性格を有する給付を2重に行うことを避けつつ、全く併給が行われないことを改善し、児童扶養手当の趣旨を達成する観点から、児童扶養手当法の一部が改正（※）され、受給者等の年金額が児童扶養手当額を下回る場合には、その差額分の手当を受給できることとなった（平成26年12月施行）。

※「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第28号）

（差額支給の対象となる例）父母に監護されない児童を祖父母が養育する家庭

- 祖父（祖母）が受給する老齢年金が、加入年数や報酬額等により、児童扶養手当よりも低くなる場合



※ 上記の例の他、①妻が死亡した父子家庭で、父が遺族基礎年金の対象外（平成26年4月以降に死亡のケースは父に遺族基礎年金が支給される。）であるため、子に遺族厚生年金のみが支給されたが、亡母の報酬額等により支給年金額が低い場合、②離婚後に子が父から養育費を受け取っていた母子家庭で、離婚後に父が死亡し、子に遺族厚生年金のみが支給されたが、亡父の報酬額等により支給年金額が低い場合などが考えられる。

2 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

貸付金の種類

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）※30年度より③、⑪について貸付対象に大学院を追加。

貸付条件等

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3

【30予算案】31.9億円

貸付実績《平成28年度》

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| ① 母子福祉資金：172億3,578万円（33,133件） | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
| ② 父子福祉資金：4億8,617万円（1,086件） | |
| ③ 寡婦福祉資金：3億7,950万円（570件） | |

福祉資金貸付金の拡充① (平成21年6月5日以降適用)

生活が不安定な母子家庭等や自立に向けた活動を行う母子家庭等の資金需要に柔軟に応えることができるよう、母子寡婦福祉貸付金において、貸付利子の引下げ、貸付け条件等の見直しを行う。

1. 貸付利率の引下げ

返済時の負担軽減のため、貸付利率について現行の3%から無利子に引き下げる。

(参考)有利子の貸付資金

生活資金※、住宅資金、転宅資金、結婚資金

※母子家庭となってから7年間を超えない期間(月額4万円、累計96万円を超える金額に限る)、失業期間における貸付期間における貸付け

2. 貸付け条件の見直し

○連帯保証人要件の緩和

連帯保証人の確保が困難な母子家庭の実情を考慮し、連帯保証人のない場合も貸し付けを認める。
(ただし、その場合は有利子貸付(1.5%)とする。)

修学資金、修業資金、就職支度資金(子に係るものに限る)及び就学支度資金については、

①親に貸付ける場合は、現行どおり子を連帯債務者とし、連帯保証人については新たに不要とする。

②子に貸付ける場合は、現行どおり親等の連帯保証人を必要とする。

①及び②の両方の場合について、利子については引き続き無利子とする。

○技能習得資金、修業資金、生活資金(技能修得期間中)の貸付期間の延長

3年を超える修業に対応するため、貸付期間を3年以内から5年以内に延長する。

3. 事務費に充当できる利子等の収入の割合の引上げ

貸付けに係る事務費に充当できる利子等の収入の割合について、現行の2/3から10/10へ引き上げる。72

福祉資金貸付金の拡充②（平成22年4月1日以降適用）

母子家庭の母及び寡婦が高等学校等に通う際に必要となる費用について貸付けを行う。

技能習得資金関係

○母子家庭の母及び寡婦が高等学校に修学する場合に、その修学及び入学に必要な資金について、技能習得資金の運用により貸付けを可能とする。

・貸付限度額

月額	68,000円
特別貸付	816,000円(12月相当)

福祉資金貸付金の拡充③（平成26年10月1日以降適用）

福祉資金貸付金について父子家庭への対象拡大を図り、父子福祉資金を創設する。

父子福祉資金の対象者、貸付金の種類、貸付限度額、貸付条件等

○母子福祉資金と同様とする。

福祉資金貸付金の拡充③ (平成27年4月1日以降適用)

ひとり親家庭が経済的に厳しい状況に置かれていること等を踏まえ、違約金の利率を引き下げる。

違約金利率の引き下げ

○福祉資金貸付金の償還に係る違約金の額を引き下げるため、違約金の利率を以下のとおり引き下げる。

(改正前)年10.75% → (改正後)年5%

福祉資金貸付金の拡充④

ひとり親家庭の返済の負担に配慮し、保証人がいない場合の貸付利率を引き下げる。

貸付利率の引き下げ

(平成28年4月1日以後申請分から適用)

○保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、貸付利率を以下のとおり引き下げる。

(改正前)年1.5% → (改正後)年1.0%

福祉資金貸付金の拡充⑤（平成30年4月1日以降適用）

経済的理由により進学を諦めることがないよう、修学資金及び就学支度資金について、貸付けの対象に大学院を追加する。

貸付け対象の拡大

○ひとり親家庭の子どもが大学院へ修学する場合に、その修学及び入学に必要な資金について、修学資金及び就学支度資金より貸付けを受けられるように対象を拡大する。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(平成30年4月1日現在)

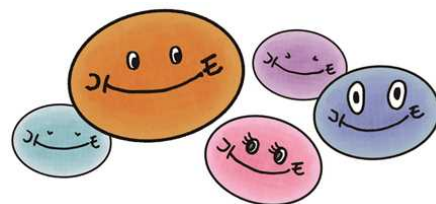
資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦 	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	<p>2,850,000円</p> <p>団体 4,290,000円</p>		1年	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
事業継続資金	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦 	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	<p>1,430,000円</p> <p>団体 1,430,000円</p>		6ヶ月	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
修学資金	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子 	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	<p>※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示 (大学院は国公立・私立、自宅・自宅外の区別なし)</p> <p>高校、専修学校(高等課程) 月額52,500円</p> <p>高等専門学校 月額[1~3年]52,500円 [4~5年]90,000円</p> <p>短期大学、専修学校(専門課程) 月額 90,000円</p> <p>大学 月額 96,000円</p> <p>大学院(修士課程) 月額132,000円</p> <p>大学院(博士課程) 月額168,000円</p> <p>専修学校(一般課程) 月額 48,000円</p> <p>(注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。</p>	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 専修学校(一般課程)5年以内	無利子 ※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする。(連帯保証人は不要) ※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
技能習得資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円 (12月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
修業資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000円 特別 330,000円		1年	6年以内	※親に係る貸付けの場合 (保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0% ※児童に係る貸付けの場合修学資金と同じ
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) ・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) ・寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
生活資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】月額 103,000円 【技能】月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子又は男子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額103,000円、合計240万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 (注)3月相当額の一括貸付を行うことができる。	・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月	(技能習得) 20年以内 (医療又は介護) 5年以内 (生活安定貸付) 8年以内 (失業) 5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 特別 2,000,000円		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
転宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
就学支度資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 40,600円 中学校 47,400円 国公立高校等 160,000円 修業施設 100,000円 私立高校等 420,000円 国公立大学・短大・大学院等 380,000円 私立大学・短大・大学院等 590,000円		6ヶ月	就学 20年以内 修業 5年以内	※修学資金と同様
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%

V 平成30年度ひとり親家庭等 自立支援関係予算の概要

平成30年度ひとり親家庭等自立支援関係予算の概要



厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、児童扶養手当制度の充実、母子父子寡婦福祉資金貸付金の大学院進学のための資金の創設、親の資格取得支援を充実するための高等職業訓練促進給付金の准看護師から看護師への進学支援など、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。

また、配偶者からの暴力被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

これを踏まえた、平成30年度予算の主な内容は以下のとおり。

	(平成30年度予算額) 3,508億円の内数	(平成29年度予算額) (3,520億円の内数)
・ 母子家庭等対策総合支援事業	122 億円	(114 億円)
・ 児童扶養手当	1,711 億円	(1,784 億円)
・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金	32 億円	(36 億円)
・ 婦人保護施設措置費	23 億円	(23 億円)
・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業 など(その他、他部局計上分を含む)	159 億円の内数	(154 億円の内数)

ひとり親家庭等の自立支援の推進

1. 支援につながる

(1) 自治体窓口のワンストップ化の推進

○ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々のひとり親家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。

また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を図る。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

(2) 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進（後掲・10ページ参照）

- ① 婦人相談員手当の拡充【拡充】
- ② 若年被害女性等支援モデル事業（仮称）の創設【新規】
- ③ 売春防止活動・DV対策機能強化事業の充実【拡充】
- ④ 婦人保護施設等における支援の充実【拡充】

(3) その他

① 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進

今後の子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する調査研究等を実施する。

【保健福祉調査委託費：87百万円】

② 母子家庭等自立支援対策費

母子・父子自立支援員の全国研修会の開催等を通じて、ひとり親家庭等の自立支援を推進する。

【母子家庭等自立支援対策費：3百万円】

1. 支援につながる（続き）

③ ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施

母子・父子福祉団体等の民間団体が全国的・広域的に行うひとり親家庭等の自立支援に資する事業への財政支援を通じ、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図る。

【ひとり親家庭等自立促進基盤事業：9百万円】

④ 在宅就業に関する情報提供

子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母等にとって、仕事と家庭の両立を図りやすい働き方である在宅就業を推進するため、先駆的な取組事例等を収集・集約し、情報提供を行うこと等により、地方自治体等の取組の促進を図る。

【在宅就業者支援事業委託費：12百万円】

2. 生活を応援

（1）児童扶養手当の支給

① 全部支給に係る所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合）に引き上げる。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

② 手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

児童扶養手当の支給回数について、2019年（平成31年）11月支給（8月分～10月分）から、現行の年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に見直すため、必要な措置を講ずる。

【児童扶養手当給付費負担金等：1,711億円】

2. 生活を応援（続き）

（2）母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金の貸付けを行っているが、大学院への進学を希望するひとり親家庭の子どもを支援するため、新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付けに係る資金（修学資金及び就学支度資金）を創設する。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金：32億円】

（3）子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）の実施

放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

（4）養育費の確保等支援

① 養育費相談支援センター事業

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。

【養育費確保支援事業委託費：56百万円】

② 母子家庭等就業・自立支援事業の推進

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等について相談・情報提供、面会交流の支援等を実施し、母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

また、弁護士による養育費相談を実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

（5）ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

2. 生活を応援（続き）

（6）未婚のひとり親家庭の母（父）に対する寡婦（夫）控除のみなし適用

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

3. 学びを応援

（1）生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化【拡充】

生活困窮世帯等の子どもの支援するため、「高校生世代」に対する総合的な支援や、特に小学生がいる世帯に対する巡回支援等を実施する取組を強化する。

【子どもの学習支援事業：47億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め社会・援護局予算に計上。）

（2）ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の推進

ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

（3）ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）

ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

4. 仕事を応援

(1) 就職に有利な資格の取得支援

① 母子家庭等自立支援給付金事業の推進

・ 高等職業訓練促進給付金の充実【拡充】

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。

また、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

・ 自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

② 母子家庭等就業・自立支援事業【再掲】

母子家庭等就業・自立支援センター等で、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

4. 仕事を応援（続き）

（2）ひとり親家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン～

○生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者及び児童扶養手当受給者を含む生活困窮者に対するより効果的な自立支援のため、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を推進する。

【生活保護受給者等就労自立促進事業費等：88億円の内数】
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

○マザーズハローワーク事業の推進【拡充】

マザーズハローワーク事業について、事業拠点の拡充（194か所→199か所）を行うとともに、ひとり親支援専門の就職支援ナビゲーターを追加配置し、関係機関と連携したひとり親への就職支援を推進する。

【マザーズハローワーク事業推進費等：35億円の内数】
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

○トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の活用

求職者を、常用雇用へ移行することを目的に一定期間、試行雇用する事業主に対して助成する「トライアル雇用助成金」の活用により、母子家庭の母等の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。

【トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）：24億円の内数】
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

○特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の活用

母子家庭の母等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給する。

【特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）：468億円の内数】
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

○キャリアアップ助成金の活用

非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を実施した事業主を支援する「キャリアアップ助成金」の活用により、母子家庭の母等を含む有期契約労働者等の正規雇用等への転換等を推進する。

【キャリアアップ助成金：741億円の内数】
（母子家庭の母等以外の者の分を含め雇用環境・均等局予算に計上。）

4. 仕事を応援（続き）

（3）ひとり親家庭の親が利用しやすい職業能力開発の推進

○母子家庭の母等に対する職業訓練の実施

・託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施

母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、公的職業訓練において、育児等による時間的制約のある方向けの短時間訓練コースの設定や、託児サービス支援の提供を推進する。

また、「母子・父子自立支援プログラム」の対象者等に対しては、母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、「職業訓練」に先立ち、就職の準備段階としての「準備講習」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。
(母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。)

・母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

公共職業訓練において、配偶者からの暴力（DV）被害者である母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施する。
(母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。)

・雇用型訓練を活用する企業に対する支援等の実施

個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、ジョブ・カード制度の推進及び雇用型訓練を活用する企業を支援するための取組等を実施する。

(母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。)
【離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラム推進事業等：39億円の内数】

○公共職業訓練におけるeラーニングコースの実施

通所の方法によっては訓練の提供が困難であると考えられる、ひとり親等の家庭的制約を抱える者及び公共職業訓練を利用できない離島・僻地等の求職者を対象として、eラーニングによる職業訓練機会の提供を行う。

【離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラム推進事業：41百万円の内数】
(母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。)

4. 仕事を応援（続き）

（4）母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

また、自立支援プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持するとともに、更なる目標が設定できるよう、アフターケアを実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

5. 住まいを応援

生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者に対して有期で家賃相当額を支給することにより、住居の確保と就労機会の確保に向けた支援を行う。

【住宅確保給付金：17億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め社会・援護局予算に計上。）

配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

（１）婦人相談員手当の拡充【拡充】

婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額となるよう、婦人相談員手当の引き上げを図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

（２）若年被害女性等支援モデル事業（仮称）の創設【新規】

若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

（３）売春防止活動・DV対策機能強化事業の充実【拡充】

○婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業の創設

婦人相談所一時保護所において、様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、個別対応できる職員を配置し、支援体制の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

（４）婦人保護施設等における支援の充実【拡充】

- ・ 婦人保護施設及び婦人相談所一時保護所における同伴児童対応職員の配置を拡充することにより、同伴児童に対する支援体制の強化を図る。

※ 同伴児童対応職員の配置

（現行）最大3名まで配置可能 → 最大5名まで配置可能

- ・ 婦人保護施設において、様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、個別対応できる職員の配置に係る加算を創設する。

【婦人保護施設措置費等：23億円の内数】

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。
平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

4. 手当月額（平成30年4月からの見込み額）

・児童1人の場合	全部支給：42,500円	一部支給：42,490円から10,030円まで
・児童2人以上の加算額 [2人目]	全部支給：10,040円	一部支給：10,030円から5,020円まで
[3人目以降1人につき]	全部支給：6,020円	一部支給：6,010円から3,010円まで

5. 所得制限限度額（収入ベース）

- ・全部支給（2人世帯） 130万円 → 160万円（平成30年8月分から実施予定）
- ・一部支給（2人世帯） 365万円 → 据え置き

6. 受給状況

- ・平成29年3月末現在の受給者数 1,006,332人（母：943,917人、父：57,484人、養育者：4,931人）

7. 予算額（国庫負担分） [30年度予算案] 1,710.9億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

1. 手当の支給回数の見直し（平成28年改正法附帯決議事項／法改正事項）

<内容>

現行の年3回（4月、8月、12月）から奇数月の隔月支給（年6回）とする。

※ 2019年（平成31年）の11月支給（8月分～10月分）から隔月支給に変更。

2. 全部支給所得制限限度額の引上げ（政令改正事項）

<内容>

「全国ひとり親世帯等調査」の結果を踏まえ、全部支給所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円に引き上げる（扶養親族等の数が1人の場合）。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

3. 公共用地取得による土地代金等にかかる特別控除（政令改正事項）

<内容>

手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

改正の内容

- 新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付に係る資金（修学資金及び就学支度資金）を創設する。
【貸付限度額（案）】 修学資金：月額132,000円（修士課程）、月額183,000円（博士課程）
就学支度資金：590,000円

【目的】

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

【対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

【実施主体等】

都道府県、指定都市、中核市（国：2/3 都道府県、指定都市、中核市：1/3）

【貸付実績】

- ①母子福祉資金：172億3,578万円（33,133件）
- ②父子福祉資金：4億8,617万円（1,086件）
- ③寡婦福祉資金：3億7,950万円（570件） ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化【拡充】 (高校生世代)

3. 学びを応援

- ◇ 平成29年12月にまとめられた生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書において、**高校生や高校を中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援が不足している**と指摘されている。
- ◇ このため、現行の高校生に対する中退防止のための支援を拡充し、高校中退者、中学校卒業後進学していない子どもをも対象に、単に高校の授業のフォローアップということだけでなく**学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に行う**ことにより、自分の将来への具体的なイメージを形成したり、就職、再就学、進学など**適切な進路が選べるような基礎づくり**を行う。
- ◇ 支援については、中学生までの学習支援と同様の基礎自治体単位の実施のほか、市域を越えた都道府県単位（広域）での実施も想定。

対象経費

◇ 支援員人件費等（人件費・旅費） ◇ 進路先選択相談支援関係費用（資料作成費・旅費等） ◇ その他費用（旅費、通信費等）

補助率

1/2

★生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書（抜粋）

(1) 子どもの学習支援事業のあり方

- 高校生や高校中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援が不足している。学習支援だけでなく自立に向けた相談支援が必要であり、教育部門との連携はもとより、就労支援機関との連携も含めた方策を検討すべきである。

★新たな自殺総合大綱のあり方に関する検討会報告書（抜粋）

(2) 地域レベルの実践的な取組の更なる推進

- 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業による生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援や居場所づくり等の活動や、…（中略）既存の施策を、より効果的な自殺対策の実施に資するよう、**孤立防止**や、危機介入に生かしていくべきである。

高校生世代（10代の若年層）に対する支援



高校の授業等のフォローアップや
基礎的学力の習得、自己肯定感の向上 など

孤立感の解消や将来への意欲向上 など

生活習慣の定着・改善 など

- ◆ 高校の中退防止
- ◆ 高校を中退した人、中学卒業後進学や就労していない人などの自分の将来への意欲向上や具体的なイメージの形成
- ◆ 希望する進路（就職、再就学、進学）の選択のための基礎づくり



生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化【拡充】 (小学生)

3. 学びを応援

- ◇ 平成28年度に民間団体が行った調査では、事業の課題として、スタッフ、ボランティアの確保のほか、**幼少期からの早期支援の必要性が指摘されている**。また、平成29年12月にまとめられた生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書においても同様の指摘があった。
- ◇ そのため、貧困の連鎖の防止の観点からも、学齢期からの支援として、**家庭の事情等により学童へ行けない、通えない子どもの家庭等に対して巡回訪問を行う**ことにより、基礎的な生活習慣や学習習慣などの習得と併せて、子どもの親への養育支援を通じて**家庭全体への支援を行う**。

対象経費

- ◇ 専門支援員人件費等（人件費・旅費）
- ◇ 連絡協議会開催費用（会議費、資料作成費等）
- ◇ その他費用（旅費等）

補助率

1/2

★生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書（抜粋）

(1) 子どもの学習支援事業のあり方

- 家庭で机に向かう習慣がないことが低学力につながるおそれがあることや、中学生になると支援につながるまでの関係構築が難しいといった観点から、小学生や就学前からの早期支援が必要との指摘もあった。

学齢期からの早期支援

○学童に行けない、通えない子ども等を対象

基礎的な学習習慣の習得など

- ・宿題を行う習慣づくりなど

基本的な生活習慣の習得など

- ・早寝早起き、プリントを親に見せるなど

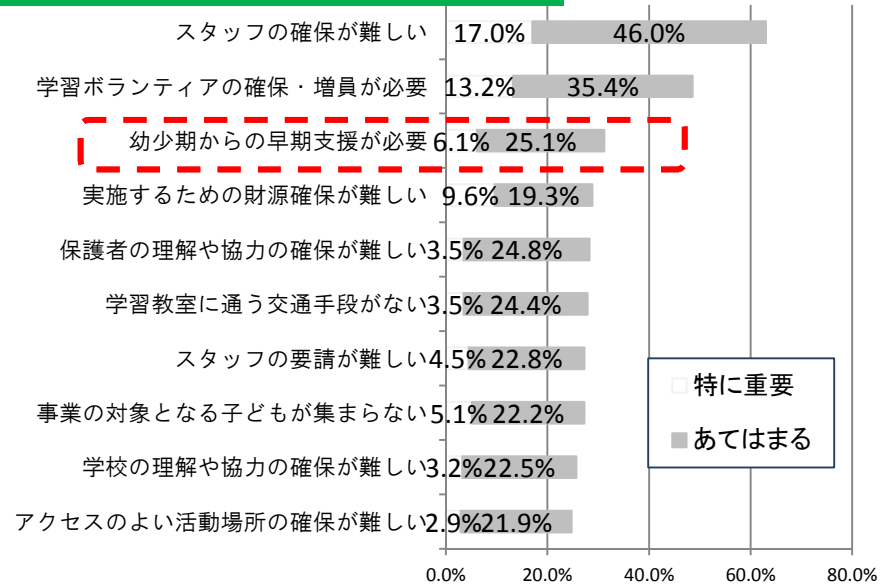
親への養育支援など

- ・子育てに関する情報提供など



家庭全体を支援

事業実施団体の実施運営上の課題



※出典：平成28年度社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業」（特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット）

改正の内容

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。

【目的】

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

【対象者】

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

【対象資格】

- 就職の際に有利となる資格であって、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県知事等が地域の実情に応じて定める。

《対象資格の例》 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

【支給内容】

- 支給対象期間：修業する全期間（上限3年）
- 支給額：月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

【実施主体等】

- 実施主体：都道府県・市区・福祉事務所設置町村（国3/4、都道府県等1/4）
- 創設：平成15年度

【支給実績（平成28年度）】

- 総支給件数：7,110件（全ての修学年次を合計）
- 資格取得者数：2,475人（看護師 934人、准看護師 1,161人、保育士 142人、介護福祉士 61人など）
- 就職者数：1,920人（看護師 823人、准看護師 782人、保育士 119人、介護福祉士 53人など）

拠点

マザーズハローワーク（21箇所【平成18年度より設置】）

子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施する専門のハローワークを、東京及び政令指定都市（一部除く）に設置。

※ 子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズコーナー（173箇所【平成19年度より設置】）

マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等中核的な都市のハローワークにコーナーとして設置。

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナーの実施、公的職業訓練等へのあっせん等による一貫した支援とともに、マザーズハローワークにおいて関係機関と連携しながらひとり親に対するきめ細かな相談を行う等、子育て女性等に対する網羅的・総合的な支援を実施。

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓をするとともに、メール配信等により、事業所情報を提供

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースを確保するとともに、相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

平成30年度の新規取組



● 拠点の拡大

子育て女性等の再就職支援を一層充実させるため、支援の対象となる女性等が多数存在する地域におけるマザーズコーナーを新設(5箇所)する。

事業拠点 平成29年度 194箇所 → 平成30年度 199箇所

● ひとり親に対する支援の強化

マザーズハローワーク・コーナーに就職支援ナビゲーターを増員し、母子家庭の母等のひとり親に対してプライバシーに配慮した相談や専門的な支援を実施する。また、地方公共団体やひとり親への支援を行う関係機関と連携した支援を実施する。平成29年度 26人 → 平成30年度 31人

● 正社員への再就職やステップアップ支援の強化

マザーズコーナーに求人者支援員を増員し、正社員への再就職やステップアップにつながる両立しやすい求人の開拓を強化するとともに、大学等と連携し正社員就職のマッチング機能を充実させる。平成29年度 21人 → 平成30年度 31人

(児童虐待・DV対策等総合支援事業 159億円の内数)

施策の目的

- 女性を取り巻く様々な問題（DV被害、ストーカー被害、性暴力被害など）は、年々増大し、深刻化している。相談者と最初にコンタクトをとる婦人相談員については、**困難性のある問題を適切に対応するための高い専門性と切れ目のない継続的な相談・支援を行うことが求められている。**
- 婦人相談員手当額の引き上げを行うことにより、婦人相談員の活動強化を図る。**

内容

◆婦人相談員手当額の引き上げ

一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額となるよう、**月額最大 191,800円**（現行月額最大149,300円）に**拡充**

◆婦人相談員の質の向上を図る観点から、以下のとおり研修受講要件を課し、これを満たす者について手当額の拡充を行う。

- 以下の①又は②のいずれかに該当することを要件とする。

- ① 国が実施する婦人相談員を対象とする研修※を受講した者

※「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」（研修）

- ② 地方公共団体又は全国婦人相談員連絡協議会等の関係団体が実施する婦人相談員を対象とする研修※を受講した者

※以下の項目程度の内容を盛り込んだ研修であって地方公共団体が認めた研修とする。

- ・ 法制度、施策の理解（他制度、他施策含む）
- ・ 相談、支援スキルの習得（相談対応技術、困難ケース対応、事例検討等）
- ・ 関係機関との連携 等

* 平成29年度末までに上記①又は②の研修を受講している者については、研修修了証や復命書等により確認できる場合、研修を受講したものとして取り扱うこととする。（過去に受講している者も対象とする取扱い）

◆実施主体 都道府県・市

◆補助率 国 1 / 2（都道府県・市 1 / 2）

若年被害女性等支援モデル事業 <新規>

婦人保護事業の推進

(児童虐待・DV対策等総合支援事業 159億円の内数)

- ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を新たに実施する。 <実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国10/10

<モデル事業イメージ>

都道府県・市・特別区

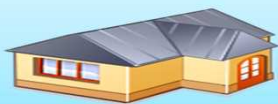


★4つのアプローチで若年(被害)女性の早期からの自立を支援

- ①アウトリーチ支援【必須】
- ②関係機関連携会議の設置等(関係機関との連携)【必須】
- ③居場所の確保【任意】
- ④自立支援【任意】

事業の全部又は一部を委託可能

民間団体



国

補助

① アウトリーチ支援

<未然防止>

- ◆夜間見回り・声かけ
- ◆相談窓口の開設(電話・メール・LINE)

③ 居場所の確保

- ◆一時的な「安心・安全な居場所」の提供、相談支援の実施

④ 自立支援

- ◆学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

② 関係機関連携会議の設置等 (関係機関との連携)

- ◆実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体の連絡・調整を図る
- ◆身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ(同行支援を含む)

婦人相談所

民間支援団体

児童相談所

福祉事務所

自立相談支援機関(生活困窮者制度)

警察

DVセンター

男女共同参画センター

婦人保護施設

医療機関

労働関係機関

若年被害女性等

(JKビジネス被害者等
家出少女・AV出演強要)



參考資料

婦人保護事業の概要

1. 根拠法等

- ① 売春防止法(昭和31年制定)
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年制定/16年・19年・25年改正)
- ③ 人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年改正・28年改正)

2. 対象女性 (「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

3. 実施機関等

- ① 婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
- ② 婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③ 婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④ この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

婦人保護事業の各機関

(平成30年度予算)

婦人相談所

- 売春防止法に基づき都道府県に設置され、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務も行う
- 全国49か所(平成29年4月1日現在)
- 一時保護機能を持ち、要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の相談・支援、一時保護委託を行う
- 一時保護に係る人件費や入所者の生活費について、婦人保護事業費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約10億円)
- 婦人相談所活動費、外国人婦女子緊急一時保護経費等の一部について、婦人相談所運営費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約2千万円)

婦人相談員

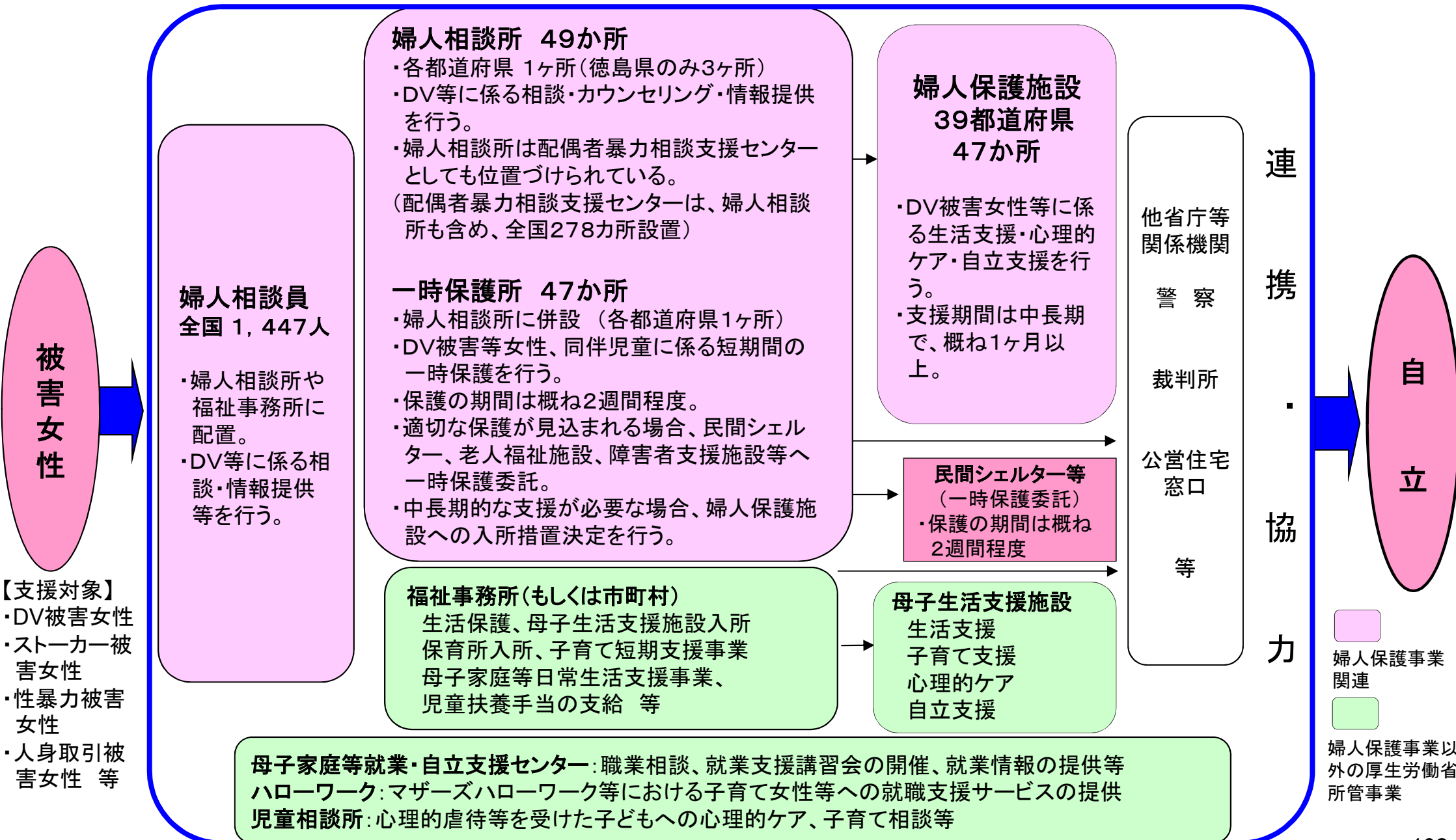
- 売春防止法に基づき都道府県、市等が委嘱し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務を行う
- 1,447人(平成29年4月1日現在)
- 都道府県婦人相談所、市福祉事務所等に所属し、要保護女子、DV被害者の相談・指導を行う
- 婦人相談員活動強化対策費(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

婦人保護施設

- 売春防止法に基づき都道府県や社会福祉法人が設置し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護も行う
- 全国39都道府県に47か所(平成29年4月1日現在)
- 要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の保護、自立のための支援を行う
- 施設職員の人件費、入所者の生活費について、婦人保護事業費補助金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約13億円)

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせることで被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



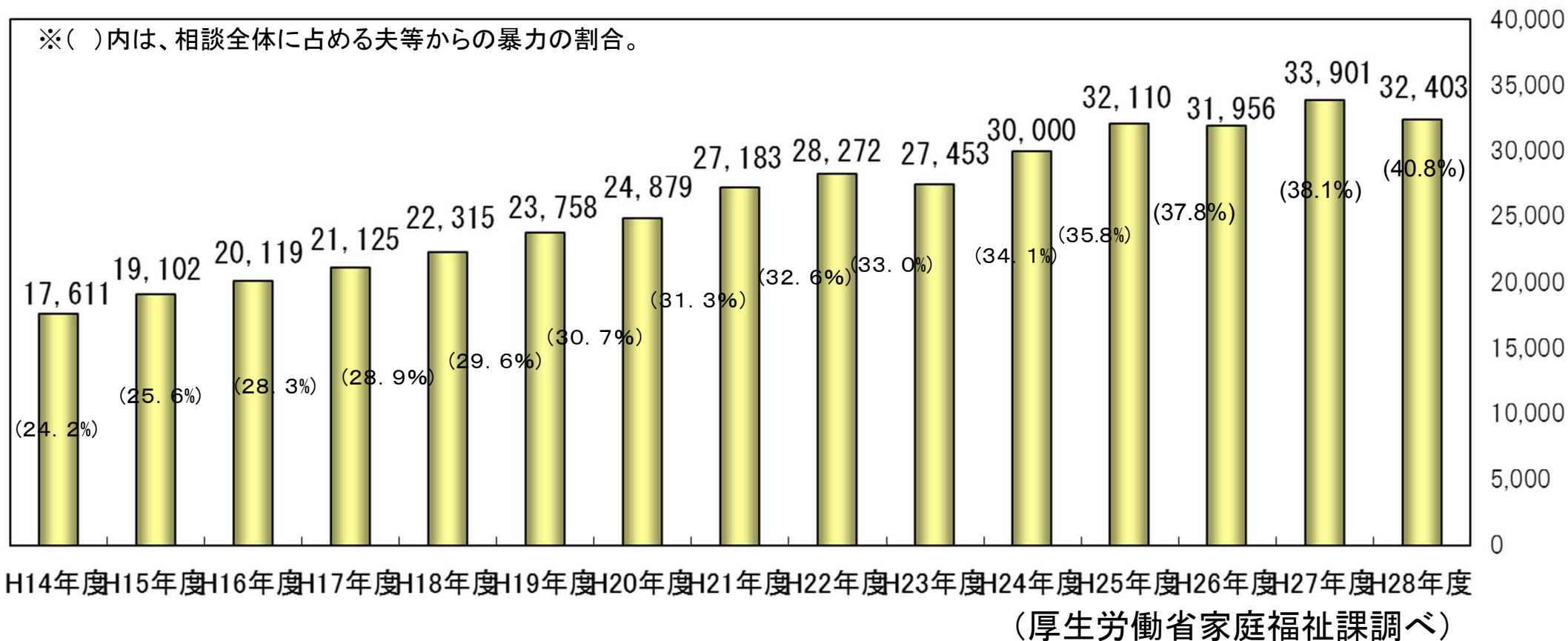
(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数 は平成29年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数 は平成29年11月2日現在

婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所及び婦人相談員における夫等からの暴力の相談件数の相談全体に占める割合は、年々増加している。

夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

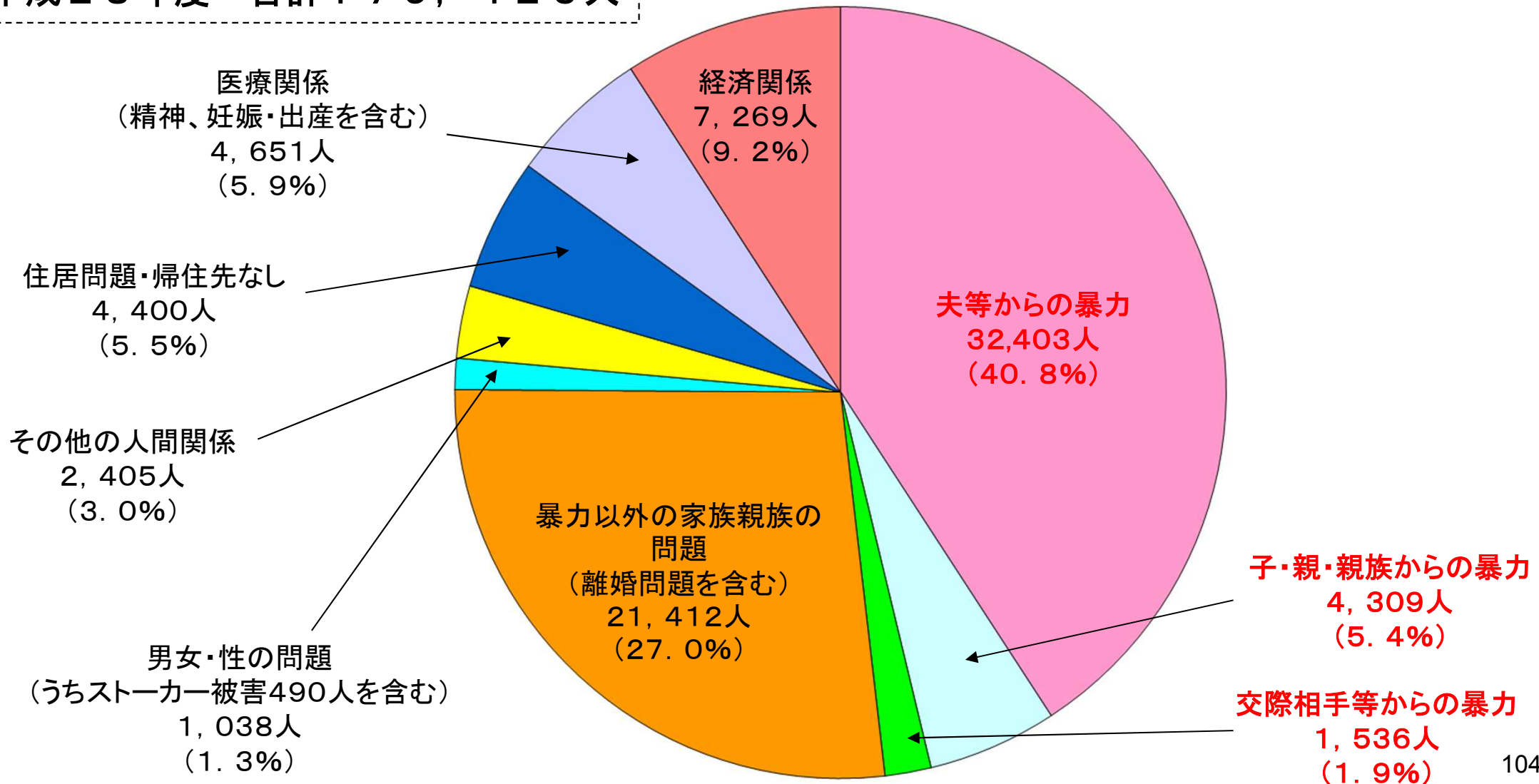
(人数)



婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談の内容

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の40.8%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の48.1%を暴力被害の相談が占めている。

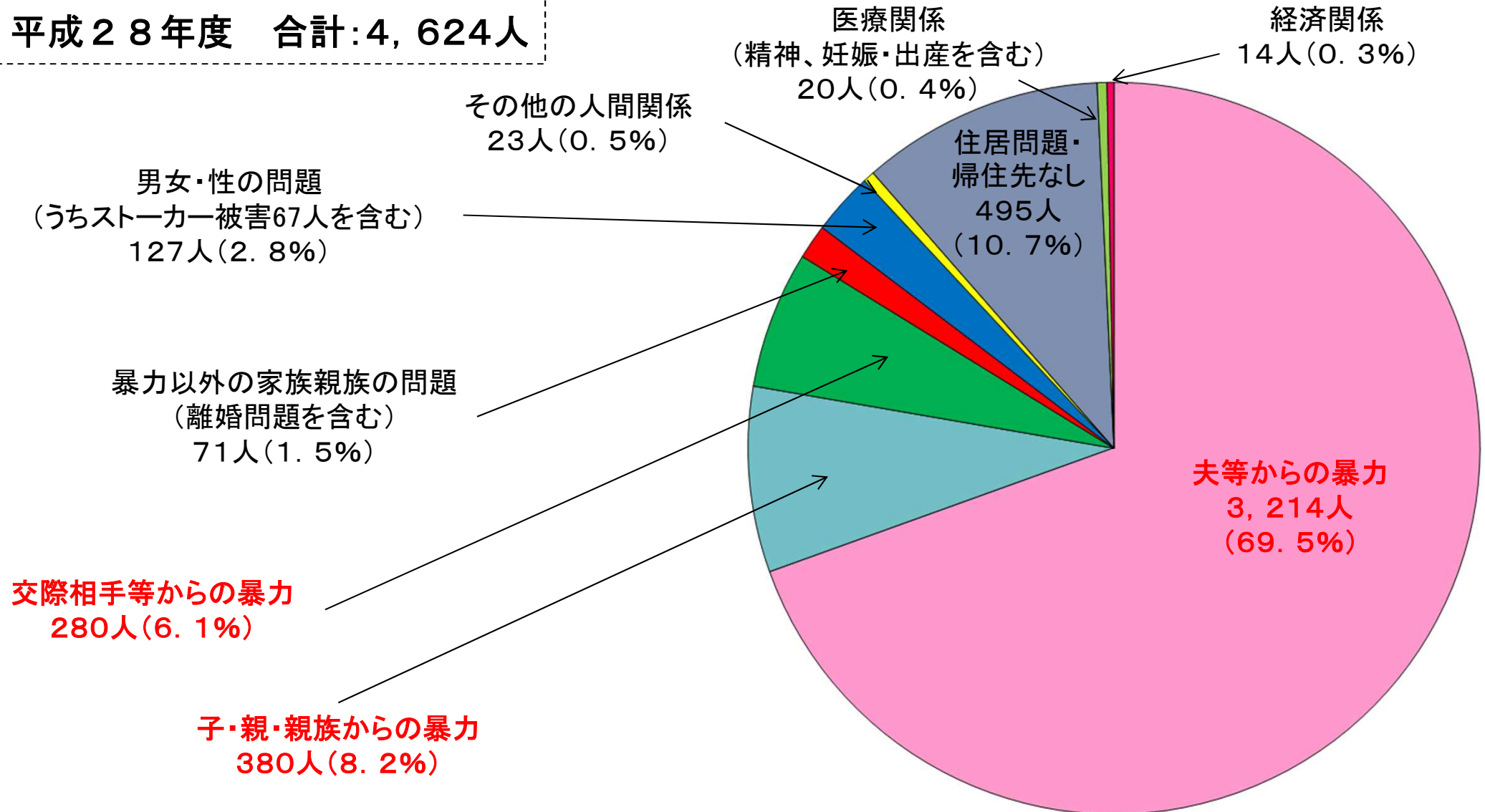
平成28年度 合計：79,423人



婦人相談所における一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の69.5%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の83.8%を暴力被害が占めている。

平成28年度 合計:4,624人

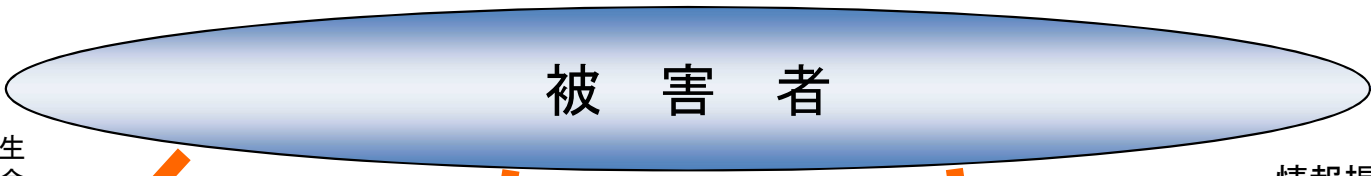


「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」のスキーム

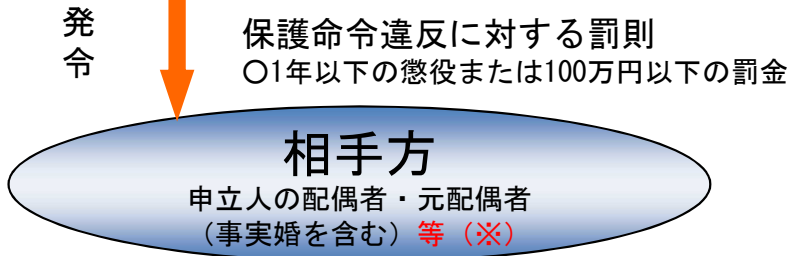
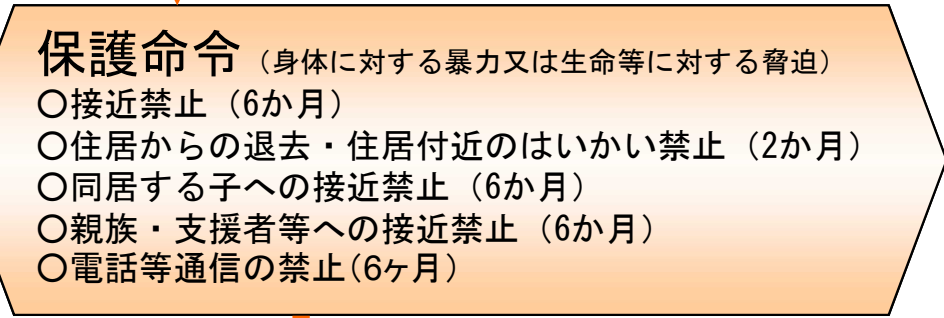
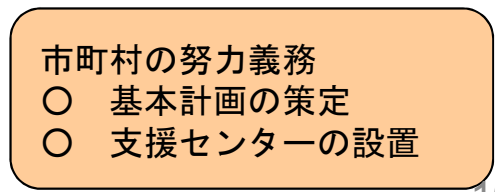
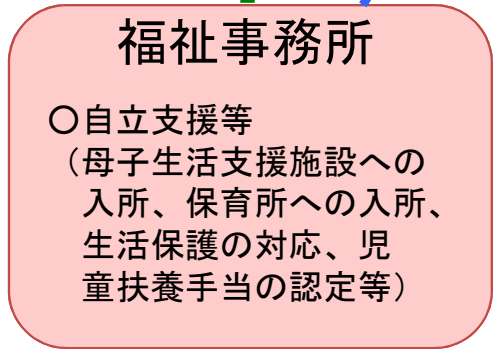
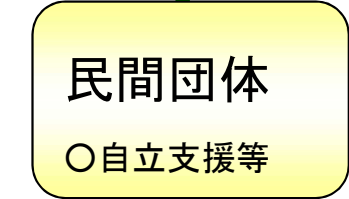
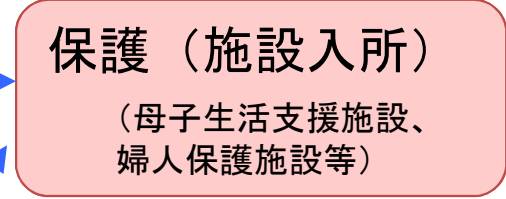
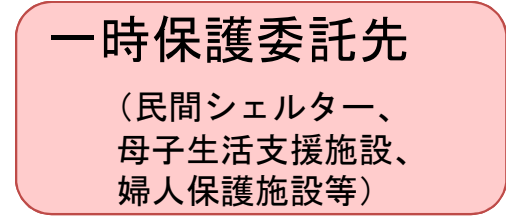
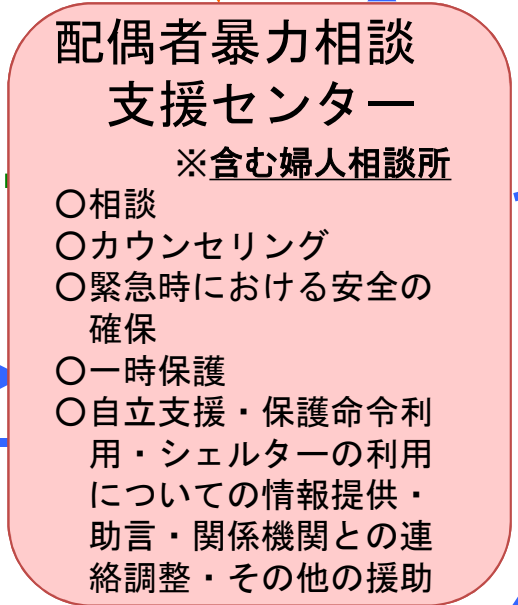
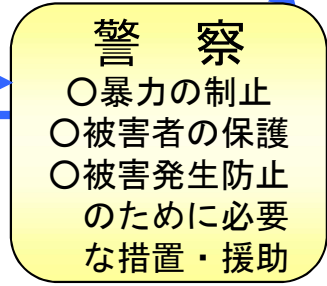
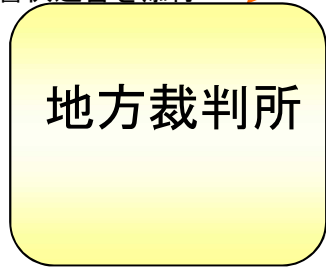
は厚生労働省に
関係するもの

保護命令の申立て

身体に対する暴力又は生命に対する脅迫が保護命令の対象
※ 配偶者暴力相談支援センター・警察への相談がない場合、公証人面前宣誓供述書を添付



情報提供努力義務
①発見した者による通報努力義務
②医師等は通報できる
(被害者の意思を尊重するよう努める)



保護命令違反に対する罰則
○1年以下の懲役または100万円以下の罰金

申立人の配偶者・元配偶者
(事実婚を含む) 等 (※)

通知

地裁の請求に基づく
書面提出等

警察

- 暴力の制止
- 被害者の保護
- 被害発生防止のために必要な措置・援助

連携

配偶者暴力相談
支援センター
※含む婦人相談所

- 相談
- カウンセリング
- 緊急時における安全の確保
- 一時保護
- 自立支援・保護命令利用・シェルターの利用についての情報提供・助言・関係機関との連絡調整・その他の援助

委託

入所

入所

通知

地裁の請求に基づく書面提出等

連携

連携

福祉事務所

- 自立支援等
(母子生活支援施設への入所、保育所への入所、生活保護の対応、児童扶養手当の認定等)

民間団体

- 自立支援等

市町村の努力義務

- 基本計画の策定
- 支援センターの設置

配偶者からの暴力で悩んでいる方へ

配偶者からの暴力

》》》》 いろいろな形態があります。

(「配偶者からの暴力で悩んでいる方へ」(内閣府・男女共同参画局)を元に作成)

配偶者

男性・女性を問いません。事実婚や元配偶者※も含まれます。

※離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合。生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も含まれる。

暴力

身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力※も含まれます。

※保護命令は、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象。

相談

》》》》 いろいろな機関で相談を行っています。

配偶者暴力相談支援センター

○都道府県が設置する婦人相談所その他適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

○また、市町村の支援センターもあります。

- ①相談又は相談機関の紹介
- ②カウンセリング
- ③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

※①～⑥のうち、各支援センターにおいて実施されている事業は支援センターによって異なります。

警察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

一時保護 》》》》 とりあえず加害者から逃れたい。

婦人相談所

各都道府県に必ず1つ設置されています。

○各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。

○お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。

(一時保護は、民間シェルター等に委託されることもあります。)

保護命令

》》》》 加害者が近寄ってこないようにしたい

裁判所に申し立てると、加害者に対し、保護命令が出されます。

※更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに限ります。

被害者への接近禁止命令

加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6ヶ月です。

被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等※1の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁止する命令です。

期間は6ヶ月※2です。

※1対象は、①被害者と同居する被害者の未成年の子供、②被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者です。 ※2被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

※3対象者は被害者本人のみです。また、被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等が禁止されません。

期間は6ヶ月※3です。

退去命令

加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2ヶ月です。

- 事実婚の場合の申立てや元配偶者に対する申立て、生活の本拠を共にする交際相手・元交際相手に対する申立てもできます。
- 命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。

自立支援

》》》》 自立して生活がしたい。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援のための様々な情報を提供しています。

○就業の促進 職業紹介、職業訓練等に関する情報提供

○住宅の確保 公営住宅等に関する情報提供

○援 護 生活保護、児童扶養手当の受給等に関する情報提供¹⁰⁷

婦人相談所一時保護

昭和32年4月

売春防止法に基づき、婦人相談所に要保護女子の一時保護を行う施設を設置。
(平成19年4月～定員を超える場合は一時保護委託が可能となった。)

平成14年4月～

DV法に基づき、暴力被害女性及び同伴家族の一時保護を行うこととされた。
また、民間シェルター等への一時保護委託が可能となった。

平成16年12月～

人身取引対策行動計画に基づき、婦人相談所及び一時保護委託先施設において、人身取引被害者の一時保護を行うこととなった。(平成17年度より一時保護委託を実施)

平成23年3月～

第3次男女共同参画基本計画を踏まえ、恋人からの暴力の被害者を一時保護の委託対象に加えた。

平成23年7月～

母子生活支援施設において、妊娠段階から出産後まで一貫して母子の支援を行うことが可能となるよう、支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦を一時保護の委託対象に加えた。

平成28年4月～

「ストーカー総合対策」(平成27年3月)や第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日)を踏まえ、ストーカー行為や性暴力・性犯罪の被害女性を一時保護の委託対象に加えた。

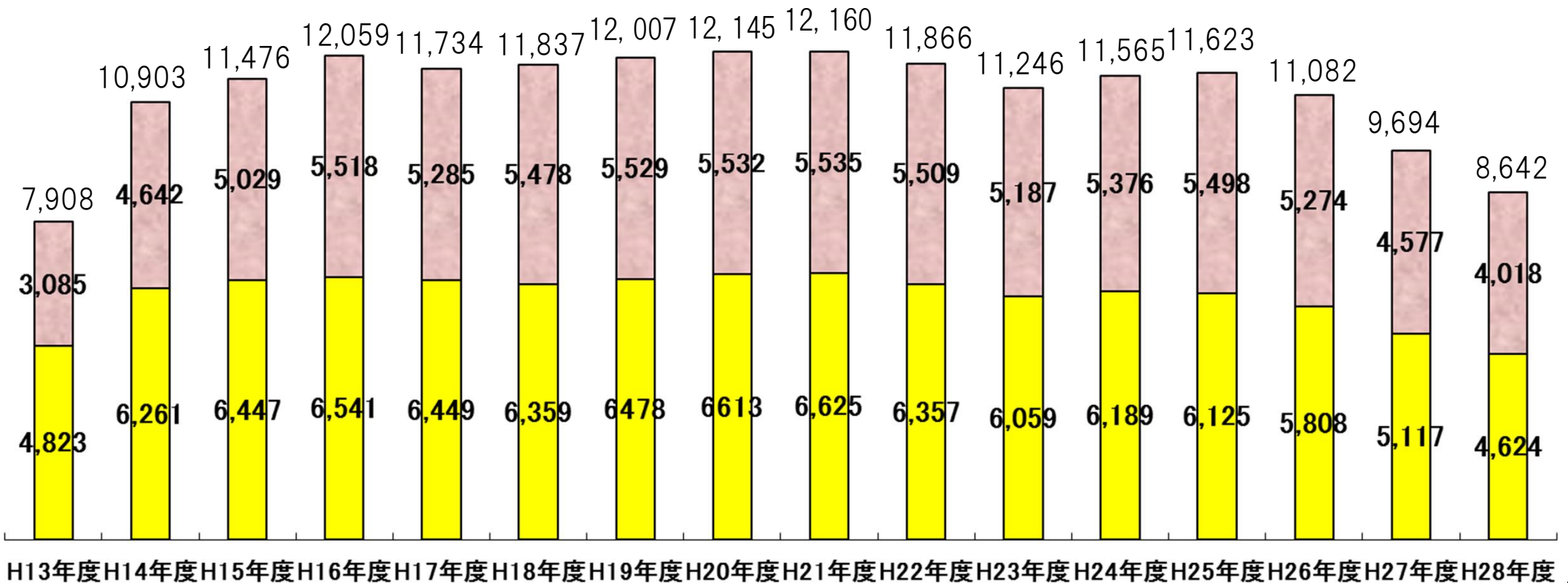
婦人相談所による一時保護者数の推移

○婦人相談所により一時保護された女性は4,624人。同伴家族の数が4,018人で、合計8,642人となっている。

○一時保護件数は平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少している。

■ 一時保護された女性 ■ 同伴家族

(件数)



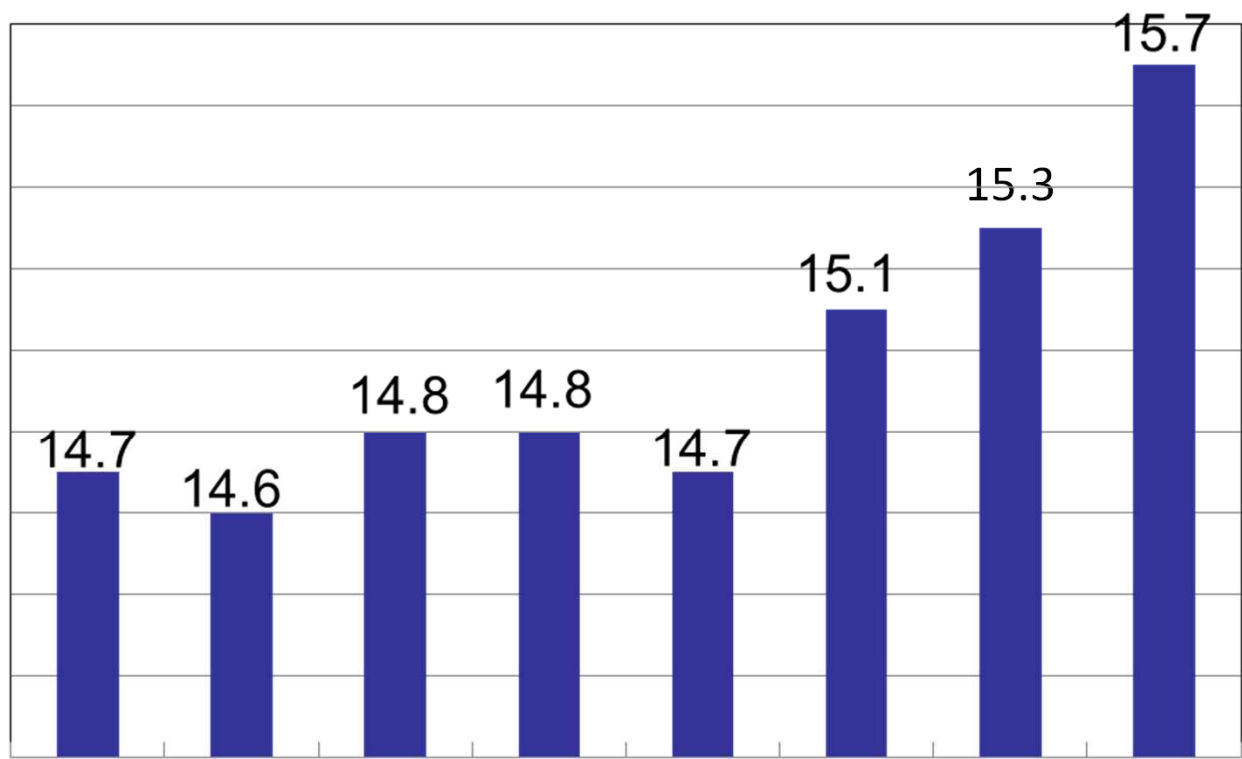
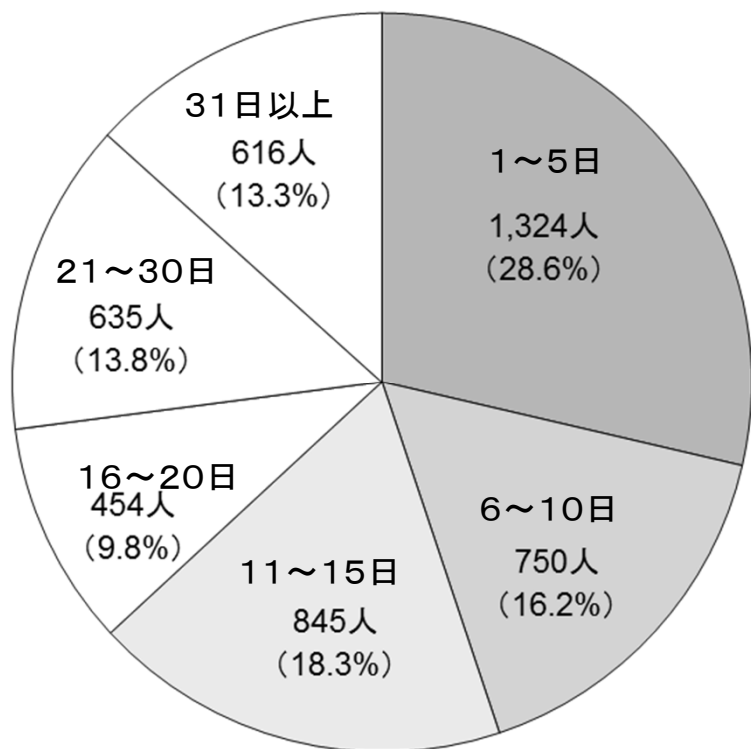
婦人相談所による一時保護の在所期間

- 一時保護の平均在所日数は平成28年度は15.7日となっている。
- 平均在所日数の推移をみると、平成26年度以降伸びている。

平成28年度 合計:4,624人

平均在所日数の推移

(日)



H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度

一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は、平成29年4月1日現在で325施設。
※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。
- 平成28年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、2,886人。
(女性本人1,354人、同伴家族1,532人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数16.3日となっている。(一時保護委託ケース)

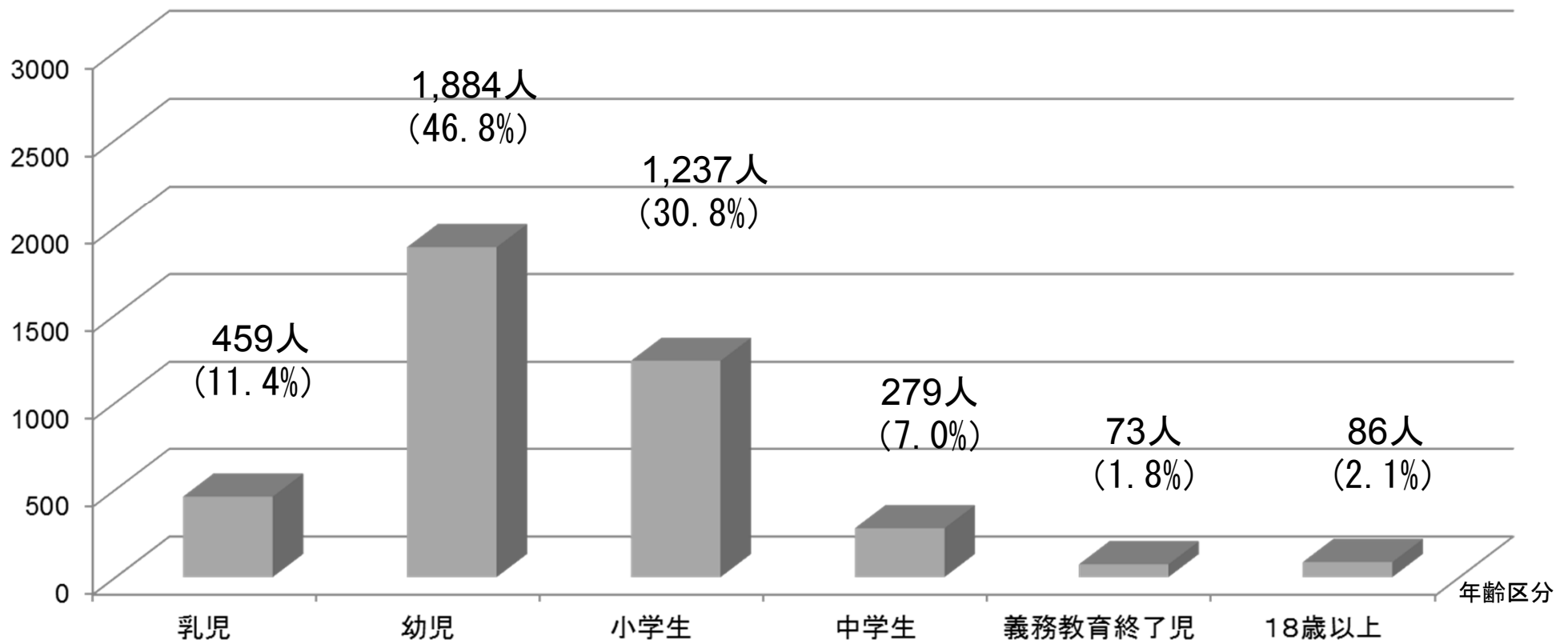
一時保護の委託契約施設数(平成29年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間シェルター	児童福祉施設 (注1)	障害者支援施設	婦人保護施設	老人福祉施設	保護施設	その他	合計
力所数 (注2)	108 (104)	878 (93)	45 (53)	26 (26)	22 (22)	21 (14)	11 (9)	4 (4)	325 (325)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ()内は、平成28年4月1日現在

一時保護同伴家族の状況(平成28年度)

- 約6割が乳児・幼児。約3割が小学生。同伴家族の約98%が18歳未満の児童。
- ほとんどが婦人相談所一時保護所または一時保護委託先において保護女性と一緒に保護。
- 年齢の高い男子を伴う場合は、一時保護を委託するケースが多い。



合計:4,018人

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

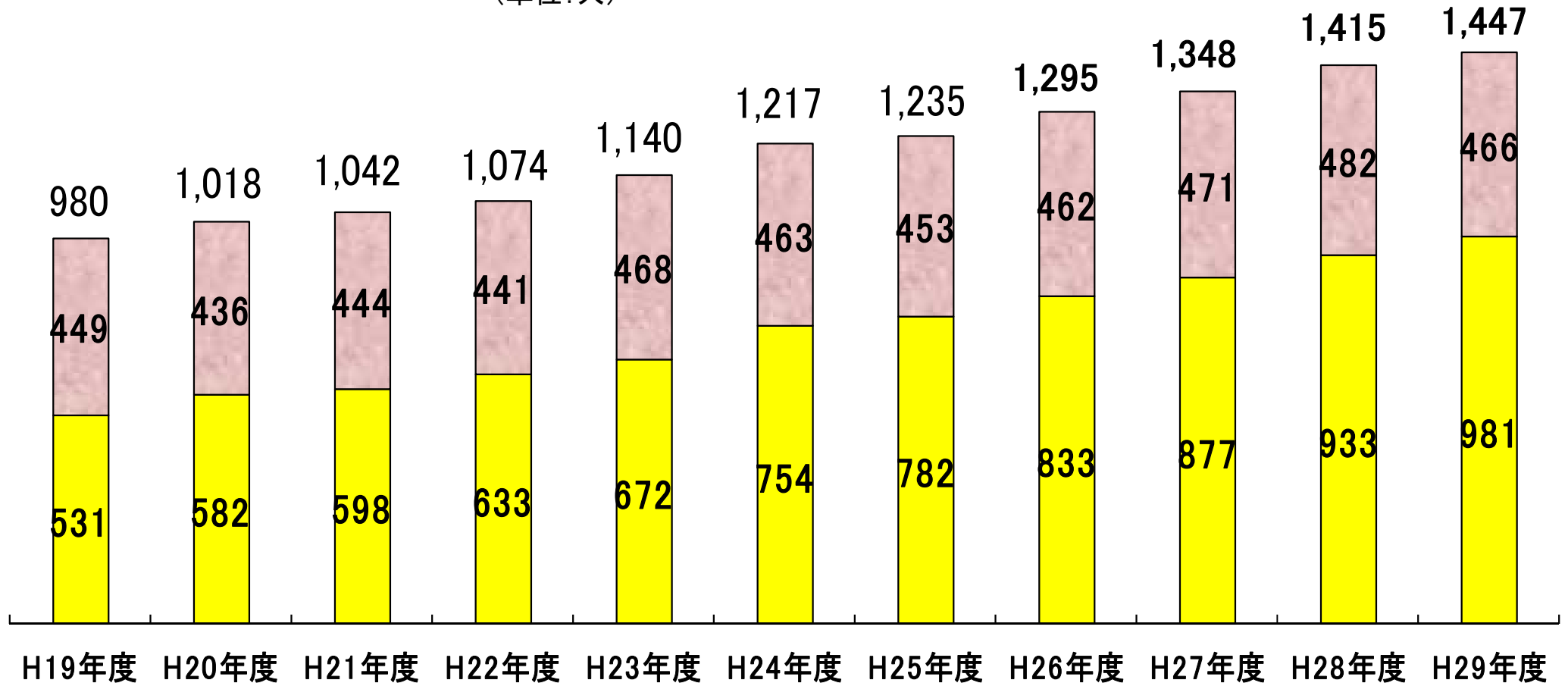
婦人相談員の推移

○婦人相談員は、都道府県及び市から委嘱され、夫等からの暴力を始めとした女性の様々な相談に対応している。

○婦人相談員の員数は毎年少しずつ増加しているが、特に市の増加率が高い。

市 都道府県

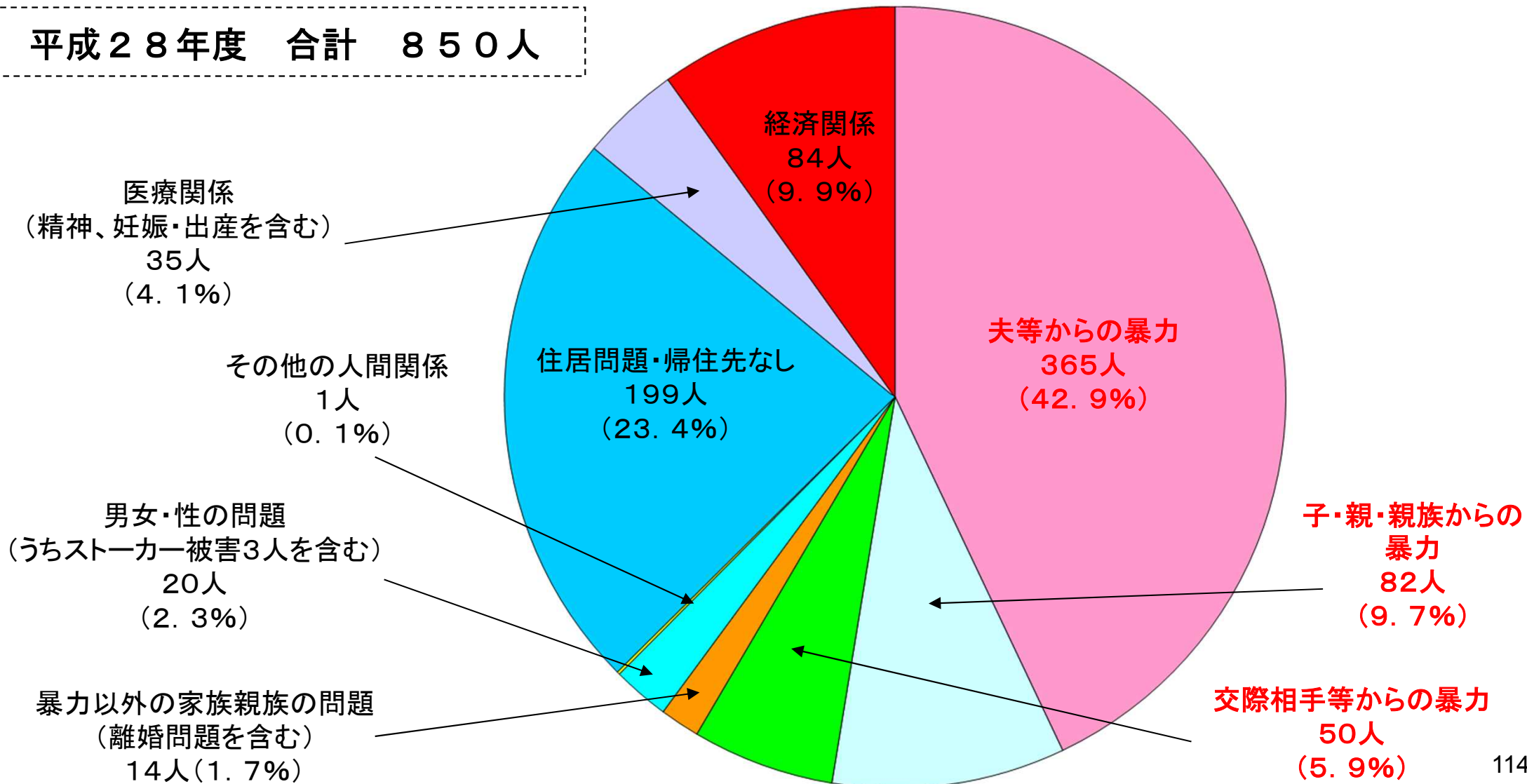
※人数は当該年度の4月1日現在 (単位:人)



婦人保護施設における在所者の入所理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の42.9%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が全体の58.5%を占めている。
- ※ なお、在所者850人のほかに、同伴家族377人(うち同伴児童373人)が入所している。

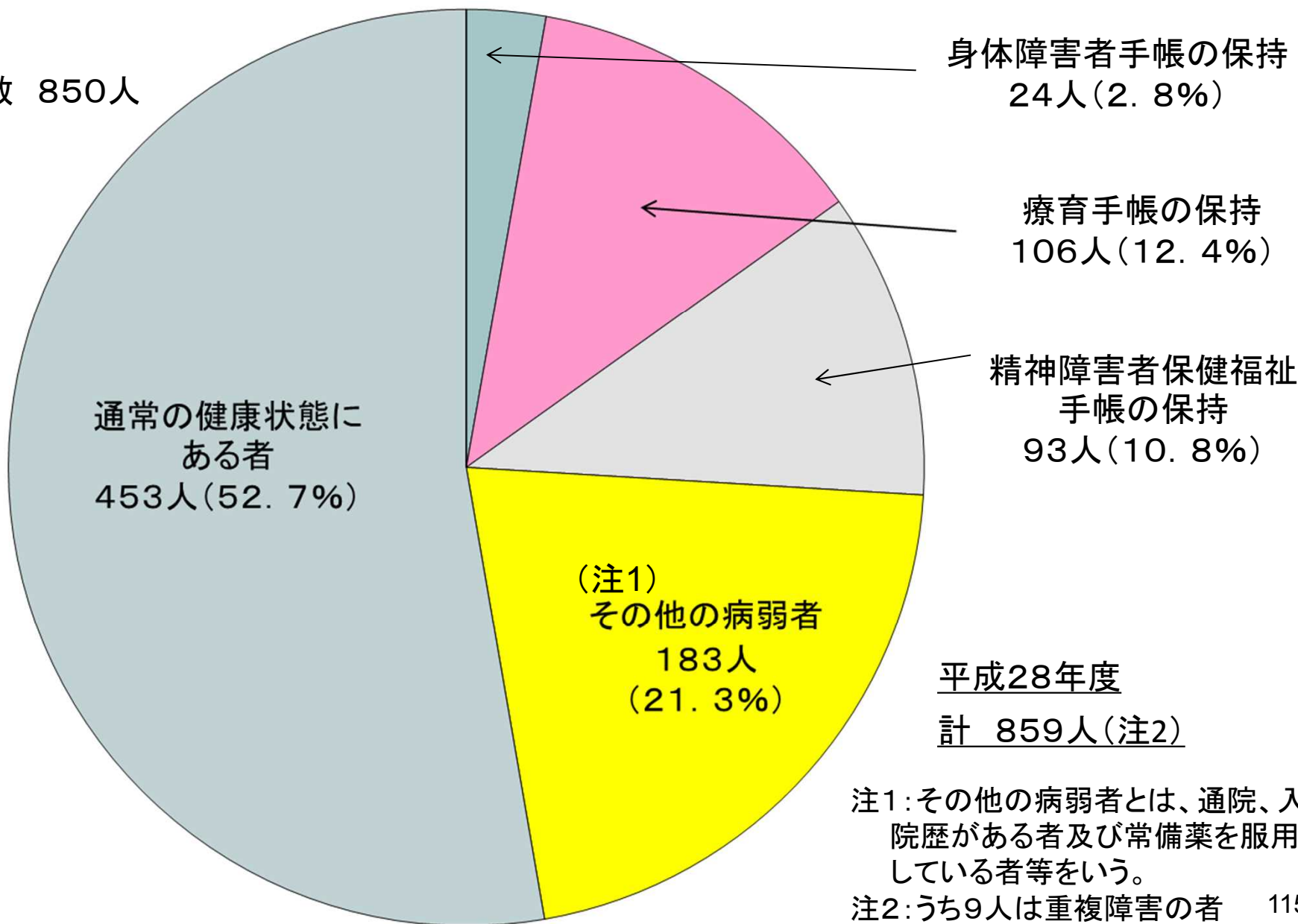
平成28年度 合計 850人



婦人保護施設入所者の心身の状況

○入所者のうち、47.3%の女性が、何らかの障害あるいは病気を抱えている。

(参考)平成28年度
婦人保護施設入所者数 850人



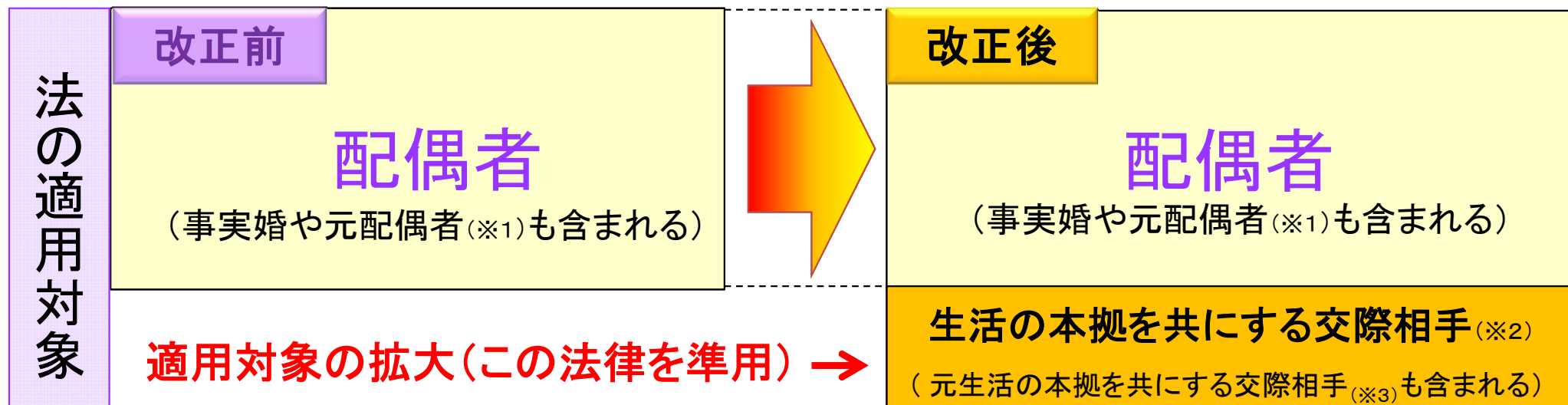
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正について

- ◆平成25年6月26日に成立、同年7月3日に公布（議員立法）
- ◆平成26年1月3日より施行（公布の日から起算して6月を経過した日）

改正内容

- 「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象 ※下図参照
- 法律の題名「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

【図】配偶者暴力防止法の適用対象の拡大について



※1 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

※2 婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く

※3 生活の本拠を共にする交際関係を解消する前に暴力を受け、解消後も引き続き暴力を受ける場合

詳細は内閣府のホームページを御覧ください。 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/dv2507.html>

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号） の一部改正について

【平成25年10月3日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（国、地方公共団体、関係事業者等の<u>支援等</u>）</p> <p>第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する<u>婦人相談所</u> <u>その他適切な施設による支援</u>並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。</p> <p><u>2 国及び地方公共団体は、前項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3・4</u> 〔略〕</p>	<p>（国、地方公共団体、関係事業者等の<u>支援</u>）</p> <p>第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。</p> <p>〔<u>新設</u>〕</p> <p><u>2・3</u> 〔略〕</p>

ストーカー総合対策(平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議)

「すべての女性が輝く社会」の実現 ～安全・安心な暮らしの確保～

ストーカー事案～女性の安全・安心な暮らしを脅かす

警察における認知件数2万2,823件(平成26年中)
特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験(内閣府調査)
女性の約10人に1人

1 ストーカー事案に対応する体制の整備

- ◆警察では、警察官等の増員、女性警察官による対応ができる体制の整備促進、組織的な対応の推進
- ◆地方公共団体の窓口、人権擁護機関、検察、法テラス、学校等では、切れ目のない適切な支援、研修・マニュアル等による支援の充実
- ◆地域における関係機関の協議会(例:配偶者暴力に関するもの)を活用しつつ、関係機関の連携協力の推進

2 被害者等の一時避難等の支援

- ◆婦人相談所における一時保護の実施、都道府県警察における被害者等の安全確保のための取組の促進
- ◆婦人保護施設における中長期支援、婦人相談所等における住宅・就業の情報提供、公的賃貸住宅への優先入居等の推進のための取組
- ◆経済面からの支援として、弁護士費用の負担軽減、引き続き地方交付税措置

3 被害者情報の保護

- ◆被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者による被害者等の情報の保護
- ◆加害者による個人情報に係る閲覧や証明書制度の不当利用の防止、被害者等の安全の確保を図る上での配慮について広報啓発の推進

「すべての女性が輝く政策パッケージ」

(平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

○ストーカー対策の抜本的強化

関係省庁からなる会議で検討の上、総合対策を年度内を目途に取りまとめ

ストーカー総合対策関係省庁会議

内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

4 被害者等に対する情報提供等

- ◆相談・支援窓口や事案への対応について国民の理解を深めるための広報啓発の推進
- ◆被害実態等の的確な把握のための取組、地方公共団体等に対する情報提供

5 ストーカー予防のための教育等

- ◆ストーカーの被害者にも加害者にもならないことの重要性に留意しつつ、若年層を対象とする予防啓発や、インターネットの適切な利用とその危険性に関する教育啓発の推進
- ◆研修等により教育関係者等の理解を促進

6 加害者に関する取組の推進

- ◆警察では、被害者等の保護を最優先に組織による迅速・的確な対応、対応能力の向上の推進
- ◆様々な段階で加害者に対して更生のための働き掛け、保護観察付執行猶予となった者に対して保護観察所と警察との連携による特異動向等の把握・措置、受刑者・少年院在院者に対して問題性を考慮したプログラムの実施・充実
- ◆ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的手法に関する調査研究や、配偶者からの暴力の加害者更生に係る実態調査の実施

改正ストーカー規制法の施行に対応した婦人保護事業の実施について

(平成28年12月27日 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)

1. 職務関係者による配慮等(改正後の第9条関係)

- 警察機関との緊密な連携
- 「職務関係者」... 職務として被害者の身辺の安全の確保と秘密の保持を図るべき者
＝ “婦人相談所職員” “相談対応の行政機関職員” “民間シェルター職員” 等
- 国・地方公共団体による研修、マニュアルの整備等
- 個人情報管理: 「婦人相談所ガイドライン」「婦人相談員相談・支援指針」参照

2. 国、地方公共団体、関係事業者等の支援(改正後の第10条関係)

- 婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援
→ 「「婦人相談所が行う一時保護の委託について」の一部改正について」(H28.3.31 雇用均等・児童家庭局長通知)でストーカー被害者の一時保護委託が可能であることを明記

3. ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置(改正後の第12条関係)

- ストーカー事案の特性、危険性、自己防衛手段等についての周知・啓発や被害者支援を効果的に行うため
(例) インターネットの普及やコミュニケーションツールの変化等、最近の社会情勢を踏まえた被害実態等の把握
- 相談窓口の周知 → 婦人相談所のHP(ホームページ)等に分かりやすく明示

4. 支援等を図るための措置(改正後の第13条関係)

- 「必要な体制整備」「必要な財政上の措置」「その他必要な措置」

売春防止法、母子及び父子並びに寡婦福祉法の見直しについて

売春防止法の改正

1. 婦人相談員の非常勤規定の削除（平成29年4月1日施行）

- 都道府県等における職員の任用については都道府県知事等において判断されるべきものであることから、婦人相談員を非常勤とする規定を削除する(売春防止法第35条第4項)。

2. 婦人相談所長による報告又は通知（平成28年10月1日施行）

- 母子生活支援施設は、夫等からの暴力を理由として入所する母子が最も多くなっており、そうした母子に対する支援拠点の一つとなっていることから、婦人相談所長に対し、母子生活支援施設への入所が適当と認められる母子について、母子生活支援施設において母子保護を実施する都道府県等への報告等を行うことを義務付ける(売春防止法第36条の2)。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正

1. 母子・父子自立支援員の非常勤規定の削除（平成29年4月1日施行）

- 都道府県等における職員の任用については都道府県知事等において判断されるべきものであることから、母子・父子自立支援員について、非常勤を原則とする旨の規定を削除する(母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第3項)。

2. 母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加（公布日（平成28年6月3日）施行）

- 婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携について一層の強化を図るため、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない関係機関に婦人相談員を追加する(母子及び父子並びに寡婦福祉法第3条の2第1項)。

子どもの貧困対策の推進に関する法律〈平成25年法律第64号〉（概要）

平成25年6月19日成立／平成25年6月26日公布／平成26年1月17日施行

目的

○ この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

○ 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。

○ 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

○ 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

施行期日等

○ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成26年1月17日施行）

○ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子どもの貧困対策の推進に関する法律について (平成25年法律第64号) (平成26年1月17日施行)

現状・背景

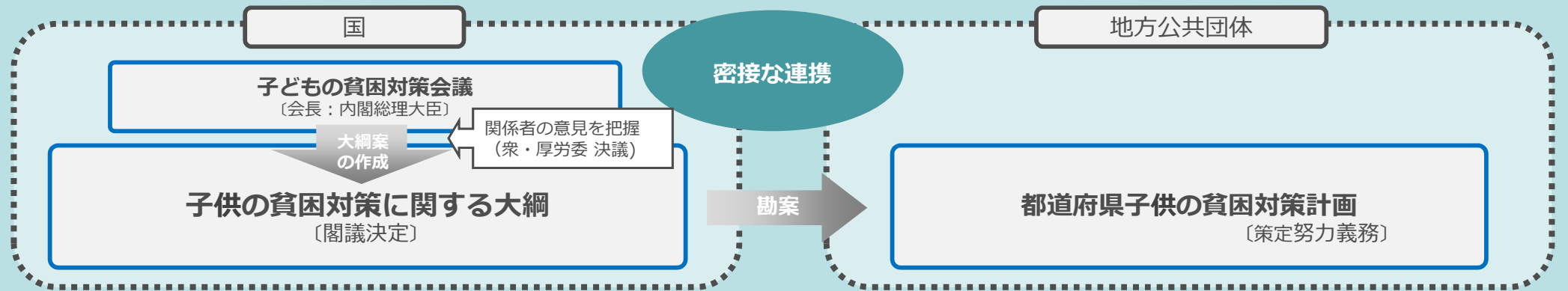
- 子供の貧困率
16.3% (2012年厚労省)
(2010年OECD加盟34力国中25位) (OECD(2014) 日本は2009年 (15.7%))
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率
54.6% (2012年厚労省)
(2010年OECD加盟34力国中33位) (OECD(2014) 日本は2009年 (50.8%))
- 生活保護世帯の子供の高等学校等進学率
90.8% (全体 98.6%) (2013年厚労省/文科省)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

- 子供の貧困対策は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。
- 子供の貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行わなければならない。

子供の貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり



基本的な方針

大綱に掲げる事項

子供の貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

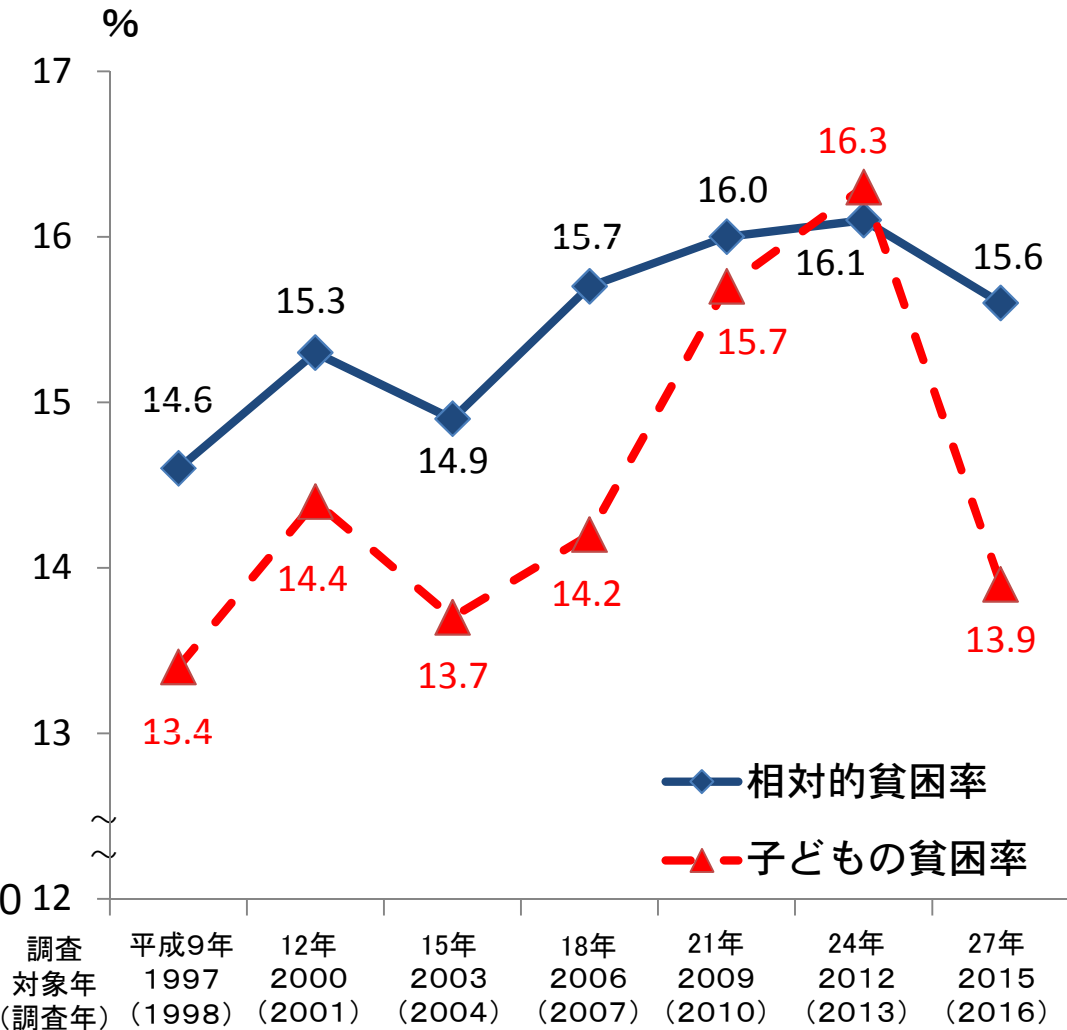
教育支援 生活支援 保護者への就労支援 経済的支援 調査研究

子供の貧困状況及び貧困対策の実施状況を毎年公表

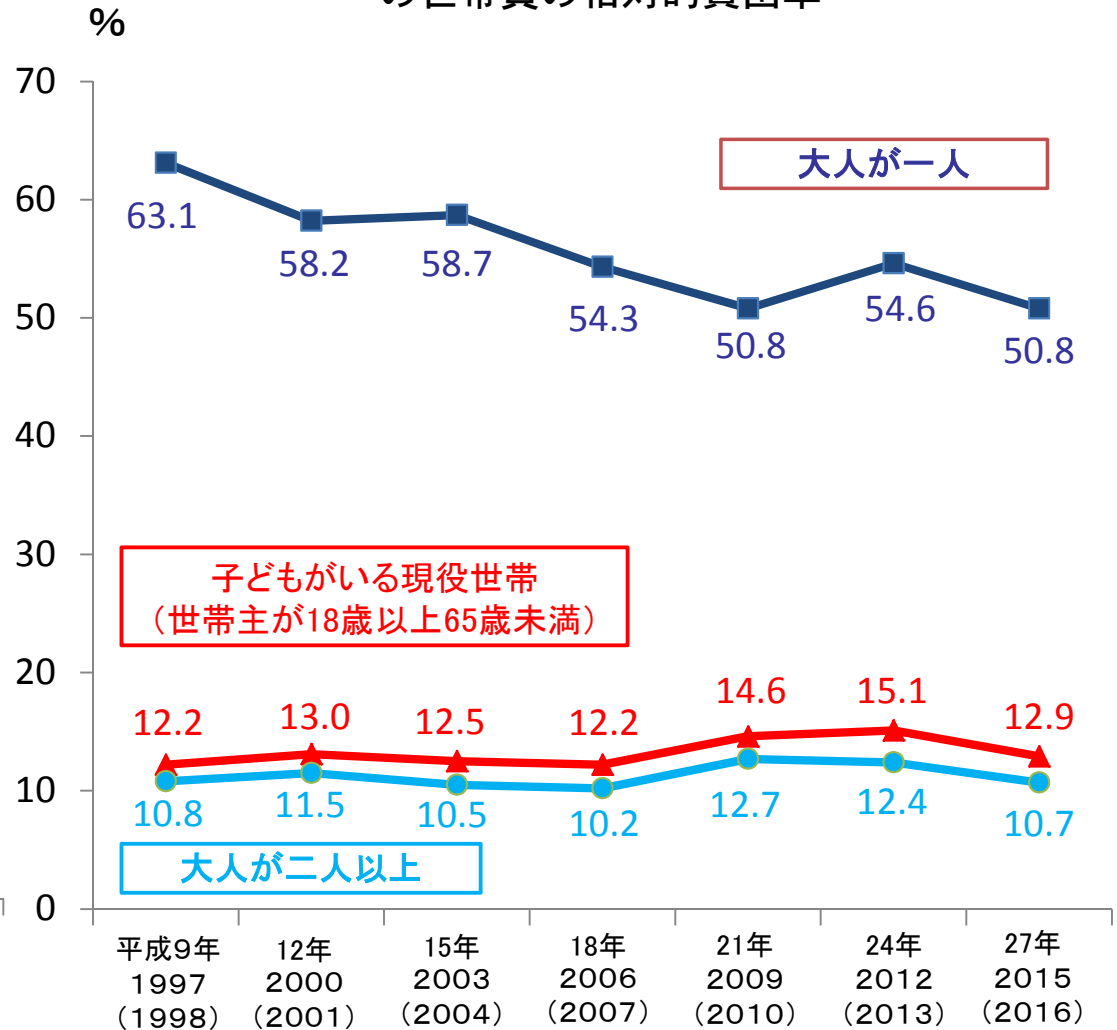
相対的貧困率の推移について

- 最新（2016年調査）の相対的貧困率は、全体で15.6%（対2013年調査比0.5ポイントの低下）、子どもで13.9%（対2013年調査比2.4ポイントの低下）
- 一方、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」で50.8%（対2013年調査比3.8ポイントの低下）

相対的貧困率の年次推移

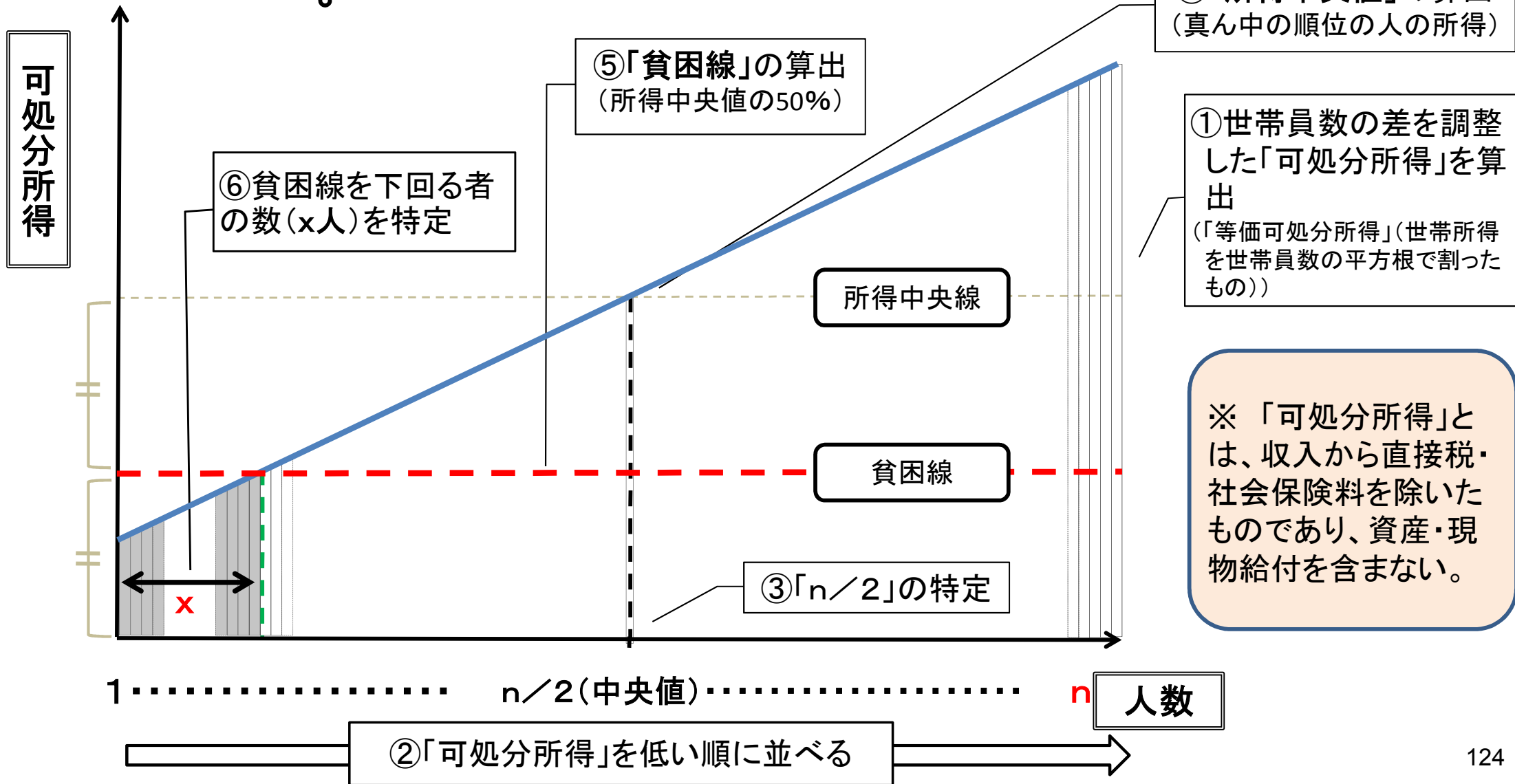


子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の世帯員の相対的貧困率



「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

$$\text{相対的貧困率} = x \div n \times 100(\%)$$



子供の貧困対策に関する大綱について

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子家庭の就業率: 80.6% (正規39.4% 非正規47.4%)
 - ・父子家庭の就業率: 91.3% (正規67.2% 非正規8.0%)
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・ きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・ スクールソーシャルワーカーの配置充実(※)
- 教育費負担の軽減
 - ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・ 高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減(※)
 - ・ 大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入(※)
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進(※)
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援(※) など

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・ 就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援(※)
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・ 保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・ 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・ 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開(※) など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現

子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後の進路:就職率 2.5% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 46.1%) (平成25年)
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率 (平成25年)
(中学校卒業後:進学率 96.6%、就職率 2.1% / 高等学校等卒業後:進学率 22.6%、就職率 69.8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園) 72.3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率 (中学校卒業後:進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後:進学率 41.6%、就職率 33.0%) (平成23年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度) /
スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 (平成25年度)
(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)
(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子・有利子) (平成25年度実績)
(無利子:予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% / 有利子:予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%)
- ひとり親家庭の親の就業率 (平成23年度)
(母子家庭の就業率 80.6% (正規 39.4%、非正規 47.4%) / 父子家庭の就業率 91.3% (正規 67.2%、非正規 8.0%))
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6% (平成24年)

子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

指標の改善に向けた当面の重点施策

教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
 - ・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減 / 特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
 - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

生活の支援

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
 - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援 / 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上
- その他の生活支援
 - ・妊娠期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

指標の改善に向けた当面の重点施策

保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県									市等									
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							
		北海道	青森県							岩手県	札幌市、旭川市、夕張市、千歳市、石狩市、帯広市、釧路市、稚内市(8/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	北見市、帯広市、釧路市、室蘭市(4/32)						札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、深川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、稚内市、北見市、網走市、帯広市、釧路市、根室市(30/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、深川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、稚内市、北見市、網走市、帯広市、釧路市(28/35)
1	北海道	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
2	青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
3	岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		

※(A/B)は、Aは実施している自治体数、Bは実施することが可能な自治体数

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県									市等									
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							
北海道・東北ブロック	4	宮城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	5	秋田県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	6	山形県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
7	福島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県									市等										
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
				自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
関東ブロック	8	茨城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	稲敷市(1/32)	-	(0/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	水戸市、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、小美玉市、牛久市、神栖市、かすみがうら市、行方市、鉾田市、つくばみらい市(30/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)	(0/32)	水戸市、ひたちなか市(2/32)
	9	栃木県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市(10/14)	宇都宮市(1/1)	(0/13)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市(12/14)	宇都宮市(宇都宮市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(25/25)	宇都宮市、那須塩原市(2/25)	(0/14)	宇都宮市、鹿沼市、小山市、下野市(4/14)	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県								市等								
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					
10	群馬県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	沼田市、館林市(2/12)	前橋市、高崎市(2/2)	(0/10)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、藤岡市(左記以外の市在住者については県の事業対象に含め実施)(12/12)	(0/35)	(0/35)	(0/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市(9/12)
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(38/40)	さいたま市、川越市(2/3)	(0/37)	さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(40/40)	さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(40/40)	さいたま市、川越市、所沢市、戸田市、北本市(5/63)	さいたま市、川越市、上尾市、戸田市、志木市、三芳町(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(63/63)	川越市(1/40)	越谷市、鴻巣市、上尾市、戸田市、志木市、富士見市、ふじみ野市(7/40)	
11	埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎										
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎										

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

都道府県										市等									
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
関東ブロック	12	千葉県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	千葉県、船橋市、柏市、松戸市、野田市、佐倉市、四街道市(7/37)	千葉県、船橋市、柏市(3/3)	野田市、浦安市、(2/34)	千葉県、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市(34/37)	千葉県、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市(36/37)	千葉県、船橋市、市川市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市、浦安市(8/37)	千葉県、野田市、佐倉市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市(7/54)	千葉県、船橋市、柏市、松戸市、野田市(5/54)	船橋市、松戸市(2/37)	千葉県、船橋市、柏市、松戸市、成田市、佐倉市、鎌ヶ谷市、印西市、富里市(9/37)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

都道府県										市等									
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
関東ブロック	13	東京都	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中央区、新宿区、世田谷区、渋谷区、杉並区、江戸川区、武蔵野市、八王子市、三鷹市、府中市、調布市、日野市、国分寺市、福生市、羽村市(15/49)	八王子市(1/1)	品川区、練馬区、世田谷区、江戸川区、武蔵野市、(5/48)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(49/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(49/49)	中央区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(41/62)	千代田区、中央区、新宿区、品川区、目黒区、世田谷区、豊島区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、日野市、国立市、多摩市(18/62)	杉並区、豊島区、葛飾区、江戸川区、調布市、西東京市(6/49)	杉並区、板橋区、豊島区、荒川区、世田谷区、足立区、三鷹市、青梅市、国分寺市、羽村市、八王子市(11/49)	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県								市等										
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							
関東ブロック	14	神奈川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	横浜市、川崎市、相模原市、厚木市、秦野市(5/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(4/4)	(0/15)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(18/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(政令・中核市以外の県内在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、伊勢原市、座間市、南足柄市(町村在住者分は県の事業対象に含め実施)(29/33)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(4/33)	(0/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、逗子市、大和市(7/19)	
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	新潟市、長岡市、柏崎市(3/20)	新潟市(1/1)	(0/19)	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市(19/20)	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市(19/20)	新潟市、長岡市、上越市(3/20)	新潟市(新潟市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	新潟市(新潟市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	(0/20)	三条市、上越市、南魚沼市(3/20)
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	富山市(県と共同実施)(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(9/10)	(県の事業対象に含め実施)(15/15)	富山市(富山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(15/15)	(0/10)	(0/10)
中部ブロック	15	新潟県																		
	16	富山県																		

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県										市等									
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
				自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						
中部ブロック	17	石川県	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	金沢市、七尾市、かほく市(3/11)	金沢市(1/1)	小松市(1/10)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、小松市、加賀市、能美市、野々市市(5/11)	金沢市、七尾市、白山市、能美市、野々市市、中能登町(6/19)	金沢市、七尾市、小松市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町(16/19)	(0/11)	金沢市、小松市(2/11)
	18	福井県	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	越前市(1/9)	-	(0/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	(県の事業対象に含め実施)(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、南越前町、越前町(10/17)	(県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(17/17)	(0/9)	(0/9)
	19	山梨県	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	都留市、大月市(2/13)	-	(0/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、南アルプス市、(6/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(27/27)	(0/27)	(0/13)	都留市、笛吹市(2/13)
	20	長野県	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	長野市、上田市(2/19)	(長野市在住者分は県の事業対象に含め実施)(1/1)	(0/18)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市、東御市(18/19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市(17/19)	(0/19)	松本市、上田市、須坂市、伊那市、茅野市、千曲市、安曇野市、上松町、白馬村(9/77)	長野市(長野市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(77/77)	(0/19)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県									市等									
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							
中部ブロック	21	岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	22	静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県								市等								
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
中部ブロック	23	愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	24	三重県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

			都道府県							市等								
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
近畿ブロック	25	滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	26	京都府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	27	大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県										市等									
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
				自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						
近畿ブロック	28	兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市、宝塚市(5/29)	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市(4/4)	明石市(1/25)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、赤穂市、高砂市、川西市、三田市、朝来市(13/29)	神戸市、姫路市(政令市及び中核以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(39/41)	神戸市(1/41)	姫路市、明石市、三田市(3/29)	神戸市、姫路市、西宮市、赤穂市、三木市、高砂市、小野市、篠山市、丹波市、淡路市、加東市(11/29)
	29	奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	奈良市、桜井市、御所市、葛城市(4/13)	奈良市(1/1)	(0/12)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	奈良市(奈良市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	奈良市(県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	(0/13)	天理市、五條市(2/13)
	30	和歌山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市(5/9)	和歌山市(1/1)	(0/8)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(9/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	(0/9)	和歌山市(1/9)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県									市等											
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		
				自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							
中国ブロック	31	鳥取県	◎	◎	◎	◎		◎	◎		◎	倉吉市、境港市、若桜町、琴浦町(4/17)	—	(0/17)	鳥取市、境港市、岩美町、智頭町、八頭町、琴浦町(6/17)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、智頭町(16/17)	米子市(1/17)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	米子市、倉吉市、境港市、智頭町、八頭町、北栄町(6/19)	(0/17)	(0/17)	
	32	島根県	◎	◎	◎ (県内の全市町村が実施)	◎ (県内の全市町村が実施)		◎	◎	◎		◎	松江市、益田市、出雲市、隠岐の島町(4/19)	—	(0/19)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(19/19)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(19/19)	浜田市、安来市、雲南市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	(0/19)	(0/19)
	33	岡山県	◎	◎	◎	◎		◎			◎	岡山市、倉敷市、津山市(3/18)	岡山市(倉敷市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/16)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、瀬戸内市、美作市、新見市(8/18)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、美作市、浅口市、新見市(10/18)	岡山市、津山市、玉野市、瀬戸内市、美作市、新見市(6/18)	倉敷市、津山市、瀬戸内市(3/27)	総社市(1/27)	(0/18)	岡山市、津山市(2/18)	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県									市等									
中国ブロック	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						
中国ブロック	34	広島県	◎	◎	◎	◎ (県内の全市町村が実施)	◎				◎	◎								
	35	山口県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○										
四国ブロック	36	徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○										
	37	香川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎											

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県									市等										
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
				自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						
四国ブロック	38	愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	39	高知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/11)	高知市(1/1)	(0/10)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市(高知市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(11/11)	(0/34)	(0/34)	(0/11)	土佐市、土佐清水市(2/11)	
九州ブロック	40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県									市等									
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							
九州ブロック	41	佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	42	長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	43	熊本県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	44	大分県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県									市 等									
	自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自 立支援プロ グラム策定等 事業	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭 等生活向上事 業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業	
			自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金事 業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育 訓練給付金事 業	高等職業訓練 促進給付金等 事業						
九州 ブロッ ク	45	宮 崎 県	◎	◎	◎	◎	◎				えびの市(1/9)	宮崎市(1/1)	(0/8)	宮崎市、都城 市、延岡市、日 向市、日南市、 小林市、西都 市、えびの市、 串間市(9/9)	宮崎市、都城 市、延岡市、日 向市、日南市、 小林市、西都 市、えびの市、 串間市(9/9)	宮崎市(宮崎 市以外の市等 在住者分は県 の事業対象に 含めて実施) (9/9)	宮崎市、都城 市、延岡市、日 向市、えび の市、三股町、 高原町、高鍋 町、門川町 (11/26)	宮崎市、都城 市(2/26)	(0/9)	(0/9)
	46	鹿 児 島 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	枕崎市、阿久 根市、薩摩川 内市、日置市、 曾於市、いちき 串木野市、志 布志市(7/21)	鹿児島市(1/1)	(0/20)	鹿児島市、鹿 屋市、枕崎市、 阿久根市、出 水市、指宿市、 西之表市、垂 水市、薩摩川 内市、日置市、 曾於市、霧島 市、いちき串木 野市、南さつま 市、志布志市、 奄美市、南九 州市、伊佐市、 始良市、長島 町、屋久島町 (21/21)	鹿児島市、鹿 屋市、枕崎市、 阿久根市、出 水市、指宿市、 西之表市、垂 水市、薩摩川 内市、日置市、 曾於市、霧島 市、いちき串木 野市、南さつま 市、志布志市、 奄美市、南九 州市、伊佐市、 始良市、長島 町、屋久島町 (21/21)	鹿児島市 (1/21)	鹿児島市(鹿児 島市以外の市 等在住者分は 県の事業対象 に含めて実施) (43/43)	鹿児島市 (1/43)	(0/21)	鹿児島市、出 水市、志布志 市(3/21)
	47	沖 縄 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	那覇市、宜野 湾市、浦添市、 豊見城市 (4/11)	(那覇市在住 者分は県の事 業対象に含め 実施)(1/1)	(0/10)	那覇市、うるま 市、宜野湾市、 宮古島市、石 垣市、浦添市、 名護市、糸満 市、沖縄市、豊 見城市、南城 市(11/11)	那覇市、うるま 市、宜野湾市、 浦添市、名護 市、糸満市、沖 縄市、豊見城 市、南城市、宮 古島市(10/11)	那覇市、沖縄 市、宜野湾市 (左記以外の 市等在住者分 は県の事業に 含めて実施) (11/11)	那覇市(那覇 市以外の市等 在住者分は県 の事業対象に 含めて実施) (41/41)	宜野湾市・北 谷町(宜野湾 市・北谷町以 外の市等在住 者は県の事業 対象に含めて 実施)(41/41)	(0/11)	(0/11)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

	都道府県										市等									
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
都道府県合	◎	47	47	47	47	42	25	30	9	33	平成28年度実施状況									
	○	0	0	0	0	0	0	3	0	7	246/857	65/68	25/789	805/857	820/857	537/857	916/1,741	852/1,741	21/857	171/857
		0	0	0	0	5	22	14	38	7	28.7%	95.6%	3.2%	93.9%	95.7%	62.7%	52.6%	48.9%	2.5%	20.0%

※◎…継続して実施、○…平成29年度以降に実施予定、空欄…未実施

<都道府県を含む実施状況>

平成28年度実施状況										
自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
	293/904	112/115	25/789	852/904	867/904	579/904	941/1,788	882/1,788	30/904	204/904
	32.4%	97.4%	3.2%	94.2%	95.9%	64.0%	52.6%	49.3%	3.3%	22.6%